

陳情項目と参考資料

1. 陳情の訪問と文書回答・アンケートのお願い	1
2. 陳情書	3
3. 国・愛知県への意見書(案)	7
4. アンケート用紙	9
5. 要請項目のポイント	14
6. 安心できる介護保障の確立に関する資料	33
介護保険料の徴収区分と保険料額	33
介護保険料の低所得者単独減免実施市町村一覧	37
介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村一覧	39
高額介護サービス費の自動払い実施状況	42
介護保険施設の居住費・食費に関する資料	43
福祉用具(車いす・介護ベッドなど)の取り扱いに関する資料	46
地域包括支援センターに関する資料	49
特別養護老人ホームの待機者数の推移	58
住宅改修と福祉用具購入の受領委任払い制度の実施状況	61
食事(配食・会食)サービスび実施状況	63
ゴミ出し援助の実施状況	66
介護手当の支給状況	67
住宅改修の独自助成制度一覧	70
巡回バス・福祉バス実施状況一覧	72
宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成実施状況	73
介護認定者の障害者控除のための認定書の発行枚数	74
7. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置に関する資料	77
8. 高齢者医療の充実に関する資料	81
福祉給付金の拡大状況と自動払いの実施状況	81
9. 子育て支援に関する資料	82
乳幼児医療費助成制度の拡大状況一覧	82
妊産婦健診の拡大および妊産婦医療費助成実施状況一覧	84
就学援助に関する資料	86
10. 国保の改善に関する資料	89
国保被保険者・保険料(税)額・収納率・一般会計からの繰入金額などの市町村別一覧	89
国保資格証明書等の交付状況一覧	91
国保短期保険証の実態に関する資料	95
国保の保険料(税)減免実施状況(2004年度)	97
国保の滞納者差し押さえ状況に関する資料	102
国保一部負担金減免に関する資料	104
国保の高額療養費・出産育児一時金受領委任払い制度実施状況	109
11. 生活保護に関する資料	113
12. 障害者施策の充実に関する資料	119
障害者自立支援法に関する資料	119
地域生活支援事業に関する資料	122
精神障害者医療費助成制度一覧	131
13. 基本健康診査、がん検診、歯周疾患検診などの健診事業に関する資料	133
基本健康診査実施状況・歯周疾患健診実施状況	133
子宫がん・乳がん検診に関する要望(愛知県保険医協会)	136
14. コース表	138

(愛知自治体キャラバン実行委員会)

2006年愛知自治体キャラバン 実施要領

※要請団の集合時間は、1つ目の自治体は30分前、2つ目以降の自治体は15分前に庁舎1階ロビーにお集まり下さい。

キャラバン参加者のみなさんへ

- 1.「参加者受付名簿」にお名前・団体名をご記入ください。
- 2.地元独自の陳情書を提出する場合は、団長又は事務局長にお知らせください。陳情書の提出のみで当日の回答は求めませんので、後日、各団体で交渉をお願いします。
- 3.終了後、別紙の「感想用紙」をご記入の上、団長又は事務局長にお渡しください。後日提出する場合は、社保協あてにFAXでお願いします。(FAX番号 052-889-6931)

団長・事務局長のみなさんへ

1. 参加者への依頼

- ①「参加者受付名簿」の空欄に市町村名を記入して、参加者の受付をしてください。
- ②記録係を決めて「記録用紙」を記入してもらうように依頼してください。

2. 陳情書と請願書の取り扱い

- ①正式な陳情書又は請願書を、当局と議会にそれぞれ提出してください。
- ②提出前に、印字した首長名と議長名に間違いがないか確認し、間違っている場合は、予備の陳情書・請願書に正しい名前を記入して提出してください。
- ③議会提出分の陳情書か請願書の区分(P138参照)は、昨年と同じ形式で準備しています。請願書の場合は、紹介議員となっていただく共産党議員に手渡してください。なお、昨年と異なる提出をする場合は、予備の陳情書・請願書をご利用ください。

3. 配布資料

- ①当日の配布資料は、当局(議会)と参加者は共通資料です。
- ②感想用紙を忘れずに渡してください。

4. 懇談の留意点

- ①懇談の時間は1時間(一宮市・東海市・豊田市は90分)です。自己紹介は少人数の場合に限ってください。★印を付した重点項目に限定して当局の考えを聞いたうえで、懇談に入った方が効率的です。

②時間配分のメドは、1)自治体当局の回答10分、2)懇談40分、3)その他、要請・陳情10分

5. 資料などのとりまとめ

- ①団長又は事務局長は、次の資料を「回収袋」に入れ、保険医協会事務局に渡してください。
各自治体別の回収袋:1)文書回答、2)アンケート回答、3)自治体側の出席者名簿、4)提出を求めた資料、5)記録用紙

1日分まとめた回収袋:1)受付名簿、2)参加者感想用紙

※※※※※宣伝カーの移動中は宣伝テープを流してください。※※※※※

自治体当局・議会関係者のみなさんへ

1. 文書回答・アンケート回答

- ①陳情事項への文書回答とアンケート回答を、参加者に配付してください。
- ②陳情事項への文書回答・アンケート回答が間に合わなかった場合は、後日、ご送付ください。
※昨年は、文書回答が62市町村(94%)から、アンケート回答が全市町村からいただきました。

2. 当日の出席者名簿

- ①当日の出席者名簿にお名前と役職をご記入の上、お渡しください。

2006年9月20日

《自治体名》長 《首長名》様

(請願・陳情団体)

愛知自治体マッシュ実行委員会
行や知者 德川秋水
名古屋市熱田区沢下町9-7
方側会館東館3階301号

(事務局団体)

愛知県社会保障推進協議会
愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
新日本婦人の会愛知県本部

介護・福祉・医療など社会保障の施策充実についての 請願・陳情に関する訪問と文書回答・アンケートのお願い

拝啓、時下、貴職におかれましては、住民の生命と健康、暮らしを守るために日夜、ご努力されていることに敬意を表します。

私たちは、日頃から県民の暮らし・福祉の充実に向けた運動をすすめていますが、その一環として、別紙趣旨に沿って、例年通り県内全市町村を訪問し、要請することを決めました。ぜひ、請願・陳情項目を実現していただきますようお願ひいたします。

つきましては、はなはだ勝手ではございますが、下記日時にお伺いさせていただきたいと思いますので、格段のご配慮をお願いいたします。

また、今回の要望項目につきましては、例年の通り文書回答及びアンケートをお願いさせていただきます。

なお、請願・陳情書は首長・議会議長にそれぞれ同文の内容で送付させていただきました。
正式な請願・陳情書は、訪問の際に直接お渡しさせていただきます。

事前にご検討くださいますよう重ねてお願ひいたします。

敬具

記

訪問日時 2006年10月《日》《曜》 《時間》

【懇談要領】

1. 懇談に要する時間は60分程度でお願いいたします。
2. 自治体・議会関係者同席でお受けください。
3. はなはだ恐縮ですが、県内全市町村を訪問しますので、懇談日時の変更は大変困難な点をご理解ください。可能な範囲で責任のある方のご出席をお願いいたします。
4. 懇談の会場が庁舎の外の建物となる場合は、お手数ですが9月30日までにお知らせ下さい。
5. 限られた時間内に効率的に話し合いができるよう、請願・陳情の内容は事前にご検討いただくようお願いいたします。なお、請願・陳情項目のうち、下記項目を懇談の重点として予定していますのでよろしくお願ひいたします。(陳情書に★印を付した項目です)

—重点項目—

	項目番号		項目番号		項目番号
1	【2】1. (1)①イ	6	【2】1. (2)⑥	11	【2】5. ①・②・③
2	【2】1. (1)②ウ	7	【2】1. (3)	12	【2】6. ①
3	【2】1. (1)③	8	【2】2. ①・②	13	【2】7. ①・②・③
4	【2】1. (1)④ア・イ	9	【2】3. ①・③	14	【2】8. ④
5	【2】1. (1)⑥イ	10	【2】4. ①・②・④		

6. 請願・陳情項目への返事については、お手数ですが、自治体当局から「文書回答」をお願いいたします。

※昨年度は94%の自治体から文書回答をいただきました。自治体キャラバンのまとめを作成する上で、どうしても必要ですのでよろしくご協力を願いいたします。万一、懇談当日、「請願・陳情項目への文書回答」が間に合わない場合、後日郵送でお願いいたします。

7. 「自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート」のご協力を願いいたします。
8. お手数ですが、懇談当日、前項6の「文書回答」、前項7の「アンケート」を、《数》部ご準備をお願いいたします。なお、アンケートでお願いしている添付資料は1部で結構です。

※この件についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

◎日本自治体労働組合総連合愛知県本部
(〒462-0845 名古屋市北区柳原3丁目7-8
TEL052-916-2251・Fax052-916-2308・担当:永井和彦)

◎愛知県保険医協会(愛知県社会保障推進協議会事務局)
(〒466-8655 名古屋市昭和区妙見町19-2
TEL052-832-1346・Fax052-834-3584・担当:澤田和男)

以上

2006年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号
(事務局団体) 愛知県社会保障推進協議会
議長 徳田 秋
愛知県労働組合総連合
議長 羽根 克明
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
執行委員長 羽根 克明
新日本婦人の会愛知県本部
会長 水野 磯子

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

小泉内閣がすすめた医療、福祉、介護、年金など社会保障の連續改悪など構造改革により格差が拡大し、国民のいのちと暮らししが脅かされています。

高齢者は、老年者控除の廃止や公的年金等控除の縮小などで年金収入は増えないのに税負担が増えたことが重なり悲痛な声があがっています。

05年10月からの介護保険施設の居住費や食費の全額自己負担による大幅な負担増の結果、愛知県保険医協会の調査でも負担が増え退所する利用者がでています。

また、06年4月からの介護予防のサービス利用や車いす・介護用ベッドの利用の制限で日常的な移動ができず、閉じこもりになり介護の予防や自立支援から逆行していると言わざるをえない実態もでています。

障害者も06年4月からの障害者自立支援法による「応益負担」は、障害者の福祉サービスの断念・抑制を招き、生活の危機を招いています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、暮らしを守るために以下の事項について改善をおねがいします。

【陳情事項】—★印が懇談の重点項目です—

【1】 地方自治法第1条を踏まえて「住民の福祉の増進」を行財政の基本にすべて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実にむけての基本姿勢を堅持してください。

【2】 以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 介護保険料は、これ以上の引き上げをおこなわず、所得に応じた負担にしてください。

★イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

ウ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

★ウ. 05年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。また、市町村として05年10月以降の経済的理由による介護保険施設の退所者数を明らかにしてください。把握していない場合は、介護保険の影響について実態調査をおこなってください。

★③要支援、要介護1の方に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について独自の制度で継続して利用できるようにしてください。

④地域包括支援センターについて

★ア. 地域包括支援センターの対象地域が広すぎる市町村は、交通の便の良いところに早急に分室を設けてください。

★イ. 介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、地域包括支援センターの人員配置をきちんとおこなってください。

ウ. 介護予防のマネージメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

エ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任をはたせる水準に引き上げてください。

⑤介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

⑥人材確保と質の向上のために

ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

★イ. 介護労働者の待遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

⑦住宅改修、福祉用具の受領委任払い制度を実施してください。

(2)地域支援事業などを活用し、高齢者福祉施策を充実してください。

①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

②配食サービスは、毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設げず支給してください。

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするために、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助を始めとして多面的な施策を一般財源で実施してください。

★(3)介護保険の要介護認定者に「障害者控除」対象者であることを周知徹底するとともに、「障害者控除認定書」を発行してください。

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

★①公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

- ★②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。
- ③高額医療費や高額介護サービス費などの激変緩和措置については、申請がなくても自動的に実施してください。

3. 高齢者医療の充実について

- ★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。
- ②福祉給付金制度を70歳から実施してください。
- ★③福祉給付金の支払いは、現物給付にしてください。当面、自動払いしてください。
- ④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。

4. 子育て支援について

- ★①小学校卒業まで医療費無料制度を現物給付で実施してください。
- ★②妊娠婦の無料健診制度を拡充し、無料の回数を増やしてください。
- ③妊娠婦医療費無料制度を新設してください。
- ★④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

5. 国保の改善について

- ★①国民健康保険の資格証明書や短期保険証の発行を中止し、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。
- ★②保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し払える保険料(税)にしてください。
- ★③保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差し押さえなど制裁行政をしないでください。
- ④加入者の人権やプライバシーを侵害する保険料(税)の通信会社など民間企業への徴収委託はしないでください。
- ⑤国保の一部負担金の減免制度(国保法第44条)を拡充し、市町村や医療機関の窓口に制度の申請用紙とチラシなどを置いてください。規定がない場合は、規定をつくってください。
- ⑥高額療養費と出産・育児一時金の受領委任払制度を実施してください。
- ⑦国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

6. 生活保護について

- ★①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。また、申請権を保障し、救済漏れのないようにしてください。

7. 障害者施策の充実について

- ★①障害者自立支援法による利用者負担増に対し、施設での給食費など実費負担を含め独自の減免制度を設けてください。
- ★②地域生活支援事業について現行サービスを後退させることのないよう市町村の責任で実施してください。また、利用者負担を軽減するため独自の制度を設けてください。
- ★③精神障害者を現行の障害者医療費助成制度の対象に加え、精神疾患以外の医療を含め、医療費を現物給付で無料にしてください。
- ④障害児施設(入所・通園)の利用料、給食費などの負担をなくしてください。
- ⑤学齢障害児の児童デイサービスや移動支援などを充実するとともに、利用料負担を軽減してください。

8. 健診事業について

- ①基本健康診査、がん検診、歯周疾患検診の自己負担額を無料にしてください。また、実施期間を限定している市町村は、実施期間を通年にしてください。集団方式に限定している市町村は、個別医療機関委託方式も実施してください。
- ②子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。
- ③前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。
- ★④歯周疾患検診を年1回受けられるようにしてください。少なくとも、老人保健法で定められている40・50・60・70歳の節目年齢においては必ず実施してください。

【3】 国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①年金改定を元に戻し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」を創設し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。
- ②介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、介護保険施設入所者などへの居住費・食費の利用者負担を元にもどすとともに、軽度者の車いすや介護用ベッドなど福祉用具の取り上げをやめてください。
- ③医療保険への国庫補助金を増やして、国民および地方自治体の負担を軽減してください。また、条件整備もなく療養病床の廃止・削減をすすめる計画は撤回してください。リハビリの日数制限を撤廃してください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度を拡充してください。また、現物給付による乳幼児医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。また、就学援助への国の予算措置を復活し、増額してください。
- ⑤生活保護に対する基準額を引き上げ、「適正化」など申請に対する締め付けをしないでください。
- ⑥障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。
- ⑦健診を保険者任せとせず、国が責任をもって実施してください。子宮がん・乳がん・歯周疾患検診は年1回受けられるようにしてください。
- ⑧医師、看護師の養成数を増やすとともに、働きやすい条件を確保して医療提供体制を充実してください。
- ⑨公的年金等控除の縮小や老年者控除の廃止などを元にもどし、消費税の引き上げはおこなわないでください。
- ⑩地方交付税制度の財源調整機能及び財源保障機能を堅持し、充実させてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①福祉給付金制度を70歳から実施してください。また、支払方法を現物給付方式にしてください。
- ②乳幼児医療費助成制度の対象を就学前まで拡大してください。
- ③削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ④障害者自立支援法の実施に伴う負担軽減策を設けてください。
- ⑤精神障害者を現行の障害者医療費助成制度の対象に加え、医療費を無料にしてください。

以上

医療・介護・福祉など社会保障の充実を求める意見書（案）

ここ数年に亘る社会保障連続改革と増税により、国民が受ける社会保障の給付は削減され、負担は大幅に増加した。そのしわ寄せは、低所得者を直撃し、格差社会の拡大は深刻の度を深めている。

いまこそ、国民の不安をなくし、暮らしに安心・安全を保障するため、憲法第25条にもとづく社会保障の充実が求められている。

したがって、政府におかれでは、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 年金改定を元に戻し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」を創設し、安心してくらせる年金制度を確立すること。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないこと。
2. 介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめること。また、介護保険施設入所者などへの居住費・食費の利用者負担を元にもどすとともに、軽度者の車いすや介護用ベッドなど福祉用具の取り上げをやめること。
3. 医療保険への国庫補助金を増やして、国民および地方自治体の負担を軽減すること。また、条件整備もなく療養病床の廃止・削減をすすめる計画は撤回すること。リハビリの日数制限を撤廃すること。
4. 子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の検診制度を拡充すること。また、現物給付による乳幼児医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないこと。また、就学援助への国の予算措置を復活し、増額すること。
5. 生活保護に対する基準額を引き上げ、「適正化」など申請に対する締め付けをしないこと。
6. 障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善すること。
7. 健診を保険者任せとせず、国が責任をもって実施すること。子宮がん・乳がん・歯周疾患検診は年1回受けられるようにすること。
8. 医師、看護師の養成数を増やすとともに、働きやすい条件を確保して医療提供体制を充実すること。
9. 公的年金等控除の縮小や老年者控除の廃止などを元にもどし、消費税の引き上げはおこなわないこと。
10. 地方交付税制度の財源調整機能及び財源保障機能を堅持し、充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済財政政策担当大臣、財務大臣、
総務大臣、厚生労働大臣 宛て

医療・介護・福祉などの充実を求める意見書（案）

ここ数年に亘る社会保障連続改革と増税により、国民が受ける社会保障の給付は削減され、負担は大幅に増加した。そのしわ寄せは、低所得者を直撃し、格差社会の拡大は深刻の度を深めている。

いまこそ、県民の不安をなくし、くらしに安心・安全を保障するため、憲法第25条にもとづく社会保障の充実が求められている。

したがって、愛知県におかれては、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 福祉給付金制度を70歳から実施すること。また、支払方法を現物給付方式にすること。
2. 乳幼児医療費助成制度の対象を就学前まで拡大すること。
3. 削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額すること。
4. 障害者自立支援法の実施に伴う負担軽減策を設けること。
5. 精神障害者を現行の障害者医療費助成制度の対象に加え、医療費を無料にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事

2006年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

貴自治体名 _____

1. 介護保険及び高齢者福祉施策について

①介護保険料の区分と保険料をご記入ください。

保険料段階	対象者	第2期 保険料 (月額)	第3期 保険料 (月額)	人数 (2006年 4月現在)
第1段階				
第2段階				
第3段階				
第4段階				
第5段階				
第6段階				
第7段階				
第8段階				

②介護保険料の市町村独自の軽減・免除措置がありますか。

- ()ある。 → 2005年度実績 ()件 ()円
 ()軽減・減免措置はない。

③利用料の市町村独自の軽減・免除措置がありますか。

- ()ある。 → 2005年度実績 ()件 ()円
 ()軽減・減免措置はない。

④高額介護サービスの払い戻しを自動扱いで実施していますか。

- ()実施している。 → (実施年月) 2005年度実績: ()件、金額()円
 ()実施を予定している。 → (実施予定年月日)
 ()検討中である。 ()実施の予定がない。

⑤介護保険施設入所者のうち、食費・居住費の全額負担の影響による退所者数 ()人

⑥軽度者の特殊寝台・車いすの給付について

	特殊寝台	車いす
2006年4月1日現在の給付件数		
2006年10月1日現在の給付件数		
2006年4月1日から9月30日までの間に、給付が中止された件数		

⑦地域包括支援センターについて

- 1)民間に委託した場合の委託料 年()円
 2)介護予防ケアプランを民間事業者に委託した場合の委託料 1件当たり()円
 ⑧2005年度の困難事例のうち、措置対応した件数は何件ありますか。 ()件
 ⑨特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 ()人()年()月現在)
 ⑩地域密着型サービスの実施状況及び計画をご記入ください。
 [Large empty box for handwritten responses]

⑪住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

- ()実施している。 → (2005年度の実績:)件
 ()実施を予定している。 → (実施予定年月日)
 ()検討中である。 ()実施の予定がない。

⑫福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

- ()実施している。 → (2005年度の実績:)件
 ()実施を予定している。 → (実施予定年月日)
 ()検討中である。 ()実施の予定がない。

⑬高齢者福祉施策について

1)配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	()実施している ()していない
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	
	1日平均利用者数(2005年度)	総延べ食事数()食 ÷ 年間配食日数()日 = 1日当たり平均()食
	1食あたりの利用者負担額	
会食方式	実施の有無	()実施している ()していない
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者実数(2005年度)	
	1食あたりの利用者負担額	

2)独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	()実施している ()していない
対象事業の名称	
対象者の要件	
1カ月平均利用者実数(2005年度)	

3)市町村独自の介護手当の支給状況について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

支給の有無	()支給している ()支給していない		
手当の名称			
支給対象者			
支給要件(介護度・介護期間・所得制限など)			
支給年額	1人当たり 年額 円	支給人数(2005年度実数)	人

4)住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	()助成制度がある ()助成制度はない
制度内容	()介護保険に上乗せして実施している
	上乗せの助成額
	利用者実数(2005年度)
	()介護保険利用者以外の助成制度がある
対象者と、その要件	
助成額	利用者実数(2005年度)

⑭巡回バス・福祉バスは実施していますか。

()実施している。→利用料(1回 円) ()実施していない。

⑮宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。

()助成している。→1施設当たり助成額 月額()円 又は 年額()円

又は 1回限り()円

→ 助成力所数()カ所

()助成していない。

⑯介護認定者の障害者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2005年度実績)は ()枚

2)障害者控除の認定申請を促す通知を送付していますか。

()送付している。→2005年度()件 ()送付していない。

3)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している。

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している。

()介護認定時の主治医の意見書で判断している。

()次のような方法で判断している。()

2. 税制改正に伴う負担増の軽減措置

- ①税制改正の影響で、前年に非課税で、2006年度に新たに課税世帯になった世帯数は()世帯
②税制改正の影響による住民税の2006年度増加見込額をお書きください。()円
③国の税制改正に伴う負担増について、市町村独自の軽減措置を実施していますか。
()市町村独自の軽減措置を実施している。(実施内容をご記入ください。)

()市町村独自の軽減措置を実施していない。

3. 高齢者医療について (2006年10月1日現在)

- ①高齢者への医療費助成制度を市町村独自に実施していますか。実施している場合はその内容をご記入ください。(福祉給付金で実施しているものは、下記②にご記入ください。)

()

- ②福祉給付金制度について、愛知県の補助基準を上回る内容(対象年齢など)を実施している場合はその内容をご記入ください。

()

- ③福祉給付金の払い戻しを自動払い戻しで実施していますか。

()実施している。→(実施年月) 2005年度の実績:()件、金額()円

()実施予定。→(予定年月日) ()検討中 ()実施の予定がない。

- ④老人保健受給者について

- 1)次の受給者数などをご記入ください。

	老人保健受給者数	現役並み所得者数	現役並み所得者の内、申請すれば一般に戻る高齢者数
2005年8月1日現在			
2006年8月1日現在			

- 2)老人保健の現役並み所得者の認定を、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者は、申請がなくても「現役並み所得者」から除外取り扱いをしていますか。

()実施している。 ()検討中 ()実施の予定がない。

- 3)前記2)の対象世帯に、申請を促す通知及び申請書を送付していますか。

()通知・申請書とも送付している。 ()通知のみ送付している。 ()送付していない。

4. 子育て支援について (2006年10月1日現在)

- ①乳幼児医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

()

- ②妊娠婦検診(歯科検診を除く)の無料回数は何回ですか。 ()回 妊婦歯科検診()回

- ③妊娠婦医療費助成制度を実施していますか。

()実施している。 → 助成内容()

()検討中 ()実施の予定がない。

- ④就学援助

- 1)就学援助の対象基準をご記入ください。

()

- 2)申請の受付は ()学校で受け付ける。 ()役所で受け付ける。 ()どちらでも受け付ける

5. 国民健康保険について（2006年10月1日現在）

①資格証明書

- 1) 資格証明書は発行していますか。 () 発行していない。 () 発行している。 → () 世帯
2) 資格証明書を発行している場合、発行に当たっては、面接を実施していますか。
() 必ず面談している。 () 面談がなくても交付する場合がある。
() その他 []

- 3) 資格証明書の発行除外で配慮している点がありますか。

- () 国の基準どおり実施している。
() 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している。
[福祉医療の対象者、病弱者]

②短期保険証

- 1) 発行期間別の発行枚数

・1カ月以内()枚 ・2カ月()枚 ・3カ月()枚 ・4カ月()枚
・5カ月()枚 ・6カ月()枚 ・1年()枚
・その他()

- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

- 3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

- () 通常の保険証と同じ。
() 次の表示をして通常の保険証と区分している。

→ 表記している文字・マークなど() ※例: () のゴム印など

③保険料(税)滞納者への差し押さえ件数・金額をご記入ください。（2005年度）

()

④保険料(税)の民間への徴収委託をしていますか。

- () 民間委託はしていない。 () 民間に委託している。 → 委託先名()

⑤国民健康保険法第44条の一部負担減免制度がありますか？ある場合はその内容をご記入ください。

実施の有無	() 実施している	() 実施していない
減免対象者		
2005年度の減免件数	件	減免金額 円

⑥高額療養費の受領委任払い制度について

- () 実施している。 → (2005年度実績:) 件 () 検討中 () 実施の予定がない。

⑦出産育児一時金の受領委任払い制度について

- () 実施している。 → (2005年度実績:) 件 () 検討中 () 実施の予定がない。

6. 生活保護について

年 度	相談件数	申請件数	被保護世帯数
2004年度			
2005年度			

7. 障害者施策について（2006年10月1日現在）

①障害者自立支援法及び地域生活支援事業への市町村独自の軽減策は実施していますか。

- () 実施している。 ※実施内容は次のとおり

- () 実施を予定している。 → (実施予定年月日) ※実施予定内容は次のとおり

- () 検討中である。 () 実施の予定がない。

8. 健診事業について（2006年度）

①自己負担金・実施期間・実施方式

健診(検診)の種類	実施方式	個別医療機関委託		集団健診(検診)	
		自己負担	実施期間	自己負担	実施回数
基本健診	個別・集団				
がん検診	胃がん	個別・集団			
	大腸がん	個別・集団			
	肺がん	個別・集団			
	子宮がん	個別・集団			
	乳がん	超音波	個別・集団		
		マンモグラフィー	個別・集団		
前立腺がん		個別・集団			
歯周疾患		個別・集団			

②子宮がん検診の実施回数 ()年1回 ()2年に1回 ()その他

③乳がん検診の実施回数 ()年1回 ()2年に1回 ()その他

④歯周疾患検診の対象年齢・回数 ()年1回 ()国基準どおり ()その他 ()

9. 国又は愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2005年9月以降の提出分をご記入ください。但し、国への⑥は最近3年以内をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	②介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	③医療保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年 月 日
	④就学前の医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤障害者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	⑧税源移譲での自主財源拡大などを求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉給付金の対象拡大又は現物給付を求める意見書・要望書	年 月 日
	②乳幼児医療費助成制度の就学前までの拡大を求める意見書・要望書	年 月 日
	③精神障害者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

10. 次の資料(各1部)の添付をお願い致します。

- ①介護保険に関する条例・要綱
- ②就学援助に関する要綱・父母向けの案内文書
- ③国保一部負担金の減免に関する条例・要綱・諸様式一式 (昨年頂いた市町村は結構です)

※昨年頂いた場合でも、その後、変更されている場合は添付をお願いします。

前記「9」に関する国又は県に提出した意見書・要望書の写し(2005年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました。

2006年愛知自治体キャラバン 要請項目のポイント

※四角で囲んだ網掛け部分が、要請項目です。

【1】 地方自治法第1条を踏まえて「住民の福祉の増進」を行財政の基本にすべて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実にむけての基本姿勢を堅持してください。

憲法が規定する地方自治の本旨および地方自治法第1条は、次のように定められており、各市町村は、その趣旨を踏まえて、行財政運営をすすめるべきである。

【地方自治の本旨】

地方行政を、国から独立した地方公共団体の手にゆだね、且つ、その地域の住民の意思に基づいて処理させるという地方自治の原則。

【地方自治法第1条】

住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

- ア. 介護保険料は、これ以上の引き上げをおこなわず、所得に応じた負担にしてください。
- ★イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。
- ウ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

(P33～38参照)

ア. 介護保険料の引き上げ (P33～36参照)

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は2006年の見直しで、基準額(本人非課税)の愛知県平均は、月額2,900円から3,700円(全国4,090円)へと32%(全国24%)も引き上げられた。

公的年金等控除の引き下げ(140万円→120万円)や老年者控除(50万円)の廃止など税制改悪によって、これまで「非課税」であった人が「課税」になり、課税であった人も、計算上の所得が増え、住民税が数倍から10倍もはね上がり、国民健康保険料(税)や介護保険料も運動して上がる雪だるま式の負担増になり、年金生活者や低所得の高齢者にとって保険料負担はいっそう過酷なものになっている。

また、2009年にむけ「20歳からの保険料徴収や障害者施策との併合」の検討がはじまっている。さらに、2008年からの高齢者医療制度の創設で75歳以上の全高齢者から保険料の年

金からの天引きなどがはじまる。これ以上の引き上げを行わず、国の負担をせめて25%（現行20%）+調整金5%への引き上げ、保険料の段階を「世帯ごと」でなく、本人所得に対する「応能負担」への改善や保険料区分も所得に応じた区分に細分化し、払える保険料にすべきである。

イ. 介護保険料の減免制度（P37参照）

改定された介護保険法では、第1号被保険者の介護保険料を世帯全員非課税の現行の第2段階の内、「年金収入80万円以下」の人を「新第2段階」とし、保険料を第1段階と同じ「基準額の50%」に軽減した。しかし、世帯に課税者がいれば対象にならないなど厳しい条件となっている。住民税を払わなくともよい高齢者から保険料を徴収するという制度は改善されていない。月3万円程度の年金でつましく暮らしている高齢者は、「介護保険料を払っても利用料は払えなくてサービスは使えず、特別養護老人ホームも無理」の声が出されている。

国の制度として保険料の減免制度の拡充が必要である。また、一般財源の繰り入れなど「3原則」に対する厚労省の厳しい指導をやめさせ、実効性のある減免制度の実現が必要である。

愛知県内の市町村では、保険料減免制度を実施する市町村が増えてきたが、対象の枠が狭く制度の利用実績は少數である。なお、国の保険料段階改定にともない市町村独自の減免制度を廃止した市町村もあるが、一宮市は、新第1段階（生活保護を除く）および新第3段階について、合計所得金額33万円以下を対象に、2割減免を申請なしで実施した。

市町村での独自の減免制度の実施が強く求められている。

（保険料減免制度実施市町村割合の推移）

2000年: 5%	→	2001年: 14%	→	2002年: 18%	→	2003年: 45%	→
2004年: 47%	→	2005年: 54%					

ウ. 減免制度の対象条件の緩和（P38参照）

減免制度を実施した市町村でも、預貯金や不動産所有など厳しい制限が設けられており、対象者がごく僅かな市町村も少なくない。対象条件を緩和するなど制度が活用できるような改善が求められる。

②利用料の減免について

- ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。
- イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。
- ★ウ. 10月からの居住費・食費の全額自己負担化に伴う負担増に対し、国の軽減措置の拡充と自治体独自の減免制度を設けてください。また、市町村として05年10月以降の経済的理由による介護保険施設の退所者数を明らかにしてください。把握していない場合は介護保険の影響調査について実態調査をおこなってください。

（P39～45参照）

ア. 利用料減免制度（P39～41参照）

在宅サービスの支給限度額に対する利用率は、50%を割っており、多くの利用者は、利用額が1万円を超えないように利用しているのが現状である。懐具合で利用が制限されているわけだ。とりわけ、低所得者にとっては、利用料の1割負担の減免制度がどうしても必要である。

県内の利用料減免制度の実施市町村は、毎年広がり、2004年4月からは春日町が新たに実施し、30市町村から31市町村に拡大したが市町村合併で24に減り、実施市町村の割合は36%から35%に低下している。国制度として減免制度の実施が望まれるが、当面、市町村で

の独自の減免制度の実施が急務である。

(利用料減免制度実施市町村割合の推移)

2000年: 9% → 2001年:15% → 2002年:25% → 2003年:34% →
2004年:36% → 2005年:35%

イ. 高額介護サービス費制度 (P42参照)

高額介護サービス費制度(利用者が1カ月に支払った1割負担の合計額が一定額を超えたとき、超えた分が申請により払い戻される制度)があつても、限度額が高額に設定されているため、不十分な制度となっている。豊橋市は、高額介護サービス費の限度額を医療保険における高齢者の自己負担限度額と同額に引き下げ、利用者負担の軽減をはかつている。豊橋市なみの引き下げが求められる。

厚労省も払戻し手続きを初回のみとし、2回目からは届出口座に自動的に振り込む方式に簡素化すべきだと指導している。すべての市町村で例外なく実施されることが必要である。

ウ. 居住費と食事代 (P43~45参照)

1) 居住費と食事代の減免制度

2005年10月から居住費と食費が全額自己負担になり、利用者は「ショートステイの日数を減らさなくてはいけない」「デイケアも減らさなければ…」「負担増で施設から退所しなければ…」など利用者も事業者も深刻な状況が生まれている。

第1段階と第2段階は負担増が生じなかつたが、第3段階(世帯非課税)で月約2万円(要介護5の場合)の負担増になつた。第4段階(本人非課税以上)は、居住費と食費が利用者との個別契約になつたためさらに多額の負担となつた。負担額は施設により差があり、標準額より全体として大幅な引き上げになつてゐる。

市町村独自の減免制度を新設し、年金収入の範囲で入所できるようにすることが切実に求められる。東京都千代田区や渋谷区、北海道帯広市など市町村独自の負担軽減制度を設けている。

2) ホテルコスト導入にともなう施設からの退所など実態調査

愛知県保険医協会が06年3月に、愛知県内の420の施設に対しおこなつた「介護保険施設アンケート結果」では、負担増を理由とした退所者は25施設38人。退所を検討している利用者15施設25人。退所者の要介護度は4、5の重度者が70%を占め、利用者負担段階は第4段階がほとんどだ。負担増となる平均金額は、35,250円。利用料の滞納者は45施設109人。入所予定で入所を取りやめた事例は、19施設40人。なお、厚労省のおこなつた調査では、愛知県は9カ月間の調査で、介護保険三施設で121人が退所している。

さらに、06年8月からは税制の改悪により、食費・居住費が負担増になった入所者の退所も現場から報告されている。06年10月からは医療療養病床にも食費・居住費の負担増が実施され、療養病床の削減(38万床→15万床)も始まり、多くの高齢者が療養病床から追い出されようとしているが、地域の受け皿は不十分である。市町村は、実態をきちんとつかみ国や県に改善を求めるとともに、独自の対応策を検討すべきである

★③要支援、要介護1の方に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について独自の制度で継続して利用できるようにしてください。 (P46~48参照)

改定介護保険では、要支援1、2の新予防給付の利用者にかぎらず、要介護1の利用者につい

ても介護用ベッドや車いすなど福祉用具の貸与について厳しい制限を設け、原則対象外とした。

4月1日時点で貸与を受けていた人は9月30日までの経過期間があったが10月1日から実施となる。厚労省は「必要以上に電動ベッドなど福祉用具を使うと、からだを動かさなくなつて、状態が悪化する」というのが理由。しかし、厚労省も「機械的・一律に福祉用具を回収しないよう」に事務連絡を出している。

「車いす」は、歩ける人でも「日常生活範囲の移動にとくに支援が必要」と認められれば引き続き利用が可能である。しかし、電動ベッドは、「認定調査で『寝返り』『起きあがり』ができない人でないと認めない」としているためこの基準を変えない限り継続は厳しい。

利用者の実態は、起きあがるときベッドを使わないと自力では困難な人が多く、「買い取り」や自費のレンタルで多額の出費になっている。

要介護のケアプランを作成している多くのケアマネジャーからも「軽度な介護ですむ人の症状の悪化を防ぐため」というが、起きあがりや、立ち上がりが困難になり、かえって寝たきりになり介護予防にも逆行するとの声が出されている。

国に対し、基準の改善をもとめるとともに、市町村独自に継続して使用できるよう助成制度を設けることが緊急に必要となっている。すでに他府県では独自の助成を実施する自治体もある。

④地域包括支援センターについて

★ア. 地域包括支援センターの対象地域が広すぎる市町村は、交通の便の良いところに早急に分室を設けてください。

★イ. 介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、地域包括支援センターの人員配置をきちんとおこなつてください。

ウ. 介護予防のマネジメントだけでなく、権利擁護や「地域包括支援のネットワークの形成特に認知症や老人虐待、経済的事由など困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもつておこなつてください。

エ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任がはたせる水準にひきあげてください。 (P49～57参照)

生活圏ごとに高齢者の権利擁護や介護支援のため中核的センターとして「地域包括支援センター」(おおむね人口2万人～3万人くらいに1カ所)が4月から設置され、一部は、居宅介護支援事業所に委託されたケアマネジャーがおこなうが、介護予防給付は、市町村の責任で設置された「地域包括支援センター」が作成することになった。

介護予防ケアプランの委託件数は、ケアマネジャー1人8件という上限が設けられ、委託された居宅介護支援事業所も介護予防プランをたてられず、地域包括支援センターも対応が追いついていない。自治体からの要望もあり07年3月まで「8件」問題は延期されたが、「ケアマネ」がみつからないなどの問題は解決していない。

職員の配置は、基準では、高齢者人口3000人から6000人に1人づつの社会福祉士、保健師(または、経験のある看護師)、主任ケアマネジャーの3職種の専従・常勤での配置が必要である。

業務は、①虐待防止や早期発見など総合的な相談・支援、②介護予防のマネジメント、③困難ケースなどケアマネジャーへの支援や地域でのケアマネジャーのネットワークなど包括的・継続的マネジメントの実施である。

県内の各市町村の地域包括支援センターは、日常生活圏が広く、日常生活圏が1カ所となつ

ているところが多い。これでは高齢者が住み慣れた地域でくらしていくためのセンターとしての役割が果たしていいのか疑問だ。各地町村でどのように設置されているのか。どのような仕事をしているのかチェックし、介護予防プランがたらいまわしにされていないか。利用者の生活実態を無視したサービスの抑制をしていないかなど点検し、公的責任で、地域の包括的ケアの拠点としての役割が果たせるようにしていくことが必要である。

なお、07年4月から介護給付のケアプラン作成に支払われる介護報酬が改定され、これまでケアマネジャー1人が担当する件数は、標準で50件が35件になった。35件を超えると減収するため、ケアプランを作成してもらえない「ケアマネ難民」が生じ、大問題となっている。

⑤介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなって、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

(P58参照)

特別養護老人ホームの待機者数は、愛知県合計で15,000人を超え、老人保健施設もなかなか入所できない。国の特養ホーム建設費の補助金削減が自治体の整備計画を遅らせている。

必要なときに入所できるショートステイの受け入れ枠は決定的に不足している。食費・居住費の自己負担や個室化の影響で、補足給付の対象者や補足給付を受けられない方は施設入所がきびしくなっているのが実態だ。

地域や在宅の受け皿が充実していない中で、自宅に戻る以外に行き場のない高齢者。とくに、中重度の高齢者は、在宅でいのちと暮らしが保障されるのか。介護放棄や虐待につながることはないかなど懸念される。

⑥人材確保と質の向上のために

ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

★イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

(P59～60参照)

ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修

在宅介護の柱といわれるヘルパーの労働条件は、研修時間や移動時間など働いている時間も賃金保障もなく身分も「登録型」が多く不安定な雇用実態である。

一昨年の調査でヘルパーやケアマネジャーの研修を行っているのは35市町村、会議等での研修、検討、情報交換をおこなったり、愛知県主催の研修会などへの参加や委託をしているのは23市町村、実施していないのが19市町村。

*ヘルパーについては、「介護福祉士」に一本化するため、次のように研修時間を決めた。

◎ヘルパー2級の研修を終えた人…実務研修1年以上150時間。1年未満350時間。

◎研修を受けたことのない人……介護施設などの実習140時間を含め500時間。

◎既に介護福祉士の資格をもつ人…希望者には専門性を高めるため200時間の研修

*ケアマネジャーについても5年ごとの「更新」制とし、定期的な研修を義務づけることにしている。

ヘルパーの研修を保障していくことが介護のレベルアップにつながる。愛知県や市町村の研修に参加できるのは少数である。回数を増やし、公費援助で研修が受けられる等、現ヘルパー

の「切り捨て」にならないようにしていくことが必要である。

イ. 介護労働者の処遇

2004年8月に厚生労働省が出した「訪問介護労働者(ヘルパー)の法定労働条件の確保について」の通達を守り、介護労働者の処遇が改善されるように、所轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して各介護事業所への講習など必要な施策をすすめるよう求めたい。

また、安心して働く条件づくりと介護サービスの「質」保障のために「介護報酬の引き上げ」が重要である。

⑦住宅改修、福祉用具の受領委任払い制度を実施してください。

(P61参照)

住宅改修費(原則同一住宅で20万円上限)や福祉用具購入費(年10万円上限)サービスは、一旦全額を事業者に支払い、後から上限額内の9割分を払い戻す(償還払い)制度になっている。受領委任払い制度は、住宅改修費の9割を事業者が市町村から受領する方法で、利用者の負担軽減になるばかりか、市町村と事業者との直接的な関係ができ、工事内容・費用等のチェックがあれば、粗雑や悪質な工事の抑止にもつながる。

受領委任払い制度を実施しているのは、住宅改修と福祉用具購入費の両方を2005年度に実施しているのが5市(津島市・知立市・尾張旭市・高浜市、西尾市)、2006年1月から名古屋市で実施され、江南市、稻沢市が検討されている。住宅改修のみ実施は大口町のみであった。

住宅改修と福祉用具購入の受領委任払い制度導入は、市町村がその気になれば、お金をかけずにできることであり、ぜひ実施していただきたい。

(2) 地域支援事業などを活用し、高齢者福祉事業を充実してください。

①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

(P62参照)

地域支援事業は、従来の「老人保健事業」「介護予防・地域支え合い事業」「在宅介護支援センター運営事業」の三つを再編して創設された。財源は、これまで公費でおこなっていたものを介護保険給付費の3%を使って、地域の高齢者人口の5%を対象に事業を推進している。

これらの事業はどれも介護保険になじまないものばかりであり、介護保険の財源をつぎこむべきではない。また、「市町村は利用料を徴収できる」としている。お金が払えなければ転倒予防や栄養改善など介護予防がうけられなくなってしまう。これまでの高齢者の福祉事業は公的責任を明確にし拡充すべきである。

②配食サービスは、毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため、配食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(P63~65参照)

配食サービスが未実施なのは、七宝町、南知多町のみとなった。

週7日配食を実施しているのは以下の13市町村である。

(配食サービスを毎日実施の市町村)

名古屋市、岡崎市、碧南市、豊田市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、
日進市、師勝町、大口町、東浦町

③独居、高齢者世帯のゴミ出し援助など生活支援の施策をすすめてください。(P66参照)

ゴミ出し援助は22市町村で実施されている。碧南市、西尾市、小牧市、美和市の4自治体で新たに実施された。

(ゴミ出し援助実施市町村数の推移)

2003年:22市町村(1,808人) → 2004年22市町村(2,606人)

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。 (P67~69参照)

介護手当は、37市町村で独自に実施している。「介護保険への上乗せ」を実施しているのは24市町、「介護保険利用者以外の助成制度」は27市町で実施している。

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。(P70~71参照)

「介護保険への上乗せ」を実施しているのは26市町村、「介護保険利用者以外の助成制度」は21市町村で実施されている。

★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするために、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助をはじめとして多面的な施策を一般財源で実施してください。

(P72~73参照)

厚労省は、要介護・要支援となるおそれのある高齢者(全体の5%)に地域支援事業をおこない、その20%の要介護・要支援化を防止するとしている。あまりにも狭く、機械的な介護予防である。介護保険から非該当になった高齢者、1人暮らしの高齢者など要介護状態にならないようにするため、通院や買い物の外出支援の援助をはじめ、食事会やおしゃべりなど宅老所、街角サロンなどの集まり場への援助など様々などりくみが始まっている。転倒予防や認知症予防などのメニューはその一環として位置づけるなど、多面的で豊かな施策展開をすべきである。2004年度の高齢者のたまり場などへの助成状況は14市町村で実施している。しかし、内容の詳細は定かでない。

★(3)介護保険の要介護認定者に「障害者控除」対象者であることを周知徹底するとともに、「障害者控除認定書」を発行してください。 (P74~76参照)

障害者控除認定書の発行枚数は、介護認定者数からみると極めて少ない。まだ制度が知らされていない状況であり、税制の改定で負担が大幅に増えている中で、対象者へ周知し制度の活用を増やしていくことがいつそう必要になっている。

津島市、稻沢市、扶桑町、幸田町などでは、介護認定者に個別の案内を出したり、申請書を送付するなどのきめ細かい対応により、認定書の交付も多く、成果を上げている。

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

(P77~80参照)

- ★①公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、さらに、高齢者の住民税非課税限度額の廃止により、収入は変わらなくても、(むしろ減っていても)、前年度の非課税世帯が、今年度は課税世帯に変更された高齢者が急増し、所得額を基本に算定する国民健康保険料(税)は増えることになる。

国として、国民健康保険料(税)と介護保険料の激変緩和措置が実施されたが、2年間限定の極めて不十分な措置と言わざるを得ない。一般会計から国保会計に繰り入れるなどの緊急措置をとり、市町村独自の負担軽減策が求められる。

- ★②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

国保・介護保険の減免制度や健診・福祉バス・公営住宅・公的施設利用料などの負担軽減策について、税制改正の影響で非課税世帯が課税世帯になったために対象から外されたり、負担が引き上がってしまう場合、前年までの減免制度や軽減策を引き続き受けられるように、要綱の改正や緩和措置を講じるべきである。

- ③高額医療費や高額介護サービス費などの激変緩和措置については、申請がなくても自動的に実施してください。

国の定める高額医療費や高額介護サービス費などの激変緩和措置については、市町村で対象者は把握されており、申請がなくても自動的に適用すべきである。少なくとも、対象者に申請書を個別に送付し、申請漏れのないように、きめ細かい対応が必要である。

3. 高齢者医療の充実

(P81参照)

★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。

70歳から74歳までの高齢者の窓口負担は、国の医療制度改悪により、2008年4月から2割負担に引き上げられることになっているが、日本の医療費窓口負担の割合は、他の先進諸国と比べると突出している。国に負担軽減を求めるとともに、当面、市町村独自の医療費助成制度で、現行の1割負担に留めるように、老人医療費助成制度の改正が求められる。

②福祉給付金制度を70歳から実施してください。

11市町村が対象年齢を拡大！

福祉給付金制度は、障害者医療要件該当者や住民税非課税の3カ月以上寝たきり・認知症の高齢者・ひとり暮らし高齢者(名古屋市を除く)などの老人一部負担金を無料にする制度である。

11市町村が、条件付きながら福祉給付金制度の対象年齢を拡大している。

★③福祉給付金の支払いは、現物給付にしてください。当面、自動払いしてください。

福祉給付金の自動払いは、県内自治体の50%を突破！

福祉給付金は、名古屋市以外の市町村では償還払いのため、医療機関の証明を受け、市町村役場に申請して、医療機関に支払った老人医療の一部負担金の払い戻しを受けることになっている。そのため、高齢者の申請手続きや市町村の事務手続きが煩雑になるなど未払いの原因にもなっている。名古屋市のように窓口無料(現物給付方式)が求められている。

現物給付方式が実現するまでの間は、自動払いを求めてきた。自動払い方式とは、老人医療の一部負担金として医療機関に支払った福祉給付金の支給額を、福祉給付金の対象者に自動的に支払う方式をいう。この方式を採用すると、福祉給付金対象者は、医療機関での証明も、市町村役場への申請手続きも不要となる。昨年度までに37市町村(54%)で実施されている。

この方式は新たな予算措置は不要で、その気になれば市町村独自の努力で実施可能である。

(自動払い実施市町村割合の推移)

2002年:3% → 2003年:10% → 2004年:31% → 2005年:54%

④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。

医療費の窓口負担が、7月まで1割→8月から2割→10月から3割へと、立て続けに上がる高齢者が、全国で90万人にのぼる。収入は増えていないのに、見かけ上の課税所得が増えて「現役並み所得者」とみなされたための仕打ちだ。

しかし、課税所得が145万円以上であっても、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者は、申請により1割負担に戻ることになっている。

この1割に戻ることの可能な対象者は、市町村で把握されており、申請がなくても自動的に適用すべきだ。既に自動的に適用している自治体もある。申請漏れのないような対応が必要である。

4. 子育て支援

★①小学校卒業まで医療費無料制度を現物給付で実施してください。 (P82~83参照)

義務教育就学前まで対象を拡大している市町村は急速に増え、通院で86%、入院で94%の市町村が実施している。うち、飛島村は中学校卒業まで、弥富市・甚目寺町・設楽町は小学校卒業まで、西尾市が小学校1年生までを対象にしている。

一方で、高浜市が中学校卒業まで助成(今年10月1日実施予定)、大口町が8歳まで助成を行うが、愛知県の制度(4歳未満児まで入通院とも所得制限無し、自己負担無しで無料)を超える4歳以上で1割の自己負担を導入している。

名古屋市は県内で唯一所得制限(0歳および、第3子以降は3歳未満は所得制限なし)をもうけており、県制度で対象となる子どもも対象から外れる場合がある。

入院・通院とも県基準にとどまっていた美浜町・南知多町が、入院だけだが義務教育就学前までの助成を行うことになり県基準にとどまる市町村はなくなった。

実際に行われている制度とかけ離れている愛知県の制度を今すぐ拡大し、国としての制度を創設していくよう強く要望すべきである。

(「就学前または6歳未満までの医療費無料制度」実施市町村割合の推移)

2001年:15%→2002年:30%→2003年:48%→2004年:75%→2005年:87%

★②妊産婦の無料検診制度を拡充し、無料の回数を増やしてください。 (P84参照)

＜妊産婦健診＞ 11市町村が無料回数を拡大

妊産婦健診は母子保健法に基づき、妊娠前期と後期の2回が無料で受けられるが、98年の一般財源化以降は市町村事業として実施されている。キャラバン要請では、この2回の無料回数を増やすよう要望してきた。

昨年度、新たに大府市で拡大が実現したが合併に伴い廃止された市町村もあるが、2005年10月現在、次の11市町村(16%)で無料回数を拡充している。

江南市は、来年度から妊婦健診を10回、産婦健診を2回無料にする方針を明らかにしている。

妊産婦健診の無料回数を拡大市町村(2005年10月1日現在)

7回:東海市

5回:設楽町・東栄町・豊根村・富山村(05年11月27日に豊根村と合併)

4回:音羽町

3回:新城市・大府市・尾張旭市・師勝町(06年3月20日に西春町と合併し北名古屋市に)・一宮町(06年2月に豊川市と合併)

③妊産婦医療費無料制度を新設してください。 (P84参照)

＜妊婦の医療費無料化＞

東海市では、産婦人科での保険診療の自己負担を出産前日まで全額助成(市内は現物給付)している。また、尾張旭市では妊娠届出をした日から産後1月までの妊産婦を対象に、入院医療費を償還払い助成している(所得制限無し)。

全国を見ると、以下の4県が県制度として妊産婦医療費を助成している。

岩手県…入院・通院とも、償還払い、所得制限あり、一般疾病対象
茨城県…入院・通院とも、償還払い、所得制限あり
栃木県…入院・通院とも、償還払い、所得制限なし、一般疾病対象・入院時食事療養費
富山県…入院・通院とも、現物給付、所得制限なし、関連疾病のみ対象

★④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。
(P86~88参照)

「義務教育は無償」と憲法第26条にあるにも関わらず、学用品・通学費・医療費・学校給食費など、保護者の負担は少なくない。また、学校教育法では「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」(第25条、第40条)と規定されている。

国の教育予算は減りつづけ、親の経済力が子どもの教育・進路を左右する状況を生んでいる。「構造改革」のもとで、勤労世帯の年収は落ち込み、貧困と格差がさらに広がっている。特に若者の非正規雇用、ワーキングプアが急増し、夫婦2人で働いても年収が300万円に達しない世帯が生まれている。

教育基本法では「教育の機会均等(第3条)」が定められており、これを保障するのが就学援助制度である。さらに就学援助制度に独自の上乗せ施策を実施している市町村もある。

子どもたちが、等しく教育を受けられるよう、就学援助基準の引き上げなど制度を拡充し、申請を学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けることが求められている。

5. 国保の改善について

★①国民健康保険の資格証明書や短期保険証の発行を中止し、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付して下さい。

(P89~96参照)

2005年6月1日現在国保加入世帯は、1,271,194世帯であり、そのうちの18%にあたる232,456世帯が保険料(税)を滞納しており、短期保険証55,871世帯、資格証明書2,322世帯となっている。

資格証明書の発行は、2004年度の2,579世帯から減っているが、短期保険証の発行は、2004年度40,512世帯から大幅に増えており、しかも、有効期限が1カ月の保険証が、14市町村で発行されている。「今までの対応がまちがっていました」(津島市)、「方針が変わりました」(春日井市)などの対応の変化が目につく。今年の8月~9月にかけて保険証の更新の際に、保険料(税)の分納者にも、一律に短期保険証が発行されているとの報告が寄せられている。

★②保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し払える保険料(税)にしてください。

(P89~90、97~101参照)

【国保税(料)の減免制度とは】

法定減免—応益割(均等割・世帯平等割軽減)

6割減免	前年所得が33万円(給与収入が98万円)以下の世帯 (応益割の割合が45~55%未満の市町村は7割減免)	申請不要
4割減免	前年所得「33万円+245,000円×扶養家族数」以下の世帯 (応益割の割合が45~55%未満の市町村は5割減免)	申請不要
2割減免	前年所得「33万円+35万円×世帯員数」以下の世帯 (応益割の割合が45~55%未満の市町村のみ)	申請必要

申請減免(市町村の独自制度)

市区町村が条例で定めていなければ実施できない。また原則として被保険者が申請しなければ適用されない。応益割の減免が一般的。

《減免の適用範囲》※市町村によって取り扱いが異なる

- ①災害世帯(災害、盗難等により家屋又は事務所が著しく損傷を受けた世帯)
- ②生活困窮世帯
- ③所得減少世帯(失業、事業の廃止、不作等により所得が著しく減少した世帯)
- ④長期療養の診断を受けた場合
- ⑤市民税、固定資産税の減免を受けた場合
- ⑥その他市区町村長が認めるもの

市町村独自の減免制度の拡充が必要である。とりわけ、低所得者に対する独自減免がある市町村が少ない。滞納世帯から強制徴収するのではなく減免制度を拡充することで、収納率を高める方向が求められる。

★③保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握を努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。(P102~103参照)

滞納世帯の多くは、払いたくても払えないという世帯が圧倒的である。その対策が、収納率アップのための差し押さえをふくめた徴収強化の姿勢だけというのは、国民健康保険法第1条「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを

目的とする」との定めからみても許されない。憲法25条にそった対応が強く求められる。

④加入者の人権やプライバシーを侵害する保険料(税)の通信会社など民間企業への徴収委託をしないでください。

年金は、民間委託の方向で、ますます市場化テストがひろがっている。また、国民年金保険料の滞納者に対する国保証での制裁措置も国会で継続審議となっている。プライバシーと人権を守るためにには、民間委託は許されない。また、制度の違う制度間の制裁措置は、許されるべきではない。

⑤国保の一部負担金の減免制度(国保法第44条)を拡充し、市町村や医療機関の窓口に制度の申請用紙とチラシなどを置いて下さい。規定がない場合は、規定をつくって下さい。

(P104～108参照)

2005年10月1日現在、規定をもうけているのが23市町村、未整備の自治体が43市町村ある。規定整備が義務づけられているにもかかわらず、「厳しい財政状況であり困難」などと回答が複数あった。また、規定があっても活用されているのは名古屋市と一宮市の2市町村だけであった。全市町村で規定が設けられ、この制度が住民に知らされ活用されるよう緊急な対応が求められている。

⑥高額療養費と出産・育児一時金の受領委任払制度を実施して下さい。(P109参照)

2007年4月から、入院に限り高額療養費の現物給付が実施され、高額療養費の受領委任払いが必要となくなった。しかし、ケースは少ないといえ、外来では、引き続き受領委任払い制度が必要となる。

出産・育児一時金は、医師などの分娩証明をうけ、市町村に申請すると35万円(2006年10月1日から5万円引き上げ)支給される。受領委任払い制度は、患者があらかじめ市町村に申請することによって、受領委任額(35万円)を市町村から医療機関に支払う制度である。しかがって患者は、35万円を超えた額を医療機関に支払えばよい。子育て支援からみてもすべての市町村で実施してほしい制度である。

⑦国保法第58条第2項にもとづいて、傷病手当・出産手当制度を新設してください。

国民健康保険には、出産や病気、けがのための休業補償、所得保障がない。国民健康保険法第58条2項の「保険者は、前項の保険給付のほか、条例または、規定の定めるところにより傷病手当の支給、その他の保険給付をおこなうことができる」の規定にもとづき制度をつくることが求められている。

6. 生活保護について

★①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。また、申請権を保障し、救済もないようにしてください。
(P113~118参照)

いま、社会保障費削減のうごきのなかで、「最後のセフティーネット」と呼ばれる生活保護の受給者は、96年の89万人が、現在148万人(05年11月)に急増している。こうしたなかで政府は、社会保障費の削減をかけ、2004年には老齢加算、05年には母子加算の対象を縮減した。さらに、生活保護の制度や運用を厳しくしようとしている。

すでに、北九州で生活保護が受け付けてもらえず3件立て続けの孤独死が発生し、秋田市では申請を二度却下された男性が、秋田市社会福祉事務所前の駐車場で抗議の自殺をするといった事件も発生している。京都では、認知症の母親の介護のために退職、生活に困窮し、三度にわたり福祉事務所を訪れたが保護が受けられず、母親を絞殺する事件がおきている。日本弁護士連合会が06年6月から8月にかけておこなった電話相談では、「生活保護の拒否、66%が違法」と報告している。

京都の母親絞殺での地裁裁判長は、「裁かれているのは被告ではない。日本の介護制度や生活保護行政のあり方が問われている」と判決言い渡し後に異例の見解を表明した。

愛知県内の市町村でも福祉の仕事に責任をもった職員をきちんと配置し、申請に対する締め付けによって、北九州、秋田、京都などの悲劇がおこらないようにしてほしい。

7. 障害者施策の充実

★①障害者自立支援法による利用者負担増に対し、施設での給食費など実費負担を含め独自の減免制度を設けてください。
(P119~121参照)

今年4月から、トイレや食事、外出など基本的な生活を支えるホームヘルプや障害者作業所、生命に関わる医療の利用を「益」とした「応益負担」がはじまった。軽減策を利用しても、通所施設の利用で一挙に12,500円(利用料7,500円+食費5,000円)、同時にグループホームを利用している場合は、従来負担していた家賃・生活費(50,000円前後)に加えての負担となり、障害基礎年金2級:66,000円をこえ、生活できないものとなっている。

トイレの回数を減らす、給食をコンビニ弁当やパンに変える、作業所に行く日を減らす、など生活といのちの危機がすんでいる。

こうした現状を考慮すると、負担軽減策を取らないことは、自治体として住民のいのちを守る使命を放棄するものと言える。

②地域生活支援事業について、現行サービスを後退させることのないよう市町村の責任で実施してください。また、利用者負担を軽減するため独自の制度を設けてください。

(P122~126参照)

10月から障害者自立支援法が本格施行されたが、10月からの新しいサービス体系では、移動支援やコミュニケーション支援(手話・要約筆記等)、小規模作業所などが市町村の地域生活支

援事業に一括りにされる。障害者の地域生活にとって重要なサービスが自治体任せにされ、サービスの仕組みも利用者負担も市町村ごとで変わる。

在宅の重度の障害児・者が自力での日常生活を送ることができるよう、生活用具を給付する事業、障害児・者の日中預かりを行う日中一時支援、なども行うこととなっているが、日中一時はすべての市町村が行うわけではない。

介護給付・訓練等給付で対応できない部分は、少なくとも地域生活支援事業で行うことが必要である。

★③精神障害者を現行の障害者医療費助成制度の対象に加え、精神疾患以外の医療を含め、医療費を現物給付で無料にしてください。 (P131～132参照)

精神通院部分への補助は、障害者自立支援法による自立支援医療がスタートする中でも継続補助を行う自治体が多いが、経済的支援の意味でも、障害によって所得を得ることが困難なことを考えれば、全疾病について医療費無料化が必要であり、現行の障害者医療費助成制度の対象に精神障害者を加えることが求められる。

精神疾患においても他障害と同様、他の疾患を併発しやすくなるため、年金収入だけでは医療費負担が過大となり、病院に行けなくなり、病気の重度化などを生む。

また、身体・知的・精神の3障害の一元化の理念からしても、医療費に関わる経済的支援を行う必要がある。

精神障害者の医療費は、自立支援法58条により、精神疾患にかかる通院医療費の負担が原則1割負担に軽減されているが、愛知県内では、その負担や入通院医療費を無料または2分の1に軽減している市町村が63市町村ある。未実施の市町村は、甚目寺町のみである。

このうち、精神障害者を障害者医療費助成制度の対象に加えるなどして、精神疾患に限らず、すべての疾患を助成の対象としている市町村は表の23市町村である。

④障害児施設(入所・通園)の利用料、給食費などの負担をなくしてください。

10月から障害児施設にも利用料の応益負担、給食の実費負担が導入された。応益負担は十分に子どもの障害について受容できない親に、「受容できなければ、利用できない」と受容を強制するものだ。

また、「障害を持って生まれた」とたん「応益負担」がはじまることになり、乳幼児期の子どもをもつ保護者は、若年ゆえに収入が十分ではないにもかかわらず、多大な経済的負担を強いることになる。

少なくとも、保育園の負担と同額にし、同世代の子育て費用と同じにすべきである。

⑤学齢障害児の児童デイサービスや移動支援などを充実するとともに、利用料負担を軽減してください。

県内の市町村では児童の移動介護を行う事業所も数が少なく、またあつたとしても成長期にある子どもたちの成長を支えるものにはなっていない。

また、集団での遊びや学びを通して、社会への係わりを身につける場として、児童デイサービスを位置付け、事業への補助などが必要である。

8. 健診事業について

①基本健康診査、がん検診、歯周疾患検診の自己負担額を無料にしてください。また、実施期間を限定している市町村は、実施期間を通年にしてください。集団方式に限定している市町村は、個別医療機関委託方式も実施してください。 (P133~135参照)

基本健康診査は、老人保健法で定められた健康診断で、40歳以上の住民が、血圧測定、尿・血液検査、心電図検査などの基本的な検査を年1回受けられる制度で、病気の早期発見・早期治療に役立つという点で大変意義のある制度である。

<健診費用>

基本健診は、無料で実施している市町村が、集団で30市町村(44%)、個別医療機関で30市町村(44%)あった。集団・個別両方無料で実施しているのは、岡崎市・春日井市・稻沢市・愛西市・長久手町・七宝町・美和町・甚目寺町・大治町・武豊町・三好町・音羽町・小坂井町・御津町の14市町村(21%)。

各種がん検診は、肺がん集団検診で47市町村(69%)が無料で実施しているが、その他のがん検診では、ごく少数の市町村のみが無料で実施している。

歯周疾患検診の自己負担を無料(集団・個別どちらか)にしているのは、49市町村(72%)である。

<実施期間>

基本健診・各種がん検診の実施期間を限定している自治体がほとんどで、いつでも受けられる制度とはなっていない。なお、通年実施(連続して6カ月以上実施を含む)の自治体は、集団で名古屋市のみ、個別医療機関で13市町(19%)。

歯周疾患検診を通年実施しているのは、16市町村(24%)。

<個別医療機関委託>

集団健診に限定する市町村の場合、受診人数や実施期日が限定されるなど、住民の健診を受ける機会を狭めることになる。そのため、個別医療機関委託も実施することが望まれる。また、個別医療機関委託の場合、健診結果で治療が必要なケースでは、よりフォローし易い利点もある。

個別医療機関委託の実施状況は、乳がん検診(13市町村、19%)、前立腺がん検診(30市町村、44%)を除く検診でほぼ半数の自治体が行っているが、まったく行っていない自治体も15市町村(22%)ある。

歯周疾患検診を個別方式の実施しているのは36市町(53%)であった。集団方式で行っている市町村の中には、老健法に基づく歯周疾患検診とせずに市町村独自の住民健診の中で歯科健診を実施している市町村が多く見られる。

②子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

(P136~137参照)

2年という検診間隔は、受診率が極めて低い現状では検診の有効性を著しく低める。

<子宮がん検診>

子宮がん検診を毎年行っているのは53市町村(78%)ある。厚生労働省の「指針」に基づいて、2年に1回実施となっているのは、名古屋市・岡崎市・豊川市・津島市・豊田市・蒲郡市・小牧市・東郷町・長久手町・美和町・蟹江町・東栄町・音羽町・小坂井町の14市町。

<乳がん検診>

30歳から毎年40年間マンモグラフィによる検診を受けても、被曝リスクは無視できるぐらい小さく受診する利益の方が大きい。乳がん検診を2年に1回とせず毎年受診できるようすべきである。参考:(社)日本医学放射線学会／(社)日本放射線技術学会、マンモグラフィガイドライン委員会／乳房撮影委員会編集「マンモグラフィガイドライン第2版」

③前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

前立腺がん検診を実施している市町村は、集団健診で30市町村(44%)、個別医療機関委託で44市町村(65%)に留まっている。

集団検診・個別医療機関委託とも未実施なのは、名古屋市・岡崎市・一宮市・瀬戸市・豊川市・西尾市・常滑市・稲沢市・尾張旭市・南知多町・美浜町・東栄町の12市町。

★④歯周疾患検診を年1回受けられるようにしてください。少なくとも、老人保健法で定められている40・50・60・70歳の節目年齢においては必ず実施してください。

(P134～135参照)

歯周疾患(歯槽膿漏)予防のために、年1回は無料で受けられる制度に改善すべきである。

老人保健法では「40・50・60・70歳」が歯周疾患検診の対象となっている。つまり、公的な検診は10年に1回しか受けられないというのが実態である。老人保健法に定める年齢を対象に含むのは55市町村(81%)あり、含まないのは瀬戸市・津島市・東海市・南知多町・東栄町・小坂井町・御津町の7市町。

健診・検診実施状況一覧

(2005年10月1日現在)

	個別医療機関委託			集団健診	
	実施			実施	自己負担無料
		自己負担無料	実施通年		
基本健診	49 (72%)	30 (44%)	13 (19%)	52 (76%)	30 (44%)
胃がん	42 (62%)	3 (4%)	16 (24%)	60 (88%)	2 (3%)
大腸がん	43 (63%)	4 (6%)	15 (22%)	57 (84%)	2 (3%)
肺がん	36 (53%)	5 (7%)	14 (21%)	60 (88%)	47 (69%)
子宮がん	47 (69%)	2 (3%)	20 (29%)	53 (78%)	1 (1%)
乳がん	13 (19%)	1 (1%)	5 (7%)	61 (90%)	2 (3%)
前立腺がん	30 (44%)	1 (1%)	10 (15%)	44 (65%)	1 (1%)
歯周疾患	36 (53%)	23 (34%)	16 (24%)	41 (60%)	35 (51%)

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

(意見書文案はP7~8参照)

1. 国に対する意見書・要望書

- ①年金改定を元に戻し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」を創設し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。
- ②介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、介護保険施設入所者などへの居住費・食費の利用者負担を元にもどすとともに、軽度者の車いすや介護用ベッドなど福祉用具の取り上げをやめてください。
- ③医療保険への国庫補助金を増やして、国民および地方自治体の負担を軽減してください。また、条件整備もなく療養病床の廃止・削減をすすめる計画は撤回してください。リハビリの日数制限を撤廃してください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の検診制度を拡充してください。また、現物給付による乳幼児医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。また、就学援助への国の予算措置を復活し、増額してください。
- ⑤生活保護に対する基準額を引き上げ、「適正化」など申請に対する締め付けをしないでください。
- ⑥障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。
- ⑦健診を保険者任せとせず、国が責任をもって実施してください。子宮がん・乳がん・歯周疾患検診は年1回受けられるようにしてください。
- ⑧医師、看護師の養成数を増やすとともに、働きやすい条件を確保して医療提供体制を充実してください。
- ⑨公的年金等控除の縮小や老年者控除の廃止などを元にもどし、消費税の引き上げはおこなわないでください。
- ⑩地方交付税制度の財源調整機能及び財源保障機能を堅持し、充実させてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①福祉給付金制度を70歳から実施してください。また、支払方法を現物給付方式にしてください。
- ②乳幼児医療費助成制度の対象を就学前まで拡大してください。
- ③削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ④障害者自立支援法の実施に伴う負担軽減策を設けてください。
- ⑤精神障害者を現行の障害者医療費助成制度の対象に加え、医療費を無料にしてください。

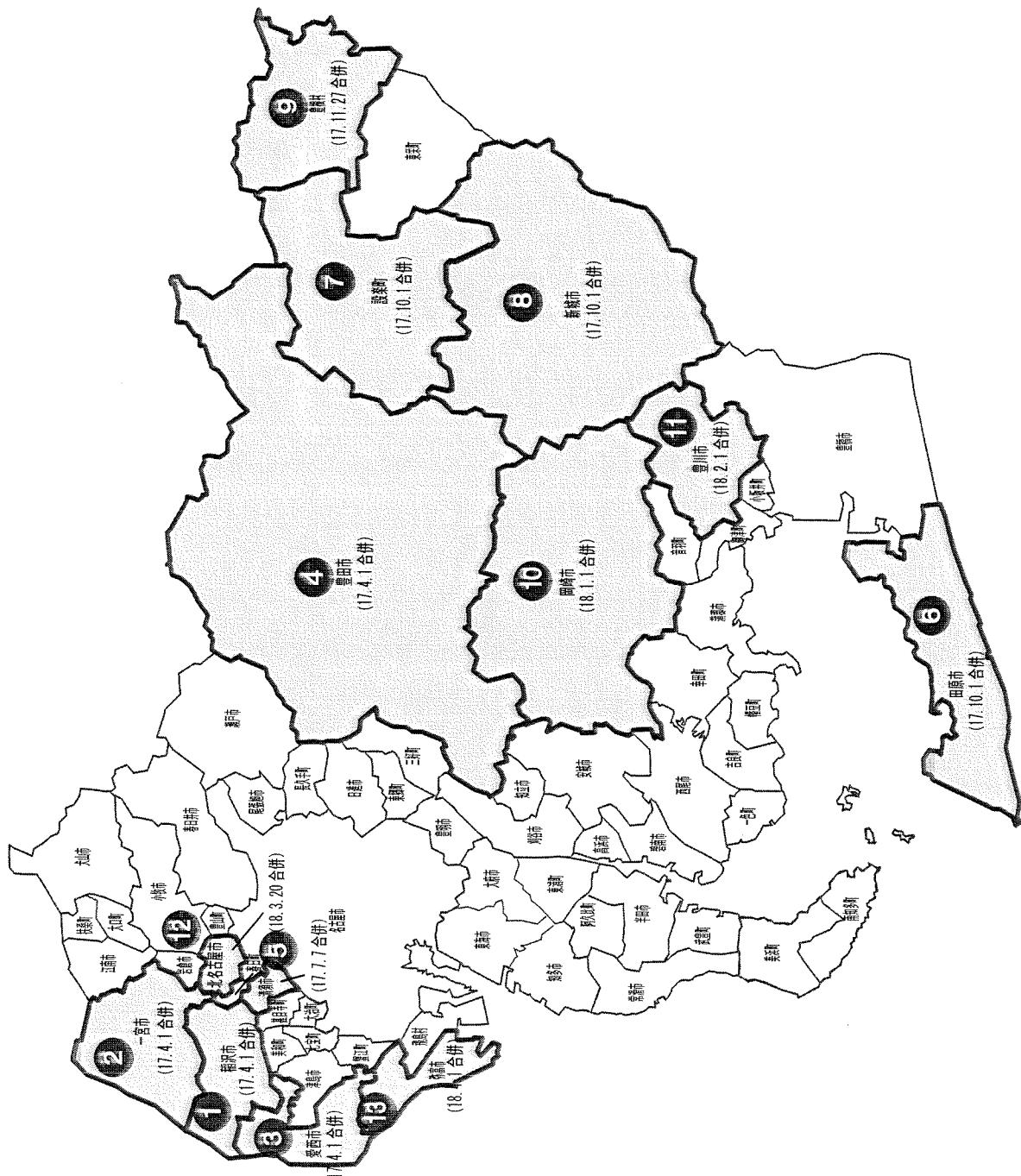
小泉内閣のすすめた「構造改革」路線により、年金・福祉・介護・医療など社会保障のあらゆる領域の制度が改悪され、その犠牲は国民と地方自治体の双方に重くのしかかっている。

こうした時期だからこそ、地方自治体は、地域住民のいのちと健康・くらしを守るために、地方自治法第99条の規定により、国および愛知県に意見書という形で、切実な声を届けることが重要な意義をもっている。

すべての項目を一括して提出することが困難な場合は、合意できる項目のみを抜き出した意見書でも差し支えないので、ぜひ提出いただきたい。

昨年のキャラバン要請では、甚目寺町と弥富町の2自治体で、国と愛知県への意見書が採択・提出された。

愛知県内の市町村合併を巡る動き（平成18年4月1日現在）



<合併済みの地域>

新市町村の名称	合併期日	合併関係町村	人口 H17.01現在
合併済みの地域[13地域37市町村]			
① 稲沢市	17.4.1	稲沢市・祖父江町・平和町	136,959人
② 一宮市	17.4.1	一宮市・尾西市・木曽川町	371,446人
③ 愛西市	17.4.1	佐屋町・立田村・八開村・佐藤町	65,544人
④ 豊田市	17.4.1	豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稻武町	412,131人
⑤ 清須市	17.7.7	西枇杷島町・清洲町・新川町	55,039人
⑥ 田原市	17.10.1	田原市・渥美町	66,394人
⑦ 設楽町	17.10.1	設楽町・津具村	6,308人
⑧ 新城市	17.10.1	新城市・鳳来町・作手村	52,164人
⑨ 豊根村	17.11.27	豊根村・富山村	15,117人
⑩ 岡崎市	18.1.1	岡崎市・額田町	366,811人
⑪ 豊川市	18.2.1	豊川市・一宮町	137,424人
⑫ 北名古屋市	18.3.20	鶴舞町・西春町	76,077人
⑬ 弥富市	18.4.1	弥富町・十四山村	45,571人

①~⑯は合併特例法での合併、⑰は合併新法での合併。

現行

介護保険料の徴収区分と介護保険料（愛知県平均）

(第3期・2006年度～2008年度)

段階	対象者	保険料 設定方法	月額保険料	人員割合 (見込数)
第1段階	生活保護受給者等	$A \times 0.5$	1,850円	約2%
第2段階	○市町村民税・世帯非課税 ○高齢者本人／年金収入が80万円以下であって、年金以外に所得がない者	$A \times 0.5$	1,850円	約17%
第3段階	○市町村民税・世帯非課税であって、第2段階に該当しない者	$A \times 0.75$	2,775円	約17%
第4段階	市町村民税本人非課税	基準額(A)	3,700円	約39%
第5段階	市町村民税本人課税 (本人の合計所得額が一定額未満)	$A \times 1.25$	4,625円	約13%
第6段階	市町村民税本人課税 (本人の合計所得額が一定額以上)	$A \times 1.5$	5,550円	約12%

※月額保険料は、愛知県内市町村の平均保険料(3,710円)に近い3,700円を基準額として算出した。

※第2段階は、公的年金等控除の最低保障額を140万円→80万円に変更し計算した地方税法上の合計所得金額が0円以下の者が対象。

※保険料段階の設定は、上記の標準を参考とし、市町村が条例により独自に定めることができる。

参考 第1・2期介護保険料の徴収区分と介護保険料(愛知県平均)

【第1期】(2000年度～2002年度)

第 1 期 (2 0 0 0 年 度)	段階	対象者	保険料の設定方法	月額保険料	年額保険料
	第1段階	生活保護の受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	基準額×0.5	1,350円	16,200円
	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	基準額×0.75	2,025円	24,300円
	第3段階	本人が市町村民税非課税	基準額	2,700円	32,400円
	第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額250万円未満	基準額×1.25	3,375円	40,500円
	第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額250万円以上	基準額×1.5	4,050円	48,600円

※愛知県内市町村の平均保険料(2,737円)に近い2,700円を基準額とした場合を例示。

【第2期】(2003年度～2005年度)

第 2 期 (2 0 0 3 年 度)	段階	対象者	保険料の設定方法	月額保険料	年額保険料	人員割合(全国)
	第1段階	生活保護の受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	基準額×0.5	1,400円	16,800円	約2%
	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	基準額×0.75	2,100円	25,200円	約34%
	第3段階	本人が市町村民税非課税	基準額	2,800円	33,600円	約39%
	第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額200万円未満	基準額×1.25	3,500円	42,000円	約13%
	第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額200万円以上	基準額×1.5	4,200円	50,400円	約12%

※愛知県内市町村の平均保険料(2,813円)に近い2,800円を基準額とした場合を例示。

介護保険第3期計画における保険料額の条例提出額(月額)

No.	市町村名	第2期 保険料額 (2003年度~)	第3期 保険料額 (2006年度~)	値上げ額	値上げ率	第3期 保険料年額 (2006年度~)	第3期 保険料額 順位
	愛知県平均	2,813	3,710	897	31.9%	44,520	—
1	名古屋市	3,153	4,398	1,245	39.5%	52,776	6
2	豊橋市	2,650	3,760	1,110	41.9%	45,120	26
3	岡崎市	2,900	3,980	1,080	37.2%	47,760	15
4	一宮市	2,890	3,800	910	31.5%	45,600	22
5	瀬戸市	3,005	4,147	1,142	38.0%	49,764	11
6	半田市	3,567	4,050	483	13.5%	48,600	13
7	春日井市	2,996	4,087	1,091	36.4%	49,044	12
8	豊川市	2,653	3,645	992	37.4%	43,740	34
9	津島市	3,200	4,540	1,340	41.9%	54,480	3
10	碧南市	2,720	3,300	580	21.3%	39,600	50
11	刈谷市	2,700	3,700	1,000	37.0%	44,400	28
12	豊田市	2,885	3,838	953	33.0%	46,056	19
13	安城市	2,700	3,700	1,000	37.0%	44,400	28
14	西尾市	2,800	3,200	400	14.3%	38,400	51
15	蒲郡市	2,675	3,618	943	35.3%	43,416	35
16	犬山市	2,850	3,558	708	24.8%	42,696	40
17	常滑市	2,800	3,200	400	14.3%	38,400	51
18	江南市	2,924	3,752	828	28.3%	45,024	27
19	小牧市	2,897	3,587	690	23.8%	43,044	38
20	稻沢市	2,657	3,830	1,173	44.1%	45,960	20
21	新城市	2,496	3,560	1,064	42.6%	42,720	39
25	知立市	2,650	2,950	300	11.3%	35,400	58
26	尾張旭市	3,014	4,190	1,176	39.0%	50,280	10
27	高浜市	3,388	4,296	908	26.8%	51,552	9
28	岩倉市	2,916	3,785	869	29.8%	45,420	25
29	豊明市	2,750	4,550	1,800	65.5%	54,600	2
30	日進市	2,800	4,580	1,780	63.6%	54,960	1
31	田原市	2,473	3,540	1,067	43.1%	42,480	41
32	愛西市	2,910	3,850	940	32.3%	46,200	18
33	清須市	3,071	3,689	618	20.1%	44,268	32
34	北名古屋市	3,021	3,824	803	26.6%	45,888	21
35	弥富市	2,679	3,500	821	30.6%	42,000	42

No.	市町村名	第2期 保険料額 (2003年度～)	第3期 保険料額 (2006年度～)	値上げ額	値上げ率	第3期 保険料年額 (2006年度～)	第3期 保険料額 順位
36	東郷町	2,931	4,407	1,476	50.4%	52,884	5
37	長久手町	3,183	4,350	1,167	36.7%	52,200	8
38	豊山町	2,516	3,694	1,178	46.8%	44,328	31
39	春日町	2,835	3,874	1,039	36.6%	46,488	17
40	大口町	2,941	3,450	509	17.3%	41,400	46
41	扶桑町	2,726	3,345	619	22.7%	40,140	49
42	七宝町	2,800	3,600	800	28.6%	43,200	36
43	美和町	2,791	3,467	676	24.2%	41,604	45
44	甚目寺町	3,000	4,500	1,500	50.0%	54,000	4
45	大治町	2,800	4,000	1,200	42.9%	48,000	14
46	蟹江町	2,700	3,000	300	11.1%	36,000	57
47	飛島村	2,900	2,900	0	0.0%	34,800	59
48	阿久比町	2,910	4,380	1,470	50.5%	52,560	7
50	南知多町	2,650	3,400	750	28.3%	40,800	47
51	美浜町	2,600	3,500	900	34.6%	42,000	42
52	武豊町	3,000	3,700	700	23.3%	44,400	28
53	一色町	2,700	3,500	800	29.6%	42,000	42
54	吉良町	2,600	3,100	500	19.2%	37,200	54
55	幡豆町	2,500	3,100	600	24.0%	37,200	54
56	幸田町	2,800	3,200	400	14.3%	38,400	51
57	三好町	2,690	3,680	990	36.8%	44,160	33
58	設楽町	2,700	3,400	700	25.9%	40,800	47
59	東栄町	2,700	3,800	1,100	40.7%	45,600	22
60	豊根村	2,700	3,600	900	33.3%	43,200	36
61	音羽町	2,300	2,900	600	26.1%	34,800	59
62	小坂井町	2,544	3,020	476	18.7%	36,240	56
63	御津町	2,460	3,788	1,328	54.0%	45,456	24
—	知多北部広域連合	2,990	3,941	951	31.8%	47,292	16

介護保険料の低所得者単独減免実施市町村一覧

(厚労省3原則比較表)

(2005年10月)

※減免実施市町村数は、昨年の41から37に減ったが、
実施市町村の割合は、47.1%から54.4%に増加している。
※一宮市の減免制度（2004年度）は預金・不動産等の制限
がなく、申請も不要で、本人所得33万円までを対象にし
ているため、実績・実績金額とも多い優れた制度となっ
ていたが、尾西市・木曽川町との合併を機に申請が必要
となった。

※名古屋市の減免制度は、かなり広い対象としているが、
預金・不動産の制限があるため、実際の対象者は見込み
人数よりかなり下回っている。

※「3原則項目」欄の○印は、介護保険利用者の立場に立って、3原則を超えて実施している市町村。

※2004年度実績の「件数」欄を人数で回答している市町村もある。

保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を
指導する3原則

- ①保険料の全額免除
- ②資産状況等を把握せず収入のみに着目し
た一律の減免
- ③保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

減免実施市町村数		37	3原則項目			申請不要	2004年度実績	
市町村名	減免対象となる所得段階区分等	預金や 不動産の 制限なし	全額免除	一般会計	件数		金額	
1 名古屋市	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	1,880	16,788,660	
3 岡崎市	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	200	2,395,400	
4 一宮市	第1・2段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	11,329	56,409,700	
5 瀬戸市	第2段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	1	4,500	
6 半田市	第1・2段階(収入による制限あり)	×	一部○	一部○	×	6	46,100	
8 豊川市	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	64	505,017	
9 津島市	第1段階	×	×	×	×	6	35,200	
10 碧南市	要保護者、生活困窮者(収入による制限あり)	×	×	×	×	38	656,265	
12 豊田市	生活保護基準以下など	×	×	×	×	13	200,278	
14 西尾市	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	6	88,200	
15 蒲郡市	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	186	1,455,196	
16 犬山市	第2段階	×	×	×	×	0	0	
18 江南市	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	21	183,400	
19 小牧市	第2段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	29	218,500	
20 稲沢市	第1・2段階(収入による制限あり)	一部○	×	×	×	18	142,200	
21 新城市	第2段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	0	0	
一 知多北部広域	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	83	1,158,200	
25 知立市	第1段階	○	○	×	○	3	41,000	
26 尾張旭市	第2段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	13	125,200	
28 岩倉市	老齢福祉年金受給者(収入による制限あり)	×	×	×	×	2	11,600	
30 日進市	第1段階	○	×	×	×	3	40,320	
31 田原市	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	42	326,400	
37 師勝町	第1・2段階	×	×	×	×	7	63,700	
39 春日町	第1・2段階(生活保護基準以下)	○	×	×	×	0	0	
40 大口町	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	11	96,300	
41 扶桑町	第1・2段階(生活保護基準以下)	○	×	×	×	4	65,200	
46 蟹江町	第1段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	0	0	
54 武豊町	第1・2段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	14	153,000	
58 幸田町	第1・2段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	71	672,000	
59 須田町	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	0	0	
64 音羽町	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	0	0	
65 小坂井町	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	37	282,384	
66 御津町	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	19	136,530	
67 一宮町	第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	13	90,090	

介護保険料減免の実施内容（一宮市・蒲郡市）

(2005年10月現在)

一 宮 市	根拠法規	一宮市介護保険条例・一宮市介護保険条例施行規則
	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く）・第2段階（施行規則）
	対象者の条件	対象者本人の前年所得金額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額（33万円）を超えないこと。（施行規則）
	減免内容	各保険料徴収段階の規定額の100分の20に相当する額を減免（施行規則） 第1段階（年額17,300円を13,840円に減免） 第2段階（年額25,900円を20,720円に減免）
	申請の有無	必要（条例・施行規則）→合併により申請必要に変更
	財源	介護保険特別会計

※申請制に変更したことにより膨大な事務処理が必要になり、2006年度からは「申請不要」に戻した。

蒲 郡 市	根拠法規	蒲郡市介護保険条例・蒲郡市介護保険規則
	対象の所得段階区分	第2段階（規則）
	対象者の条件	① 全世帯の前年収入合計額が120万円（世帯員が2人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること。（規則） ② 住民税課税者の扶養を受けていないこと。（規則） ③ 全世帯員が居住用以外の固定資産を有していないこと。（規則） ④ 全世帯員の預貯金合計額が1,000万円以下であること。（規則）
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（規則） (月額保険料2,006円を1,337円に減額)
	申請の有無・内容	「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。（規則）
	財源	介護保険特別会計

介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村一覧

(2005年10月現在)

- ※減免実施市町村数は、昨年の31から24に減ったため、実施市町村の割合は、35.6%から35.3%になった。
- ※訪問介護の減免制度(高齢者)－豊橋市・春日井市・豊田市・小牧市・尾張旭市・豊山町・音羽町・御津町は国の訪問介護特別対策(高齢者)廃止とともに独自の拡大部分も含め2005年3月末をもって廃止(障害者部分は継続している)。
- ※江南市は7月から、日進市は4月から、訪問介護の利用者負担率を3%から5%に変更した。
- ※豊橋市は、高額介護サービス費の限度額を引き下げて、非常に多くの減免を実施している。
- ※半田市は、住民税非課税世帯の居宅・施設サービスの1/2を減免して、実績金額で最も多い減免を実施している。
- ※額田町は2006年1月に岡崎市に編入合併するため現行制度は廃止され、減免内容は岡崎市の内容となる。
- ※2004年度実績の「件数」欄を人数で回答している市町村もある。

減免実施市町村数		24	減免内容						給付方法	2004年度実績			
市町村名	対象者	預金や不動産の制限なし	訪問介護の利用者負担			居宅サービス利用料の助成割合	施設サービス利用料の助成割合	件数	金額				
			3%負担	5%負担	6%負担								
2	豊橋市	保険料徴収段階ごとに独自の基準額を設定し、「高額介護サービス費」限度額との差額を助成する実質的な利用料減免						償還	13,919	27,561,111			
3	岡崎市	第1段階、第2段階(収入による制限あり)	×	—	—	—	1/2	—	償還	9	234,482		
6	半田市	住民税非課税世帯	○	—	—	—	1/2	1/2	償還	1,875	40,115,474		
10	碧南市	第1段階、第2段階(収入による制限あり)	×	—	—	—	1/2	1/2	償還	108	2,029,968		
11	刈谷市	第1段階、第2段階(収入による制限あり)	×	—	—	—	1/2	—	償還	169	5,799,959		
13	安城市	第1段階、第2段階(収入による制限あり)	×	—	—	—	1/2	—	償還	28	1,052,047		
14	西尾市	第1段階 第2段階の要介護3～5	○	—	—	—	1/2 1/5	—	償還	107	2,165,338		
18	江南市	所得税非課税世帯	○	—	○	—	—	—	現物	3,583	13,254,753		
—	知多北部広域	第1・2段階(収入による制限あり)	×	—	—	—	3/4 1/2	3/4 1/2	償還(特別会計)	28	3,530,213		
		第2段階(収入による制限あり)					1/2	1/2					
25	知立市	第1段階、第2段階(収入による制限あり)	○	—	—	—	1/2	—	償還	182	296,928		
28	岩倉市	第1段階(老齢福祉年金受給者)	○	—	—	—	1/2	1/2	償還	0	0		
30	日進市	国の訪問介護特別対策対象者	○	—	○	—	—	—	償還	8	63,050		
39	春日町	生活保護基準以下	○	—	—	—	1/2	1/2	現物	0	0		
41	扶桑町	所得税額92,400円以下	○	—	—	○	—	—	現物	46	545,103		
50	阿久比町	住民税非課税世帯	○	○	—	—	—	—	現物	53	1,757,106		
54	武豊町	住民税非課税世帯	○	—	—	—	1/2	—	償還	224	9,146,147		
		介護老人福祉施設の入所者(収入による制限あり)	○	—	—	—	—	1/2	現物				
55	一色町	第1段階	○	—	—	—	1/2	1/2	償還	769	2,213,601		
		第2段階	○	—	—	—	1/4	—					
56	吉良町	第1段階	○	—	—	—	1/2	—	償還	60	1,548,254		
		第2段階	○	—	—	—	1/4	—					
57	幡豆町	第1段階	○	—	—	—	1/2	—	償還	33	507,599		
		第2段階	○	—	—	—	1/4	—					
58	幸田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり)	×	—	—	—	1/2	—	償還	6	235,254		
59	額田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり)	×	—	—	—	1/2	—	償還	0	0		

介護保険利用料減免の実施内容（豊橋市・半田市・江南市・一色町） (2005年10月現在)

豊 橋 市	事業名・根拠法規等	豊橋市在宅サービス利用促進事業実施要綱																									
	対象サービス	高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費																									
	対象者及び 軽減内容	<p>介護保険法施行令に規定する高額介護サービス費または高額居宅支援サービス費の支給後の当該月の利用者負担額から次の額を引いた額を「在宅サービス利用促進事業補助金」として交付する（世帯合算適用しない。）</p> <table> <tr> <td>① 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td>② 住民税非課税世帯</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td>③ ①②を除く住民税非課税者</td> <td>12,000 円</td> </tr> </table> <p>（解説）</p> <table> <thead> <tr> <th>保険料徴収所得区分</th> <th>国基準</th> <th>→</th> <th>豊橋市基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人課税（第4段階以上）</td> <td>37,200</td> <td>→</td> <td>37,200</td> </tr> <tr> <td>本人非課税（第3段階）</td> <td></td> <td>→</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>世帯非課税（第2段階）</td> <td>24,600</td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老齢福祉年金（第1段階）</td> <td>15,000</td> <td>→</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table>	① 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	8,000 円	② 住民税非課税世帯	8,000 円	③ ①②を除く住民税非課税者	12,000 円	保険料徴収所得区分	国基準	→	豊橋市基準	本人課税（第4段階以上）	37,200	→	37,200	本人非課税（第3段階）		→	12,000	世帯非課税（第2段階）	24,600	→		老齢福祉年金（第1段階）	15,000	→
① 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	8,000 円																										
② 住民税非課税世帯	8,000 円																										
③ ①②を除く住民税非課税者	12,000 円																										
保険料徴収所得区分	国基準	→	豊橋市基準																								
本人課税（第4段階以上）	37,200	→	37,200																								
本人非課税（第3段階）		→	12,000																								
世帯非課税（第2段階）	24,600	→																									
老齢福祉年金（第1段階）	15,000	→	8,000																								
交付申請と支払い	高額介護サービス費等給付のお知らせの通知事務と併せ、上記の対象者に「在宅サービス利用促進事業補助金交付のお知らせ」と「在宅サービス利用促進事業補助金交付申請書」を通知。通知を受けた交付対象者は、その申請書類と併せ「居宅サービスの領収書の写し」を市長に提出。その月の末日までに振り込む。（交付対象者が死亡の場合は、法定相続人が「誓約書」を添えて申請することができる）																										
財源	一般会計																										

半 田 市	事業名・根拠法規等	半田市介護福祉助成に関する条例 半田市介護福祉助成に関する条例施行規則									
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（食事提供費は除く、特例サービス費は含む）（条例）									
	助成金の額	<p>介護サービス費の一部負担金の一部を以下の限度額内で助成する（条例）。</p> <p>→「一部の助成額」は実際に支払った一部負担金額の2分の1とする。（内規）</p> <p>※利用者が負担した一部負担金の額は高額介護サービス費及び高額居宅介護サービス費の支給適用があったものとみなして算定する。（施行規則）</p> <table> <thead> <tr> <th>要介護状態区分</th> <th>介護福祉給付助成額（助成限度額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援</td> <td>3,075 円以内（2分の1の額）</td> </tr> <tr> <td>要介護 1</td> <td>8,290 円以内（2分の1の額）</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>9,740 円以内（2分の1の額）</td> </tr> <tr> <td>要介護 3・4・5</td> <td>12,300 円以内</td> </tr> </tbody> </table>	要介護状態区分	介護福祉給付助成額（助成限度額）	要支援	3,075 円以内（2分の1の額）	要介護 1	8,290 円以内（2分の1の額）	要介護 2	9,740 円以内（2分の1の額）	要介護 3・4・5
要介護状態区分	介護福祉給付助成額（助成限度額）										
要支援	3,075 円以内（2分の1の額）										
要介護 1	8,290 円以内（2分の1の額）										
要介護 2	9,740 円以内（2分の1の額）										
要介護 3・4・5	12,300 円以内										
助成金の支払	<p>① 受給者が「要支援」「要介護1」「要介護2」の場合（施行規則）は、「受給者証兼介護サービス費支払証明書」をサービス事業者に提示すれば、介護福祉給付助成額を差し引いた額をサービス事業者に支払うことで介護福祉給付助成を現物給付で受けることができる。（条例・施行細則）</p> <p>② 受給者が「要介護3」「要介護4」「要介護5」の場合は、「介護サービス費支給申請書」に介護サービス費支払証明書または領収書を添付して市長に申請し、市長は申請月の翌月に助成額を支払う。（施行規則）</p> <p>一運用上実際は、①の適用は困難で②により償還払いしている。</p>										
対象者	<p>①住民税非課税世帯の者（条例）</p> <p>②半田市市税条例及び半田市市税の減免に関する規則に該当する世帯の者（条例）（いずれも旧処置入所者、生保は除く）</p>										
資格の申請	「受給者証兼介護サービス費支払証明書交付申請書」を市長に提出。該当者には「受給者証兼介護サービス費支払証明書」を交付する。※証の有効期限はなく、年に1度要件が該当しているかどうかは市で確認している。										
財源	一般会計										

江南市	事業名・根拠法規等	江南市訪問介護利用者負担助成事業運営要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の 50%（利用者負担 5%） ※3%から変更（2005年7月）
	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税非課税のもの
	助成額の支払	現物給付（指定訪問介護事業者と江南市による受領委任払い契約による）
	資格の申請	「訪問介護利用者負担額助成認定申請書」にて市長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担軽減額助成認定証」を交付する。
	財源	一般会計

一色町	事業名・根拠法規等	一色町介護保険利用者負担額助成事業実施要綱
	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第2段階」のもの
	(1) 対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費も含む）
	助成額	利用者負担額の4分の1を助成
	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第1段階」のもの（生保除く）
	(2) 対象サービス	（1）の対象サービスと、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（特例サービス費含む）
	助成額	利用者負担額の2分の1を助成
	助成の申請	「介護保険利用者負担額助成事業申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする。
	財源	一般会計

高額介護サービス費の自動払い実施状況

(2005年10月1日現在)

※2005年10月改定により支払方法の簡素化の通知が出され、初回のみの申請により次回以降は自動的に申請した口座に支払われることになった。厚労省の通知内容は以下の通り。

厚労省通知(老介発第0908001号・平成17年9月8日)

「高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について」

(4)高額介護サービス費の支給に係る申請手続きの負担軽減の取扱いについて

ア 申請手続きの負担軽減

高額介護サービス費の支給対象となった場合における受給対象者の毎回の申請・受給に係る負担を軽減するため、

(ア)申請書の記載内容の工夫などにより、申請は初回のみでたどりるようにする

(イ)申請時に利用者負担額の申告及び領収書の添付を求める

(ウ)高額介護サービス費の受け取りについても、初回申請時に指定した口座に振り込む
など適切に対応されたいこと。

※昨年度から自動払いを実施している市町村はなかった。

※自動払いされるのは初回申請した月以降のサービス利用分が適用となる。利用者からの申請は、利用月の翌々月となる市町村が多い。利用者に振り込まれるのは、通常、申請月のさらに翌月以降となる。ただし、支払のシステムが整備されていない市町村は、整備されるまで数カ月振込みが遅れる。

※知多北部広域連合では、システム整備後の実施となるが、10月利用以降分の申請については領収書の添付なし受付をする。

※春日井市、東郷町、弥富町では、10月以降に申請すれば、2005年8月利用分以前で請求権のある過去2年間の未申請分についても自動払いとして遡及適応する。他の市町村では、遡及適応はしない。申請については毎回申請が必要だが、領収書などの添付を求める市町村もある。

【実施状況】○:自動払いを実施(予定を含む)、△:検討中、×:未実施(実施予定なし)

市町村名		実施状況	初回申請開始月(サービス利用月分)
合計	実施	43	63.2%
	検討中	12	17.6%
	未実施	13	19.1%
	計	68	100.0%
1	名古屋市	○	2005/7
2	豊橋市	○	2005/8
3	岡崎市	○	2005/10
4	一宮市	○	2005/10
5	瀬戸市	△	
6	半田市	○	2005/7
7	春日井市	○	2005/8
8	豊川市	○	2005/10
9	津島市	○	2005/8
10	碧南市	○	2005/10
11	刈谷市	△	
12	豊田市	○	2005/10
13	安城市	○	2005/8
14	西尾市	×	
15	蒲郡市	○	2005/8
16	犬山市	△	
17	常滑市	○	2005/10
18	江南市	○	2005/10
19	小牧市	△	

市町村名		実施状況	初回申請開始月(サービス利用月分)
20	稻沢市	○	2005/11
21	新城市	○	2005/8
—	知多北部	○	2006/7
25	知立市	○	2005/10
26	尾張旭市	○	2005/8
27	高浜市	○	2005/10
28	岩倉市	○	2005/10
29	豊明市	△	
30	日進市	○	2005/10
31	田原市	×	
32	愛西市	○	2005/9
33	清須市	△	
34	東郷町	○	2005/8
35	長久手町	○	2005/8
36	豊山町	○	2005/10
37	師勝町	○	2005/10
38	西春町	○	2005/10
39	春日町	△	
40	大口町	○	2005/10
41	扶桑町	○	2005/10
42	七宝町	○	2005/10
43	美和町	△	
44	甚目寺町	○	2005/10

市町村名		実施状況	初回申請開始月(サービス利用月分)
45	大治町	△	
46	蟹江町	×	
47	十四山村	×	
48	飛島村	×	
49	弥富町	○	2005/8
50	阿久比町	○	2005/10
52	南知多町	×	
53	美浜町	×	
54	武豊町	○	2005/10
55	一色町	○	2005/7
56	吉良町	×	
57	幡豆町	○	2005/10
58	幸田町	△	
59	額田町	×	
60	三好町	△	
61	設楽町	×	
62	東栄町	×	
63	豊根村	×	
64	音羽町	○	2005/8
65	小坂井町	○	2005/10
66	御津町	○	2005/10
67	一宮町	△	
68	富山村	×	

居住費、食費の見直しに伴う利用者負担の変化

特別養護老人ホームの入所者における利用者負担の変化

(単位 万円／月)

2005年9月まで ⇒ 2005年10月から

利用料段階	保険外に					
	利用者負担計	1割負担	居住費 食費	利用者負担計	1割負担	居住費 食費
第1段階 例) 生活保護受給者等	2.5 (4.5-5.5)	1.5	— (2.0-3.0) 1.0	2.5 (5.0) ±0	1.5	0 (2.5) 1.0
第2段階 例) 年金80万円以下の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	— (3.0-4.0) 1.5	3.7 (5.2) △0.3	1.5	1.0 (2.5) 1.2
第3段階 (世帯非課税)	4.0 (7.0-8.0)	2.5	— (3.0-4.0) 1.5	5.5 (9.5) +1.5	2.5	1.0 (5.0) 2.0
第4段階 (本人非課税) (世帯課税)以上	5.6 (9.7-10.7)	3.0 (3.1)	— (4.0-5.0) 2.6	8.1 (12.8) +2.5	(参考) 標準的なケース	2.9 (2.6) 1.0 (6.0) 4.2

注1) 表中の()内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 改正後の1割負担については現行の介護報酬を基に機械的に試算したものである。

注4) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。

* 金額は概ねの額です。

特定入所者介護サービス費
(補足給付)

低所得者の居住費・食費について、「負担限度額」を設定し、「基準費用額」との差額を「特定入所者介護サービス費」(補足給付)とします。対象者と負担限度額は、表のとおりです。

この制度は、利用者本人が申請して、認定を受けることが必要です。(申請主義)。

対象となるサービスは、特養ホーム、老健、介護療養型、短期入所(通所サービスは対象外)です。

発行所 日本共産党中央委員会
東京都渋谷区千駄ヶ谷4の26の7
〒151-8586 電話 03(3403)6111定価(税込み)
日刊月2900円(郵送は別途送料1880円)1部100円
日曜版月800円(同送料234円)1部200円
振替 00180-6-194897中央委員会 03(5474)8358
ファックス 赤旗編集局 03(3350)1904
日本共産党のホームページ<http://www.jcp.or.jp/>

©日本共産党中央委員会2006年

介護保険法改悪による特別養護老人ホームなどの食費・居住費の全額自己負担の影響による退所者数は三十都府県で千三百一十六人にのぼりましたが三十一日、厚生労働省の調査でわかりました。日本共産党国議団は政府にたいして、全国調査の実施を繰り返し要求してきました。

同省が全国の自治体に報告を求めたところ、二十三から二十四の報告のみ)。厚労省によれば、今回の自治体調査で回答した介護保険施設者があつたことが報告され

介護施設退所 30都府県 負担増耐えられず 1326人

厚労省調査

特別養護老人ホーム、老人保健施設など介護施設の利用者からの食費・居住費全額徴収は、昨年の国会で自民、公明、民主の各党によって強行された改悪介護保険法にもじりて昨年十月から実施されたものです。全国保険医団体連合会などの調査でも、全国各地で負担に耐えられず、退所に追い込まれる人たちが相次いでいました。

また(七都府県は市区町の入所定員数は全国の約四百以下)ため、全国では今九十一人、埼玉六十二人、長崎と福島六十一人、山形五十七人となっていま

る。愛知百十一人、三重百十六人。また、茨城県の集計で百人以上の退所者がいたのは、宮城百五十二人、愛知百十一人、

今回の厚労省調査で深刻な実態が改めて裏付けられた結果、食費・居住費などの利用料軽減策が緊急に求められています。

す。

特別養護老人ホーム、老人保健施設など介護施設の利用者からの食費・居住費全額徴収は、昨年の国会で自民、公明、民主の各党によって強行された改悪介護保険法にもじりて昨年十月から実施されたものです。全国保険医団体連合会などの調査でも、全国各地で負担に耐えられず、退所に追い込まれる人たちが相次いでいました。

今回の厚労省調査で深刻な実態が改めて裏付けられた結果、食費・居住費などの利用料軽減策が緊急に求められています。

負担増え施設退所 38人

調査は同県内の特養ホーミー、老健施設など計420施設を対象に行われ、177施設が回答した。

愛知県内アンケ 昨年10~12月

予定を取りやめた人も19施設40人いた。

24 介護保険法 改悪後 愛知県
享月 同協会は県内の老人保健施設、特別養護老人ホームなどの420施設にアンケートを郵送。うち177施設(42%)から回答があった。

を検討している利用者は、15施設、25人おり、入所予定だったが、取りやめた人も19施設、40人に上っていた。

か二た
退所した33人の一
先は「在宅」が最も多く
十九人となっています。
負担額は平均月三万五
千二百五十円。

が「減った」と回答、「増えた」は「施設のみ。また施設側がうつた対策として、二十五施設が「食材料費を圧縮」「十九施設が「人件費削減」としています。

分譜保陝制度正定

昨年10月の介護保険制度改定に伴う負担増で、介護施設を退所する利用者が相次いでいることが、愛知県保険医協会（堀尾仁理事長）が23日公表したアンケート結果で分かった。

山東大輔

影響浮き彫りに

昨年10月の介護保険制度改定に伴い、特別養護老人ホームなどの居住費・食費などの負担が増えた影響で、これまでに愛知県内で38人が施設を退所せざるを得なかつたこと

結果、昨年10月から12月の間に居住費・食費の利用者負担のために退所した利用者が「いる」と答えた施設は25カ所。退所した人は38人。また、その時点で退所

退所した人の負担とかどうだけ増えたか聞いたところ、平均は月3万5千247円。施設側も対策をとっているものの、負担増が利用者に大きくなりしかかっていることが分

在宅介護になつていだ。

昨年10月の介護保険制度改定に伴う負担増で、介護

1000

介護保險

愛知の団体 アンケート

居住費など改定後

人。38人中19人は、退所後ほかの施設へ多うず、

うち、最も多かつたのは要介護度4の人で、10人。要介護度5の人が9

2.24

負担増、38人退所

赤旗 06.2.24

改悪後の退所38人

愛知県保険医協会が調査
介護保険法改悪により
昨年十月からの実施された
介護施設の居住費、食費
の利用者負担増を理由と
した愛知県内の施設退所
者が三十八人に上るとの
アンケート結果を、二十
割を占め、退所後の行き

先は「在宅」が最も多く十九人となっています。負担増額は平均月三万五千二百五十円。

他に廻所を検討している利用者も十五施設で二十五人、利用料滞納者は、四十五施設で百九人。利用料負担増により入所を取りやめた事例も十九施設四十人で

書かれてあると予想していたが、それが明らかになつた。把握できていない退所者はもういるのでは「ないか」といいます。

アンケートは、同県内の特養ホームなど四百二十施設に送付し百七十七施設(42%)が回答。昨年十二月の利用者状況をまとめたものです。

介護者度輕

用具の一 回収是正

厚労省、現場混乱し連絡

介護保険法の改悪によ

「軽度者である」ときも

た。

つて、「軽度者」の車いすや電動ベッドなどの利用が保険給付の対象外にされ、利用者からの用具引き揚げが問題になるなか、厚生労働省が「機械的・一律に用具の回収をしないように」とする事務連絡を都道府県の担当者に送っていることがわかりました。

同連絡は十四日付で同省老健局振興課が出したものです。留意事項として、

「軽度者である」ときもつて機械的に保険給付の対象外とすることのないよう、例外に該当するか否かについて確実に確認をする」とことなどを求めています。

四月からの実施された改正介護保険法では、「要

象にしていきます。

同時に、「一定の条件」としては、例えば車いすについて「主治医の意見を踏まえつつ、日常生活範囲の移動の支援が特に必要と認められたもの」と限定を付け、保険の対

また、用具を現在利用している人については九月三十日までは「経過措置」として保険給付を認めてきました。

大本の「用具取り上げ政策」を変えないまま、混乱の責任が「現場の行き過ぎ」にあるかのようにならう厚労省の姿勢そのものが問われています。

るのを記述し、市町村の担当者などが「一定の条件」に該当する人を含めて、一律に用具を回収する事態が起きるなど混乱が拡大。この事態に対処するため、厚労省はあわてて事務連絡を出したものです。

大本の「用具取り上げ政策」を変えないまま、混乱の責任が「現場の行き過ぎ」にあるかのようにならう厚労省の姿勢そのものが問われています。

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局振興課

福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について（抜粋）

3 留意すべき事項

（1）保険給付対象となる軽度者の確認

今般の制度改正後においても、例外的に福祉用具貸与が必要である者に該当すると判定された者については保険給付の対象となるので、軽度者であることをもって機械的に保険給付の対象外とすることのないよう、こうした例外に該当するか否かについて確実に確認をするよう留意するとともに、ケアマネジメントを担当する者は、保険給付の対象とならない場合の理由を利用者に対して丁寧に説明すること。

別紙

対象外種目	例外に該当する者	要介護認定結果等
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	<p>基本調査2-5 歩行「3. できない」</p> <p>何かにつかまつたり支えられても歩行が不可能であるため、車いすを使用しなければならない、あるいは、どのような状況であっても歩行ができない場合をいう。寝たきり等で歩行することがない場合、あるいは、歩行可能であるが医療上の必要により歩行制限が行われている場合も含まれる。</p> <p>認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断</p>
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	<p>基本調査2-2 起き上がり「3. できない」</p> <p>介助なしでは一人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助が必要な場合をいう。途中まで自分でできいても最後の部分で介助が必要である場合も含まれる。</p> <p>基本調査2-1 寝返り「3. できない」</p> <p>介助なしでは一人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。</p>

東京・豊島区

介護ベッド利用補助

低所得者に 1カ月3千円まで

東京・豊島区は「十八

日、介護保険制度の改悪

で十月以降、介護用ベッ

ドが取り上げられる要支

援1と2、要介護1の人

用を補助することを決め

ました。日本共産党豊島

区議団の申し入れに水島

正彦助役が答えたもので

す。

同区の方針は、要介護

1、要支援で利用費負担

日本共産党豊島区議団

な

東京・豊島区は「十八

日、介護保険制度の改悪

で十月以降、介護用ベッ

ドが取り上げられる要支

援1と2、要介護1の人

用を補助することを決め

ました。日本共産党豊島

区議団の申し入れに水島

正彦助役が答えたもので

す。

同区の方針は、要介護

1、要支援で利用費負担

日本共産党豊島区議団

な

東京・豊島区は「十八

日、介護保険制度の改悪

で十月以降、介護用ベッ

ドが取り上げられる要支

援1と2、要介護1の人

用を補助することを決め

ました。日本共産党豊島

区議団の申し入れに水島

正彦助役が答えたもので

す。

同区の方針は、要介護

1、要支援で利用費負担

日本共産党豊島区議団

な

東京・豊島区は「十八

日、介護保険制度の改悪

で十月以降、介護用ベッ

ドが取り上げられる要支

援1と2、要介護1の人

用を補助することを決め

ました。日本共産党豊島

区議団の申し入れに水島

正彦助役が答えたもので

す。

同区の方針は、要介護

1、要支援で利用費負担

日本共産党豊島区議団

な

東京・豊島区は「十八

日、介護保険制度の改悪

で十月以降、介護用ベッ

ドが取り上げられる要支

援1と2、要介護1の人

用を補助することを決め

ました。日本共産党豊島

区議団の申し入れに水島

正彦助役が答えたもので

す。

同区の方針は、要介護

1、要支援で利用費負担

日本共産党豊島区議団

な

東京・豊島区は「十八

日、介護保険制度の改悪

で十月以降、介護用ベッ

ドが取り上げられる要支

援1と2、要介護1の人

用を補助することを決め

ました。日本共産党豊島

区議団の申し入れに水島

正彦助役が答えたもので

す。

同区の方針は、要介護

1、要支援で利用費負担

日本共産党豊島区議団

な

東京・豊島区は「十八

日、介護保険制度の改悪

で十月以降、介護用ベッ

ドが取り上げられる要支

援1と2、要介護1の人

用を補助することを決め

ました。日本共産党豊島

区議団の申し入れに水島

正彦助役が答えたもので

す。

同区の方針は、要介護

1、要支援で利用費負担

日本共産党豊島区議団

な

東京・豊島区は「十八

日、介護保険制度の改悪

で十月以降、介護用ベッ

ドが取り上げられる要支

援1と2、要介護1の人

用を補助することを決め

ました。日本共産党豊島

区議団の申し入れに水島

正彦助役が答えたもので

す。

同区の方針は、要介護

1、要支援で利用費負担

日本共産党豊島区議団

な

東京・豊島区は「十八

日、介護保険制度の改悪

で十月以降、介護用ベッ

ドが取り上げられる要支

援1と2、要介護1の人

用を補助することを決め

ました。日本共産党豊島

区議団の申し入れに水島

正彦助役が答えたもので

す。

同区の方針は、要介護

1、要支援で利用費負担

日本共産党豊島区議団

な

東京・豊島区は「十八

日、介護保険制度の改悪

で十月以降、介護用ベッ

ドが取り上げられる要支

援1と2、要介護1の人

用を補助することを決め

ました。日本共産党豊島

区議団の申し入れに水島

正彦助役が答えたもので

す。

同区の方針は、要介護

1、要支援で利用費負担

日本共産党豊島区議団

な

2006.9.27 赤旗

2006年8月30日(水曜日) 赤旗

岡山・市 倉敷市 介護ベッド利用料助成

軽度の高齢者を対象に

岡山県倉敷市が、介護ベッドの利用料を助成する独自措置を講じることで二十六日、明らかになりました。助成は月額

一万一千円まで、同市の市議会保健福祉委員会に提案されました。独自措置は、今年四月

岡山県倉敷市が、介護ベッドの利用料を助成する独自措置を講じることで二十六日、明らかになりました。助成は月額

一万一千円まで、同市の市議会保健福祉委員会に提案されました。独自措置は、今年四月

岡山県倉敷市が、介護ベッドの利用料を助成する独自措置を講じることで二十六日、明らかになりました。助成は月額

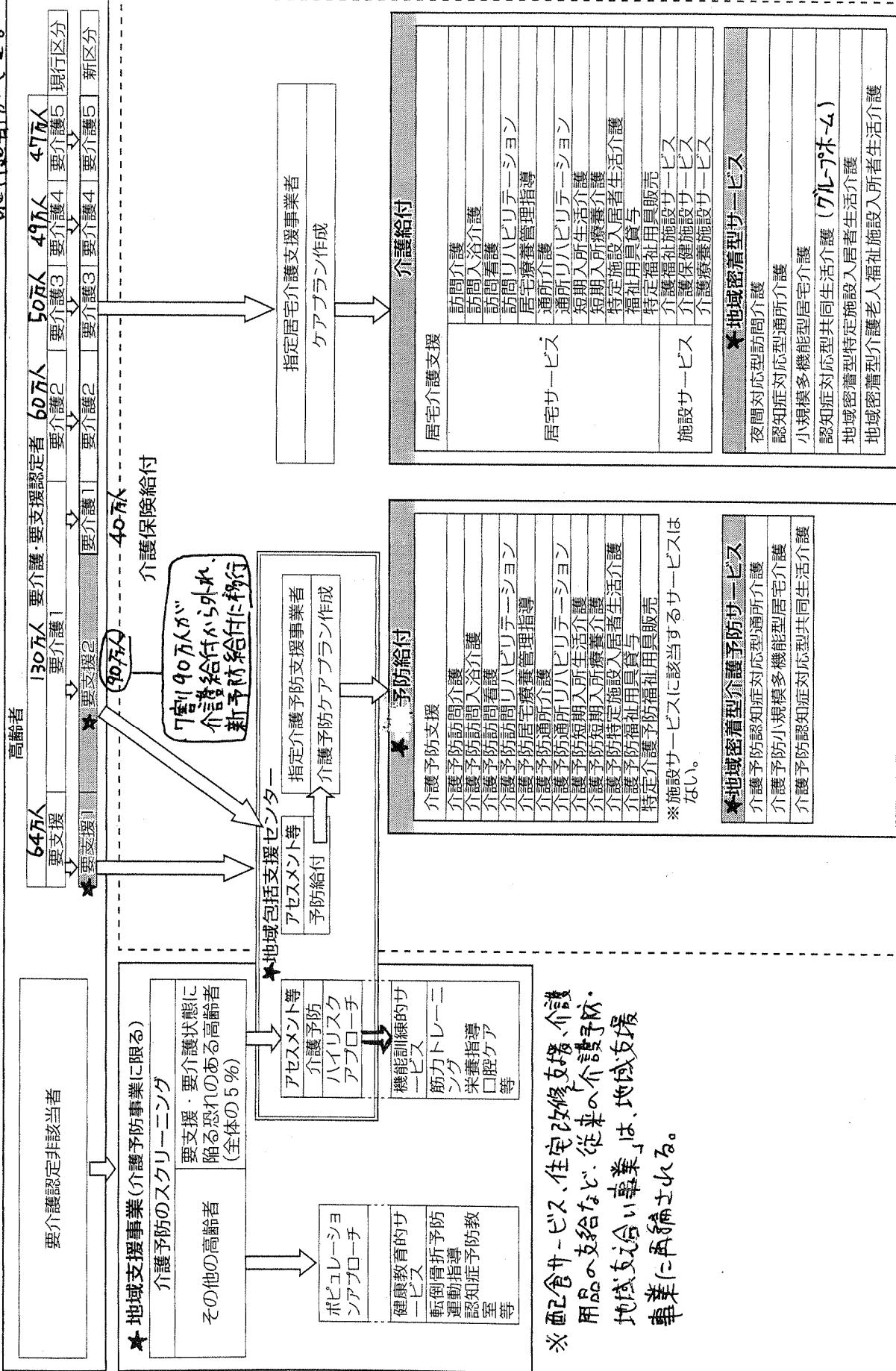
東京・豊島区は「十八日、介護保険制度の改悪で十月以降、介護用ベッドが必要とする人」に、「一ヶ月あたり三千円を上限として助成します。十月からの施行する「共産黨の議会での鬪闘拡充実現に力を入れて借りられないなる高齢者の支援策を求めておりました。また、市議会で介護ベッド購入費を助成する区に対し、都側は支援の実施を明らかにしていました。

日本共産党豊島区議団は区議会で、介護保険の改悪で介護用ベッドを保険で介護する高齢者に対する介護ベッド購入費を助成する区に対し、都側は支援の実施を明らかにしていました。

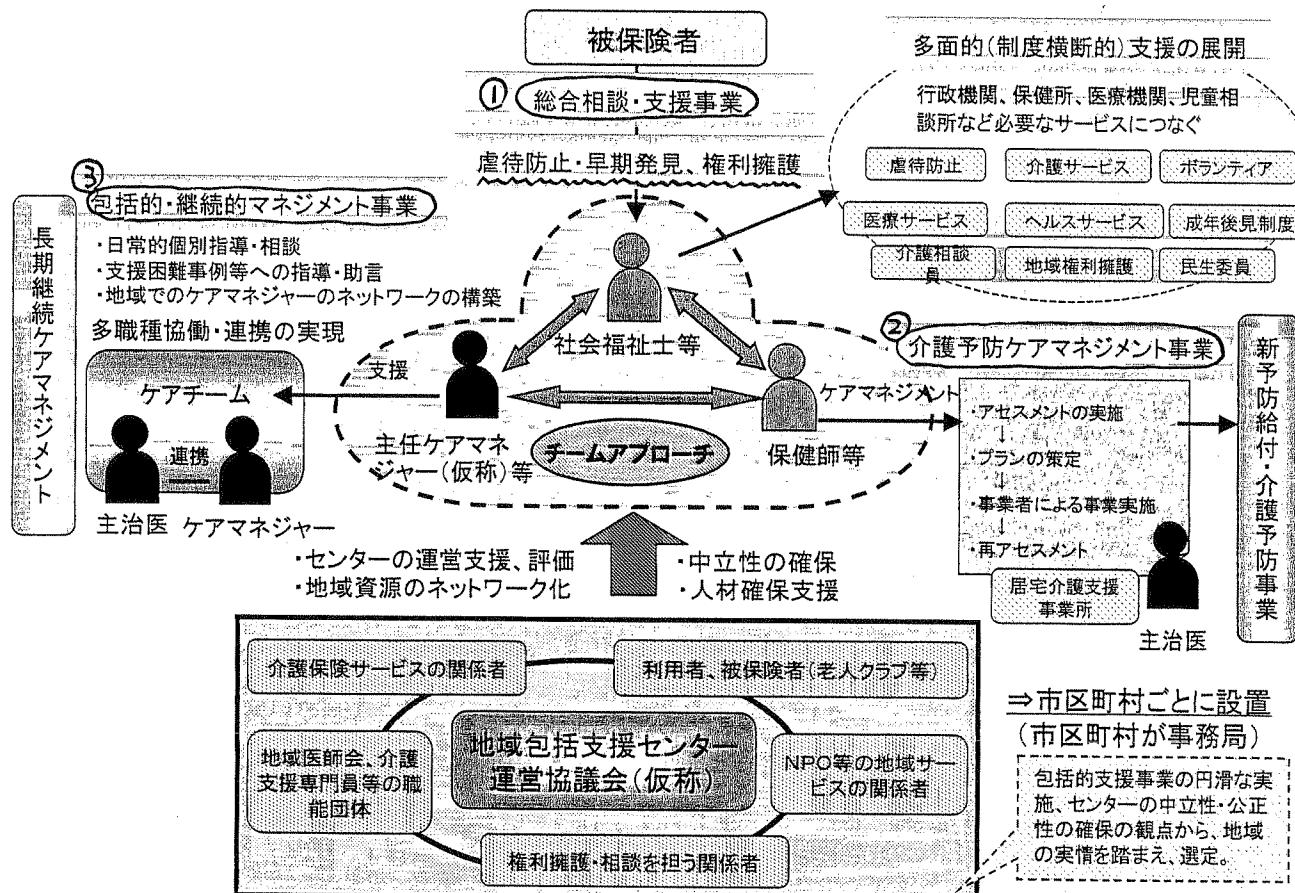
★EPは新規の事業

介護保険制度見直しの概要

2006年4月1日実施 (ただし、地域密着型支援センターは施行延期がかかる)
及び改定交付は最大2年向
けで支給する



地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



地域包括支援センターの概要

- 1 地域包括支援センターは公正・中立な立場から地域における①総合相談・支援、②介護予防マネジメント、③包括的・継続的なマネジメントを担う中核機関として創設される。
- 2 地域包括支援センターの運営主体は市町村又は市町村から委託を受けた在宅介護支援センターの運営法人（社会福祉法人、医療法人）などである。
- 3 地域包括支援センターの設置数は保険者（市町村）の規模に応じて、概ね人口2～3万人に1カ所を目安とされ、全国で5000～6000か所と想定されている。
- 4 配置される職員は社会福祉士等、保健師又は地域ケア等の経験のある看護師、主任ケアマネジャー等の3職種である。

地域包括支援センター設置状況等一覧表

平成18年3月1日

圏域	保険者名	日常生活圏域数	平成18年度地域包括支援センター設置			地域包括支援センター設置年月日
			上段:設置数 下段:(在介からの移行)	うち直営 (再掲)	うち委託 (再掲)	
名古屋	名古屋市	16	29 23		29	平成18年4月1日
海部津島	津島市	2	3		3	平成18年4月1日
	愛西市	4	1	1		平成18年4月1日
	七宝町	1	1		1	平成18年4月1日
	美和町	1	1 1		1	平成18年4月1日
	甚目寺町	1	1 1	1		平成18年4月1日
	大治町	1	1 1		1	平成18年4月1日
	蟹江町	1	1		1	平成18年4月1日
	飛島村	1	1	1		平成18年4月1日
	弥富町	3	1 1		1	平成18年4月1日
	計	15	11 4	3	8	
尾張中部	清須市	1	1		1	平成18年4月1日
	北名古屋市	2	1	1		平成18年4月1日
	豊山町	1	1	1		平成18年4月1日
	春日町	1	1	1		平成18年4月1日
	計	5	4	3	1	
尾張東部	瀬戸市	5	7 7		7	平成18年4月1日
	尾張旭市	1	1	1		平成18年4月1日
	豊明市	1	1	1		平成18年4月1日
	日進市	3	3 3		3	平成18年4月1日
	東郷町	1	1 1		1	平成18年4月1日
	長久手町	1	1 1		1	平成18年4月1日
	計	12	14 12	2	12	
尾張西部	一宮市	6	6 6		6	平成18年4月1日
	稻沢市	6	6 5		6	平成18年4月1日
	計	12	12 11		12	

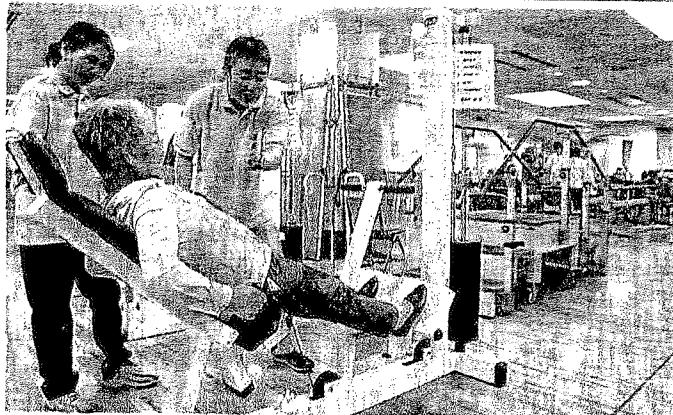
圏域	保険者名	日常生活圏域数	平成18年度地域包括支援センター設置			地域包括支援センター設置年月日
			上段:設置数 下段:(在介からの移行)	うち直営 (再掲)	うち委託 (再掲)	
尾張北部	春日井市	7	10 9		10	平成18年4月1日
	犬山市	1	1 1	1		平成18年4月1日
	江南市	3	3 3		3	平成18年4月1日
	小牧市	6	1 1		1	平成18年4月1日
	岩倉市	2	1 1		1	平成18年4月1日
	大口町	1	1	1		平成18年4月1日
	扶桑町	1	1		1	平成18年4月1日
	計	21	18 15	2	16	
知多半島	半田市	3	1		1	平成18年4月1日
	常滑市	3	1	1		平成18年4月1日
	阿久比町	1	1	1		平成19年1月1日
	南知多町	1	1 1		1	平成19年1月1日
	美浜町	1	1 1		1	平成18年10月1日
	武豊町	1	1 1	1		平成18年10月1日
	知多北部広域連合	9	8 6	2	6	平成18年4月1日
	計	19	14 9	5	9	
西北三河部	豊田市	8	12 12		12	平成18年4月1日
	三好町	1	1	1		平成18年4月1日
	計	9	13 12	1	12	
西南三河部	岡崎市	8	10 10		10	平成18年4月1日
	碧南市	6	1 1	1		平成18年4月1日
	刈谷市	3	1 1		1	平成18年4月1日
	安城市	6	1		1	平成18年4月1日
	西尾市	1	1 1		1	平成18年4月1日
	知立市	1	1 1		1	平成18年4月1日
	高浜市	5	1	1		平成18年4月1日
	一色町	1	1 1		1	平成18年4月1日
	吉良町 幡豆町	2	1・(共同設置) 1		1	平成18年4月1日
	幸田町	1	1 1		1	平成18年4月1日
	計	34	19 17	2	17	

圏域	保険者名	日常生活圏域数	平成18年度地域包括支援センター設置			地域包括支援センター設置年月日
			上段:設置数 下段:(在介からの移行)	うち直営 (再掲)	うち委託 (再掲)	
東北三河部	新城市	6	1 1		1	平成18年4月1日
	設楽町	1	1 1		1	平成18年4月1日
	東栄町	1	1	1		平成18年4月1日
	豊根村	1	1 1		1	平成18年4月1日
	計	9	4 3	1	3	
東南三河部	豊橋市	9	16 15		16	平成18年4月1日
	豊川市	2	2 2		2	平成18年4月1日
	蒲郡市	3	3 3		3	平成18年4月1日
	田原市	4	2 2		2	平成18年4月1日
	音羽町	1	1 1		1	平成18年4月1日
	小坂井町	1	1		1	平成18年4月1日
	御津町	1	1		1	平成18年4月1日
	計	21	26 23		26	
県計	173		164 129	19	145	

介護プラン作成頼めない

介護が必要と認定されたのにケアプランをつくるてくれるケアマネジャーが見つからない。導入から丸6年で大きく改正された介護保険制度が4月にスタートして1カ月余。「ケアマネ難民」と呼ばれる新たな問題が浮上している。

ケアプランの質をよくするための制度変更が表面に出た形だ。利用者困惑が広がるなか、厚生労働省も対策に乗り出した。(寺崎直子・清川卓史)



筋力向上トレーニングをするお年寄り。ケアプランがなければ受けられない!! 東京都品川区南大井の「ケアセンター南大井」で、飯塚悟撮影

時々刻刻

「想定外」の厚労省

自己作成手順通知急ぐ

介護保険制度の改正
0年度の制度開
始後、初めての大
幅見直し。特別養護老
人のホームなど施設入所者
の食費や居住費の自己負
担化(06年10月実施)と
お年寄りの状態が悪化す
るのを防ぐ介護予防(新
規付)の導入が主な
象となるとみられる。

ケアマネ難民の登場で
利用者が急増しそうな事態
は、反響にとって「想定外」
だった。

介護予防は地域包括支
援センターを拠点として
いるため、難民問題につ
いては、多くの都道府県

ケアマネ難民の登場で
利用者が急増しそうな事態
は、反響にとって「想定外」
だった。

要介護度とケアプランの報酬 こう変わった	
要介護区分	
3月まで	4月以降
ケアプランの介護報酬	ケアプランの介護報酬
要介護5 月8,500円/ 人 ケアマネ 1人で50件 が標準	月13,000円/ 人 39件まで 月10,000円/ 人 40~59件 月4,000円/ 人 60件以上
要介護1 要支援2 要支援1	40~59件 月10,000円/ 人 60件以上 月4,000円/ 人
□は 介護予防 (新規付)	地域包括支 援センターへの報酬

千葉県鎌ヶ谷市の人暮らし
の女性(70)もあたりを受けた一
人。脊柱管狭窄症でお尻や太も
もの筋肉がこわばり、長い距離
は歩けない。「要支援」と認定
されたが1月、契約するはずだ
ったケアマネに突然断られた。
「4月からは介護報酬が減らさ
れるので」との理由だった。

しかし、同省は「市町村
と支援センターが必要な
態勢を整えて解決すべき
だ」との姿勢だ。ただ、
を認めたりえて、具体的
な手順を取りつい

て「プランを組み立てる方
がいい」という考え方だ。
「自己作成したいと思
わない人は、自治体が
責任をもってケアマネを
見つけたり支援センター
でプランを立てたりする

重子代表は「生活の一部
として介護を受けるのだと
いう」といふ語る。

新制度で「軽度」敬遠

担当多すぎると「罰則」

重度ほど高報酬

「マイケアプラン緊急
学習会」。大型連休中、
大阪市内で開かれた聞き
慣れない名称の会合に、
ケアマネジャーら70
人が集まつた。

介護が必要な人は、サ
ービスの利用計画「ケア
プラン」を、公的な資格
をもつケアマネにつづ
てもらつのが一般的だ。

利用者負担はゼロ。ケア
マネが見つからなければ
自分でつくるしかない
が、「プラン」の作成や手続
きは煩雑で、お年寄りに
は大変な作業だ。そこで、
個人の計画作りをどう支
援するかを考える学習会
を民間団体が企画した。
ここで「4月前」(とか)
らケアマネを探す電話が

たくさんかがつてくるよ
うになつた」と訴えたの
は、大阪府富田林市でケ
アプラン作りなどを手が
りが評判で、他の事業所
も参考にしている。

たくさんかがつてくるよ
うになつた」と訴えたの
は、大阪府富田林市でケ
アプラン作りなどを手が
りが評判で、他の事業所
も参考にしている。

「ネットの国司隆士理事
長(52)。丁寧なプラン作
りが評判で、他の事業所
も参考にしている。

なぜこんなことになっ
たのか。「一人が担当す
るのを防ぐ介護予防(新
規付)の導入が主な
要因だ。」と説くのは、市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だが、事業所のケ
アマネに委託もできる。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

アマネが委託されたことか
ら、多くを委託しようと
するため、1人あたりの
「標準件数」を50から35に
減らした。40以上担当す
ると介護報酬が40~60%
減る「罰則」も新設。報酬
を重度ほど高くした。そ
の結果、多くの事業
者が件数調整に走り、輕
度が敏速された。一方で、
さらに、介護予防(新
規付)のプランは市
町村が設ける「地域包括
支援センター」で作るの

が原則だ。

認知症妻殺し…悲しい償い

電灯もつかない暗い部屋に
は飲み干した耐ハイの缶と、たらしい。市営住宅の同じ
殺害した妻の兄弟にあてた遭
書が残されていたといふ。メ
モ用紙には「ごめんなさい」と
とたつた一言。執行猶予付き
の判決を受け、出所してわざ
か四日後に死を選んだ樋元被
告。長年連れ添った妻と暮ら
した思い出の場所は、妻をあ
やめた悲しい現場でもあつ
た。

逮捕されて半年後、再びそ
の場所に足を踏み入れた樋元
被告の胸中に何がよぎったの
だとうか。

近所の人の話によると、樋
元被告が自宅に戻ったのは二
十六日朝。二十五日の夜は名
計画しようとしていた。嘆願
拘置所からの出所を知った
住民の間では「みんなで励ま
してあげようか」と激励会を
して申訳なかつた。(みなさ
んには)足を向けて寝れん。
「からやり直したい」と淡々
と話したといふ。

隣人には「やり直す」

書に名を連ねた王婦は、「よか」「まいか」と不安を嘆いただけれど、思って懐舊書を出しただけ。れどこんな結果に…。刑務所に行っていたら、死なずに済んだのだからか」と割り切れ。ない思いを口にした。
担当弁護士によると、判決が告げられた後の樺元被告は、特に感情を表すこともなく、冷静だった。「まじめでいいんですけど、内にこもるタイプ」。最後まで本心は分からなかつた。接見の際は淡淡として感情を表に出さないことが多いかったが、突然泣き出すこと、もなかつたら、果たして自分も、弁護士は「もし（熱性病子になり）刑務所に入る」とかいつたが、突然泣き出すこと止まっていたのかも知れた。その罪をつぐなつたと想えただろ

しかし、公判中、弁護士は「妻の冥福を祈りながら死んで生を過ごした」と前向きな様子を見せていた。犯行時、自殺を図ろうとしたことは、いつても「わがまんなか」と断言していた。夫婦に子どもはない、樺元被告が廃した住宅は継続監視のまま。弁護士は「自宅にいるなり無理心中を圖るつゝ」た瞬間に時計が戻ってしまったのではないか。彼の中で妻の死からずつ時間が経つたのではなかつた。

（社会部・長田弘二）

遺書「ごめんなさい」

認知症の七十四歳の妻を殺害したとして殺人罪に問われ、二十五日に名古屋地裁で執行猶予付きの有罪判決を受けた名古屋市千種区北干種、無職梶田夫元被告（六〇）が名古屋拘置所を出所して四日後の二十九日に自殺していましたことが分かつた。

千種署の調べでは、概ある旨意の元被告は一九四九年八月午後七時五十五分頃、自宅前通りの路上で体を強打つて死亡しているのが見つかった。通行人が「一〇番地」と書かれた通報。市営住宅の五階にされていました。

同署などによると 横
元被告は妻が二〇〇三年
にアルツハイマー病を発
症して以来 一人で介
護。しかし回復しない
ことに絶望し、昨年七月
二日、自宅で妻を不クタ
地裁であつた判決公判で
イで終めて妻死させた
うえ、自分も死のうじ
たがてまず、自ら警察に
通報して逮捕された。
今月二十五日に名古屋

猶予判決の夫自殺

介護殺人に詳しい日本福祉大講師の加藤悦子さん（司法精神学者）によると、「事件前は福祉行政、裁判中は司法とかかわるところがあるが、その後は「オロオロ」する人がいなくなる。保護監察を付ける選択肢もあった」と指摘する。

「裁判では、被告が何に悩んで殺人を犯したかを語つたはず。裁判の段階から司法精神病学者の連携が必要で、介護殺

人が多いにもかかわらず児童虐待のように、行政の対応が検証される機会がないのは問題だ」と話す。

「呆(ぼ)け老人をかかえる家族の会」愛知県支部代表の尾之内直美さんは、「人生の途中で人を守る側に立つことが多い男性は、人に頼ることが女性より苦手。同じ性別の介護者と、本音が言い合えるよくなつた場と出合つことが大事」である。

と強調する。

同支部では男性介護者の交流会を、名古屋市内で三月四日に開く講演会に合わせて開く計画だ。「特に男性にとっては、介護と不慣れな家事をいつぶんにこなす必要に迫られる介護の初期から中期にかけてが一番きつい。ぎのぎりの状況の中で、同性の声が少しでも励みになれば」と話し

認知症の妻絞殺

一人介護壊つた不安

介護してきた認知症の妻(ヤリ)をネクタイで絞殺し、殺人罪に問われた名古屋市の無職男性(アム)が先月二十九日、自宅の市営住宅から床ひ降り自殺しました。執行猶予付きの有罪判決を受け、名古屋拘置所を出訴した四日後のことです。部屋には妻の兄弟に「ひめんない」と入った用紙に書いた遺書が残されていました。なぜ悲劇は起きたのでしょうか。現場を訪ねました。

(書籍出版)

猶予判決後に夫自殺

「悔い改めて生き直してやるわー」。そんな思いを語る中で「妻の世話をされて相談すると「迷惑をかけて申し訳なかった」とおっしゃるばかりで、夫婦の間で「夫婦の問題」ではなく、「夫婦の問題」ではないと感じました。そこで、夫婦の問題を抱えている夫婦が、男性と同じ市営住宅に住む小林金作さん(四十九歳)。



行政は積極サービスを



男性が住んでいた市営住宅(伊那市)

超える百七十人が隠題書を集め、裁判所に提出しました。その隠題書には「まいに驚きの一讀」とあります。それほど男性の妻が多発性脳梗塞になってしまった。なぜ悲劇は起きたのでしょうか。現場を

訪ねました。

（書籍出版）

超える百七十人が隠題書を集め、裁判所に提出しました。その隠題書には「まいに驚きの一讀」とあります。それほど男性の妻が多発性脳梗塞になってしまった。なぜ悲劇は起きたのでしょうか。現場を訪ねました。

（書籍出版）

特別養護老人ホームの待機者数の推移

(2005年10月1日現在)

59自治体から回答があり、合計の待機者数は15,708人と前年より1,787人減少した。2002年まで県健康福祉部高齢福祉課が自治体別の待機者数を公表していたが、以下の数字は自治体調査の数字である。愛知県の調査した市町村別の待機者数を公表させていく必要がある。

	市町村名	03年10月1 日現在	04年10月1 日現在	05年10月1 日現在
	愛知県合計	14,163	17,495	15,708
1	名古屋市	4,874	5,827	5,827
2	豊橋市	575	524	562
3	岡崎市	900	1,134	1,047
4	一宮市	-	-	392
	一宮市	673	1,922	-
	尾西市	61	61	-
	木曽川町		不明	-
5	瀬戸市	174	246	268
6	半田市	240	305	251
7	春日井市	89	230	250
8	豊川市	294	291	241
9	津島市	449	648	648
10	碧南市	100	150	270
11	刈谷市	24	47	37
12	豊田市	-	-	683
	豊田市	494	587	-
	藤岡町	23	18	-
	小原村	18	不明	-
	足助町	20	20	-
	下山村	7	7	-
	旭町	6	20	-
	稻武町	8	0	-
13	安城市	110	120	133
14	西尾市	231	300	139
15	蒲郡市	310	483	259
16	犬山市	180	151	222
17	常滑市	228	276	212
18	江南市	272	290	254
19	小牧市	250	120	120
20	稲沢市	-	-	531
	稲沢市	292	265	-
	祖父江町	103	128	-
	平和町		不明	-
21	新城市	-	-	67
	新城市	62	68	-
	鳳来町	65	55	-
	作手村	3	1	-
22	東海市	127	143	544
23	大府市	146	130	167
24	知多市	144	163	155
25	知立市	100	90	74
26	尾張旭市	78	78	37
27	高浜市	92	115	94
28	岩倉市	82	116	127
29	豊明市	131	120	120
30	日進市	96	122	99

	市町村名	03年10月1 日現在	04年10月1 日現在	05年10月1 日現在
31	田原市	-	-	212
	田原市	176	198	-
	渥美町	172	105	-
32	愛西市	-	-	44
	佐屋町	39	39	-
	立田村	23	20	-
	八開村	7	5	-
	佐織町	不明	不明	-
33	清須市	-	-	不明
	西枇杷島町	32	不明	-
	清洲町	20	21	-
	新川町	18	37	-
	東郷町	5	63	54
34	長久手町	6	47	61
35	豊山町	0	10	不明
36	師勝町	17	80	80
37	西春町	7	18	不明
38	春日町	1	0	24
39	大口町	1	26	不明
40	扶桑町	3	49	59
41	七宝町		不明	不明
42	美和町		不明	不明
43	甚目寺町	不明	不明	不明
44	大治町	不明	不明	不明
45	蟹江町		不明	98
46	十四山村	4	0	0
47	飛島村	0	0	0
48	弥富町	188	201	141
49	阿久比町	40	277	48
50	東浦町	89	81	82
51	南知多町	51	66	56
52	美浜町	71	80	不明
53	武豊町	135	156	111
54	一色町	64	76	97
55	吉良町	61	64	68
56	幡豆町	57	74	94
57	幸田町	59	90	137
58	額田町	249	46	153
59	三好町	71	121	49
60	設楽町	24	28	50
61	津具村	4	1	-
62	東栄町	36	40	43
63	豊根村	2	0	12
64	音羽町	8	68	5
65	小坂井町	40	40	20
66	御津町		不明	28
67	一宮町		40	50
68	富山村	2	不明	2

訪問介護労働者の法定労働条件の確保について

平成16年8月27日付け基発第0827001号

訪問介護事業においては、介護保険法（平成9年法律第123号）の施行以来事業場数が増加する中で、同事業に使用される労働者の多くが通常単独で利用者宅を訪問し介護に従事するため、使用者が労働者を直接に指揮しその勤務状況を把握する機会が限られるなどの勤務実態があること、また、事業開始後間もないため、労働基準法等関係法令に関する理解が必ずしも十分ではない事業場が少なくないことなどから、賃金、労働時間等に係る法定労働条件が適正に確保されていない状況がみられるところである。

このような状況を踏まえ、今般、訪問介護労働者に係る労働基準法等関係法令の適用について、下記のとおり取りまとめたところである。

ついては、監督指導時はもとより、関係行政機関と連携・協力の上、別途送付する周知用資料を活用して、関係事業者団体への周知、集団指導の実施等により、この内容を徹底し、訪問介護労働者の法定労働条件の確保に遺憾なきを期されたい。

記

1 定義等

（1）本通達における訪問介護労働者の定義

本通達における訪問介護労働者とは、訪問介護事業に使用される者であって、介護保険法に定める訪問介護に従事する訪問介護員若しくは介護福祉士（以下「訪問介護員等」という。）又は、老人、障害者等の居宅において、入浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話をを行う業務（「日本標準産業分類（平成14年3月改訂）」中の7592「訪問介護事業」参照。）に従事するものをいう。したがって、介護保険法の適用の有無にかかわらないものであること（訪問介護労働者が従事するこれらの業務を以下「訪問介護の業務」という。）。

この訪問介護の業務に従事する者の中には、委託、委任等の呼称が用いられている場合もあるが、労働者に該当するかどうかについては、使用者の指揮監督等の実態に即し総合的に判断すること。

なお、介護保険法に基づく訪問介護の業務に従事する訪問介護員等については、一般的には使用者の指揮監督の下にあること等から、労働基準法（以下「法」という。）第9条の労働者に該当するものと考えられること。

（2）訪問介護労働者の勤務形態

訪問介護労働者については、①正社員、嘱託社員等の名称にかかわらず、当該事業場で定める所定労働時間を勤務する労働者、②短時間労働者であって、労働日及び労働日における労働時間が定型的・固定的に定まっている労働者のほか、③短時間労働者であって、月、週又は日の所定労働時間が、一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される労働者（以下「非定型的パートタイムヘルパー」という。）、④短時間労働者であって、急な需要が生じた場合にのみ臨時に雇入れられる労働者など、種々の勤務形態のものがみられる。

これらの中で、非定型的パートタイムヘルパーは、訪問介護労働者の多数を占めており、利用者からの訪問介護サービスの利用申込みに連動して、月、週又は日の所定労働時間が非定型的に特定されるため、労働条件の明示、労働時間の把握、休業手当の支払、賃金の算定等に関して、労働基準法等関係法令上の問題点が多くみられること。

2 訪問介護労働者の法定労働条件の確保上の問題点及びこれに関連する法令の適用

（1）労働条件の明示

訪問介護事業においては、訪問介護労働者の雇入れ時に、労働条件の明示がなされないことやその明示内容が不十分であることなどにより、労働条件の内容を巡る問題が生じている場合も認められるところであるが、労働条件の明示に当たっては、以下の事項に特に留意する必要があること。

ア 労働契約の期間

非定型的パートタイムヘルパー等については、労働日と次の労働日との間に相当の期間が生じることがあるが、当該期間も労働契約が継続しているのかどうかを明確にするため、労働条件の明示に当たっては、労働契約の期間の定めの有無及び期間の定めのある労働契約の場合はその期間を明確に定めて書面を交付することにより明示する必要があること（法第15条第1項、労働基準法施行規則（以下「規則」という。）第5条第1項第1号、同条第3項）。

また、期間の定めのある労働契約を締結する場合の、労働契約に係る更新の有無等の明示については、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成15年厚生労働省告示第357号）の定めるところによること。

なお、労働契約を更新する場合においては、その都度改めて労働条件を明示する必要があること。

イ 就業の場所及び従事すべき業務等

明示しなければならない労働条件のうち、就業の場所及び従事すべき業務（規則第5条第1項第1の2号）、労働日並びにその始業及び終業の時刻、休憩時間（同項第2号。以下「労働日及びその勤務時間帯」という。）については、これが月ごと等の勤務表により特定される場合には、勤務の種類ごとのこれらに関する考え方を示した上で、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示し、契約締結時点での勤務表を示すことで足りること。

（2）労働時間及びその把握

訪問介護事業においては、非定型的パートタイムヘルパー等が訪問介護の業務に直接従事する時間以外の時間を労働時間としていないものが認められるところであるが、訪問介護労働者の移動時間や業務報告書等の作成時間などについて、以下のアからエにより労働時間に該当する場合には、適正にこれを把握する必要があること（法第32条）。

ア 移動時間

移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が、業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当するものであること。

具体的には、使用者の指揮監督の実態により判断するものであり、例えば、訪問介護の業務に従事するため、事業場から利用者宅への移動に要した時間や一の利用者宅から次の利用者宅への移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には労働時間に該当するものと考えられること。

イ 業務報告書等の作成時間

業務報告書等を作成する時間については、その作成が介護保険制度や業務規定等により業務上義務付けられているものであって、使用者の指揮監督に基づき、事業場や利用者宅等において作成している場合には、労働時間に該当するものであること。

ウ 待機時間

待機時間については、使用者が急な需要等に対応するため事業場等において待機を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当するものであること。

エ 研修時間

研修時間については、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合は、労働時間であること。また、研修を受講しないことに対する就業規則上の制裁等の不利益な取扱いがある場合や研修内容と業務との関連性が強く、それに参加しないことにより、本人の業務に具体的に支障が生ずるなど実質的に使用者から出席の強制があると認められる場合などは、たとえ使用者の明示的な指示がなくとも労働時間に該当するものであること。

(3) 休業手当

訪問介護事業においては、利用者からの利用申込みの撤回を理由として労働者を休業させた場合に、休業手当を支払っていないものが認められるところであるが、労働日及びその勤務時間帯が、月ごと等の勤務表により訪問介護労働者に示され、特定された後、労働者が労働契約に従って労働の用意をなし、労働の意思を持っているにもかかわらず、使用者が労働日の全部又は一部を休業させ、これが使用者の責めに帰すべき事由によるものである場合には、使用者は休業手当としてその平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならないこと（法第26条）。

したがって、利用者からの利用申込みの撤回、利用時間帯の変更を理由として労働者を休業させる場合には、例えば、他の利用者宅での勤務の可能性について然るべき検討を十分に行ったかどうか等当該労働者に代替業務を行わせる可能性等を含めて判断し、使用者として行うべき最善の努力を尽くしたと認められない場合には、使用者の責に帰すべき事由があるものとして休業手当の支払が必要となること。

ただし、利用者からの利用申込みの撤回、利用時間帯の変更の要請に対し、使用者が当該労働者に対し他の利用者宅で勤務させる等代替業務の提供を行った場合、あるいは、就業規則の規定に基づく始業・終業時刻の繰上げ、繰下げによる勤務時間帯の変更や休日の振替による労働日の変更を行い他の利用者宅で勤務させる等必要な業務の提供を行った場合には、休業手当の支払は必要ないこと。

なお、1日の労働日の一部のみ、使用者の責めに帰すべき事由により休業させた場合についても、現実に就労した時間に対して支払われる賃金が1日分の平均賃金の100分の60に満たないときは、その差額を支払わなければならないこと。

(4) 賃金の算定

ア 訪問介護事業においては、訪問介護の業務に直接従事する時間以外の労働時間である移動時間等について、賃金支払の対象としているのかどうかが判然としないものが認められるところであるが、賃金はいかなる労働時間についても支払われなければならないものであるので、労働時間に応じた賃金の算定を行う場合は、訪問介護の業務に直接従事する時間のみならず、上記（2）の労働時間を通算した時間数に応じた賃金の算定を行うこと。

イ 訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準については、最低賃金額を下回らない範囲で、労使の話し合いにより決定されるべきものであること。

賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは、

① 時間によって定められた賃金（以下「時間給」という。）の場合は、当該時間給を時間によって定められた最低賃金額（時間額）と、

② 日、週、月によって定められた賃金の場合は、その金額を当該期間における所定労働時間数で除した当該時間当たりの金額を時間によって定められた最低賃金額（時間額）と、

比較することにより判断するものであること（最低賃金法第5条、最低賃金法施行規則第3条）。

なお、労働者の受ける賃金について、基本給が時間給により、その他職務手当等が月によって定められた賃金により定められているなど、上記①及び②の賃金で構成される場合には、当該基本給と職務手当等についてそれぞれ①及び②の方法により時間当たりの金額を算出し、その合計額を、時間によって定められた最低賃金額（時間額）と比較すること。

ウ 訪問介護労働者は、利用者宅に移動することを前提に訪問介護の業務に従事するものであり、通常その移動に要する費用については、事業の必要経費との性格を有し、事業場が実費弁償として支給している旅費、交通費等は、一般的には労働の対償ではないことから賃金とは認められないので、最低賃金額との比較に当たっては、比較対象の賃金額には算入しないこと。

(5) 年次有給休暇の付与

訪問介護事業においては、年次有給休暇について、短期間の契約期間が更新され6箇月以上に及んでいる場合であっても、例えば、労働契約が1箇月ごとの更新であることを理由に付与しない例が認められるところであるが、雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤している場合には、法に定めるところにより年次有給休暇を付与する必要があること（法第39条）。なお、年次有給休暇の付与要件である「継続勤務」とは、在籍期間を意味し、継続勤務かどうかについては、単に形式的にのみ判断すべきものではなく、勤務の実態に即し実質的に判断すべきものであること。

また、非定型的パートタイムヘルパー等について、年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数であるが、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えないこと。したがって、例えば、雇入れの日から起算して6箇月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、過去6箇月の労働日数の実績を2倍したものを「1年間の所定労働日数」とみなして判断することで差し支えないこと。

(6) 就業規則の作成及び周知

使用者の中には、短時間労働者である訪問介護労働者については、就業規則の作成要件である「常時10人以上の労働者」には含まれないと誤解をしているものが認められるが、短時間労働者であっても「常時10人以上の労働者」に含まれるものであること（法第89条）。

また、就業規則については、常時事業場内の各作業場ごとに掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知する必要があること（法第106条第1項）。なお、事業場等に赴く機会の少ない非定型的パートタイムヘルパー等への周知については、書面を交付することによる方法を講ずることが望ましいこと（規則第52条の2第2号参照）。

(7) 労働者名簿及び賃金台帳の調製及び保存

訪問介護事業においては、訪問介護労働者の労務管理を適切に行うため、各事業場ごとに労働者名簿を調製し、労働者の氏名、雇入の年月日、退職の年月日及びその事由等を記入するとともに（法第107条、規則第53条）、賃金台帳を調製し、労働者の氏名、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給、手当その他賃金の種類毎にその額等を賃金の支払の都度遅滞なく記入する必要があること（法第108条、規則第54条）。

なお、訪問介護労働者に係る労働時間数等について、当該労働者が作成する業務報告書等により把握している場合は、使用者は、労働時間の実態を正しく記録し、適正に報告を行うことについて、当該労働者に対し十分な説明を行うこと。

また、労働者名簿及び賃金台帳については、労働関係に関する重要な書類があるので、労働者名簿については労働者の退職等の日から、賃金台帳については最後の記入をした日から、それぞれ3年間保存する必要があること（法第109条、規則第56条）。

住宅改修と福祉用具購入の受領委任払い制度の実施

(2005年10月1日現在)

※住宅改修の受領委任払い制度は7自治体で実施され、実績の合計は343件と昨年より100件増えた。

また、名古屋市、江南市、稲沢市が実施予定である。

※福祉用具購入の受領委任払い制度は5自治体で実施され、実績の合計は476件と昨年より179件増えた。

また、稲沢市が実施予定である。

※◎：実施している市町村、○：実施予定の市町村、△：検討中の市町村

市町村名	住宅改修		福祉用具	
	実施状況	備考	実施状況	備考
合計	10市町	343件	6市町	476件
1 名古屋市	○	18年1月より	△	
2 豊橋市	△		△	
3 岡崎市				
4 一宮市				
5 瀬戸市				
6 半田市	△		△	
7 春日井市				
8 豊川市				
9 津島市	◎	188件	◎	207件
10 碧南市				
11 刈谷市				
12 豊田市	△		△	
13 安城市	△		△	
14 西尾市	◎	17年度より	◎	17年度より
15 蒲郡市	◎	0件		
16 犬山市	△		△	
17 常滑市				
18 江南市	○	18年度より		
19 小牧市				
20 稲沢市	○	18年度より	○	18年度より
21 新城市				
22 東海市	△		△	
23 大府市	△		△	
24 知多市				
25 知立市	◎	41件	◎	52件
26 尾張旭市	◎	50件	◎	96件
27 高浜市	◎	54件	◎	121件
28 岩倉市				
29 豊明市				
30 日進市	△		△	
31 田原市				
32 愛西市				
33 清須市				

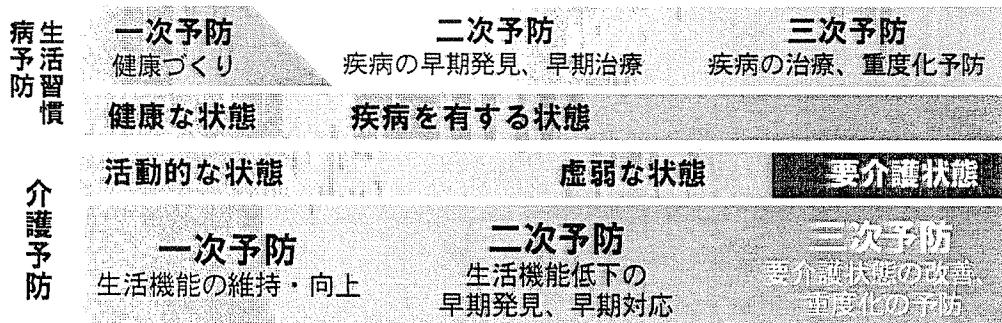
市町村名	住宅改修		福祉用具	
	実施状況	備考	実施状況	備考
34 東郷町				
35 長久手町				
36 豊山町				
37 師勝町				
38 西春町				
39 春日町				
40 大口町	◎	10件		
41 扶桑町				
42 七宝町				
43 美和町				
44 甚目寺町				
45 大治町				
46 蟹江町				
47 十四山村				
48 飛島村				
49 弥富町				
50 阿久比町				
51 東浦町	△		△	
52 南知多町				
53 美浜町				
54 武豊町				
55 一色町				
56 吉良町				
57 藤田町	△		△	
58 幸田町	△		△	
59 頼田町				
60 三好町				
61 設楽町				
62 東栄町				
63 豊根村				
64 音羽町				
65 小坂井町				
66 御津町				
67 一宮町	△		△	
68 富山村				

3

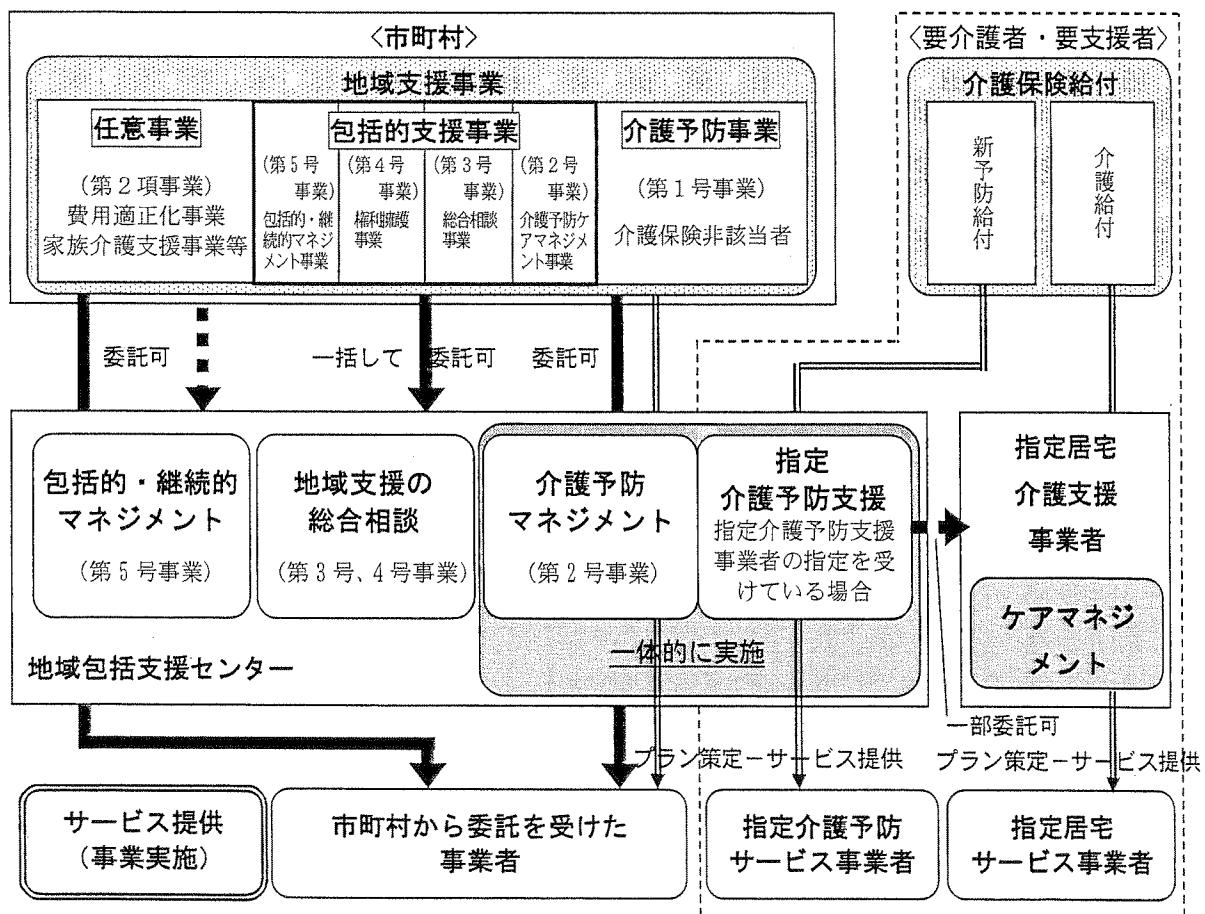
地域支援事業の実施

近年、高齢者の生活機能の低下が懸念されつつある中、本市においては、その予防や維持・向上に着目した様々な介護予防に関する取り組みが実施されています。

その取り組みが、一次予防、二次予防、三次予防に整理される中、地域支援事業は主として介護予防の一次予防、二次予防のために実施するものと考えることができます。



地域支援事業については、今までの「老人保健事業」「介護予防、地域支え合い事業」を再編して位置づけられるもので、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つが挙げられます。



食事(配食・会食)サービスの実施状況

(2005年10月1日現在)

◎印:配食方式・実施欄の◎印は、週7回実施している市町村(13自治体)

※配食方式では、前進はなかったが、自治体合併の関係で、未実施は七宝町と南知多町のみとなった。

※会食方式では、碧南市・豊明市・音羽町で新設実施された。

(新設および前進は、ゴチックで表示した。)

市町村名	配食方式			会食方式				
	実施	実施回数	利用者数 (04年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (04年度)	利用者負担
合計	66	(毎日実施:13)	8,682		28		2,415	
1 名古屋市	◎	週7回を限度とし昼又は夕のどちらか1食	2,386	食事代(弁当代)+110円(身障、介護保険給付分は20円)	×			
2 豊橋市	○	市町村特別給付 週5回昼 福祉サービス 週3回昼	430	市民税非課税世帯150円 課税世帯350円	×			
3 岡崎市	◎	毎日1食、昼、夕のいずれか	368	300円	×			
4 一宮市	○	週6回昼	605	200円	×			
5 瀬戸市	○	昼食・夕食含めて週6回まで	94	500円	×			
6 半田市	○	週5日(火曜～土曜)昼食のみ	157	300円	×			
7 春日井市	○	週3回昼(火・木・金)	398	300円	○ 年間2回	年間108人	300円	
8 豊川市	○	週5回まで、昼のみ	184	300円	×			
9 津島市	○	週5回・昼		250円～500円	×			
10 碧南市	◎	毎日か週3回の夕食	130	300円	○ 延年30回(年5回昼・6地区)	25人／回	無料	
11 刈谷市	○	一般食週3回(昼1回夕2回) 治療食週5回(夕5回)	146	一般食300円 治療食350円	×			
12 豊田市	◎	週7回昼・夕のいずれか	620	300円	○ 社協「ふれあい会食会」年間88回(市内11地区のコミュニティがそれぞれ実施)	229人	開催地区により異なるが、300円程度	
13 安城市	○	週3回昼	393	一般食300円 特別食450円	○ 各町内福祉委員会によるふれあい昼食会	高齢者同士又は三世代交流 平均40～50人／回	無料、半數有料の場合 は300円が多い	
14 西尾市	○	週5回(月～金)昼	101	300円	×			
15 蒲郡市	○	週3回・昼	142	300円	×			
16 犬山市	○	必要に応じて週1～5回	35	400円	○ 隨時開催	25人	無料	

市町村名		配食方式				会食方式			
		実施	実施回数	利用者数 (04年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (04年度)	利用者負担
17	常滑市	○	週5回夕	47	500円	×			
18	江南市	○	週月～金 5回 昼夜選択別	91	300円	×			
19	小牧市	○	週3回昼	139	300円				
20	稻沢市	○	週5回昼	143	150円	×			
21	新城市	○	週3回昼食又は 夕食を選択(火・ 木・金)	108	200円	×			
22	東海市	◎	毎日昼	67	300円	○	年6回(奇数月 開催)	178人	100円
23	大府市	◎	最大で週7回、 夕食を配達	40	300円(減免 の場合150 円)	×			
24	知多市	◎		51	300円	×			
25	知立市	◎	週7回(昼食又 は夕食で)	75	330円	×			
26	尾張旭市	○	週3回昼		300円	×			
27	高浜市	◎	週7回／夕	92	300円、400 円	○	宅老所5ヵ所で 週11回	延べ518人 ／月	100円 ～300円
28	岩倉市	○	週2回・昼食、週 5回・夕食	121	昼食:市民税 課税者170 円、非課税 者無料、夕 食:350円				
29	豊明市	○	昼・夕食 各週3 回	89	300円	○	年間6回(隔月)	23人	300円
30	日進市	◎	365日夕	101	250円(H17. 4以降300円)	○	225回(週1回 昼、月4回、6ヵ 所)	363人	600円
31	田原市	○	週4回昼	114	200円	×			
32	愛西市	○	週5回昼	61	400円	×			
33	清須市	○	週5回(月～金) 昼・夕食	H17.7.7よ り実施	400円	×			
34	東郷町	○	週3回夕	32	300円	×			
35	長久手町	○	週5日昼	50	200円	×			
36	豊山町	○	月～土曜日(祝 日年末年始を除)昼・夕	10	500円	○	①ふれあい食事 会年4回 ②い きいきサロン3施 設年4回 ③ゆう ゆうサロン月2回 (昼食)	①50人/ 回 ②10～20 人/回 ③5人/回	無料
37	師勝町	◎	アセスメントに基 づく年359食	43	400円	○	月20回(社協主 催)	50	300円
38	西春町	○	週5回昼・夕	67	400円	○	6回(社協実施)		無料
39	春日町	○	週5回(平日)夕	4	400円	○	月2回昼食		
40	大口町	◎	週7回昼	9	400円	×			
41	扶桑町	○	週6回夕食	19	400円	×	(但し社協で年1 回、閉じこもり防 止として宅老の 場を利用。昼食 をとるなどにより 対応)		
42	七宝町	×				○	月2回昼食	25	200円
43	美和町	○	週1回土曜昼食	18	300円	○	年1回 昼	21	無料
44	甚目寺町	○	週1回土曜	25	300円				
45	大治町	○	毎週土曜日 昼	11	300円	○	月1回水曜日昼	22	300円
46	蟹江町	○	週1回昼	63	200円	○	月1回昼食	38	200円

市町村名	配食方式				会食方式			
	実施	実施回数	利用者数 (04年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (04年度)	利用者負担
47 十四山村	○	週1回昼	5	300円	×			
48 飛島村	○	週2回火・金昼	7	300円	○	年4回昼	16	無料
49 弥富町	○	毎週土曜日 昼	39	300円	○	総合福祉センター喫茶室の利用券を交付(1000円/月)	80	無料
50 阿久比町	○		85		×			
51 東浦町	◎	週1~7回夕(365日可能)	53	300円	○	但し社協がひとり暮らし老人に對し、年3回各地区6会場で実施		
52 南知多町	×				○	社協主催 年6回昼	210	100円
53 美浜町	○	週5回昼	27	300円	○	年9回(5ヵ所で年2回)	167	500円
54 武豊町	○	週5回昼	14		×			
55 一色町	○	週2回火・金夕	53	200円	×			
56 吉良町	○	週2回昼	29	200円	○	社協年11回昼	114	無料
57 蕃豆町	○	週3回昼	12	330円	×			
58 幸田町	○	週2回夕	84	250円	○	年2回ボランティアが実施		
59 頬田町	○	第2・第4木曜日の昼(月2回)	23	300円	×			
60 三好町	○	週2回まで 昼・夕		300円	×			
61 設楽町	○	2回/3週昼	32	200円	○	年3回	28	無料
62 東栄町	○	週1回昼(希望者には週2回昼)	65	200円	○	6回	10	無料
63 豊根村	○	年4回(5・9・11・1月)昼	80	300円	×			
64 音羽町	○	週4回(月・火・木・金)昼	17	200円	○	年3回独居老人を対象に昼食会を実施	34	無料
65 小坂井町	○	週2回昼	68	200円	×			
66 御津町	○	週2回昼(火・金)	35	200円	○	週2回昼(火・金)	6	200円
67 渥美町	○	週3回(月・水・金)昼	74	200円	×			
68 富山村	○	週2回(火・木)昼	1		×			

ゴミ出し援助の実施状況

(2005年10月1日現在)

※22市町村で実施され、新設実施は碧南市・西尾市・小牧市・美和町の4自治体。

利用者実数も、03年度実績と比較して、増加(1,808⇒2,606)している。

(新設した自治体の事業はゴチックで表示した。)

市町村名	実施	事業の名称	ゴミ出し援助	利用者 実数 (04年度)
合計	22			2,606
1	名古屋市	○ なごやか収集	1人でごみや資源の排出が困難な65歳以上で要介護認定を受けている1人暮らし世帯の方、障害者の方で1人暮らし世帯の方	1,692
2	豊橋市	○ ふれあい収集	65歳以上でひとり暮らしの世帯、身体が不自由な方でひとり暮らしの世帯(15.2件/月)	182
3	岡崎市	○ さわやか収集	65歳以上で介護保険の要介護認定を受けているひとり暮らしの世帯、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者でひとり暮らしの世帯	212
4	一宮市	○ ふれあい収集	要介護認定を受けている65歳以上の高齢者世帯のみ	97
5	瀬戸市	○ ふれあい収集	65歳以上で寝たきりや認知症などにより介護を必要とする要介護者や、自由な行動が困難な世帯(15/月)	180
7	春日井市	○ さわやか収集	別紙のとおり<毎週水曜日収集実施>	100
9	津島市	○		
10	碧南市	○ 軽度生活援助事業	ひとり暮らし老人・高齢者世帯に属するもので自分でごみ出しができないもの<05年度より>	0
13	安城市	○ 高齢者軽度生活援助事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の人で、前年所得が200万円以下の人(6件/月)	72
14	西尾市	○ にこやか収集	65歳以上独居老人、独居障害者<2005年16世帯>	16
19	小牧市	○ こまやか収集	ひとり暮らしの高齢者、障害者の世帯<05年度より>	
21	新城市	○ 粗大ゴミ個別収集事業	市内在住の運搬手段を持っていない満65歳以上の無職の高齢者世帯で家族等身内のない世帯	7
22	東海市	○ ひとり暮らし高齢者訪問援助事業	介護保険の対象とならない程度で日常生活に支障のあるかた、住民税非課税のかた	8
27	高浜市	○ ①ふれあいサービス ②軽度生活援助 ③ホームヘルパー家事援助	①福祉的支援を要する人 ②独居・高齢者のみの世帯 ③要支援以上の認定者	
30	日進市	○ エコサポート事業	65歳以上の要介護認定者でひとり暮らし、障害者手帳等交付者でひとり暮らしの方等	16
32	愛西市	○ 訪問介護員派遣事業	要介護認定で「非該当」と判断された要援護高齢者	
38	西春町	○ 軽度生活支援事業	おおむね65歳以上で、日常生活を営む高齢者に家事援助員を派遣する	
39	春日町	○ 老人家庭等の粗大ごみ収集	70歳以上のひとり暮らし、老人夫婦世帯、身体障害者でひとり暮らし世帯で搬出困難な家庭	0
43	美和町	○ 軽度生活援助事業	低所得者で65歳以上の独居・高齢者世帯	1
44	甚目寺町	○ ささえあいネットワーク事業(ボランティア)	高齢者(ひとり暮らし等)<2~3件>	3
54	武豊町	○ 訪問介護事業にて実施	訪問介護事業利用者	20
58	幸田町	○ 軽度生活支援事業	65歳以上の独居、65歳以上高齢者世帯、独居心身障害者・心身障害者のみの世帯	0

介護手当の支給状況

(2005年10月1日現在)

※小牧市・一色町・三好町で、「ねたきり老人手当」などの名称で介護手当が新設された。

(新設された手当はゴチックで表示した。)

※下記に掲載されていない市町村は、未実施。

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
合計	37					14,608
2 豊橋市	○	家族介護慰労金	過去一年間介護サービスを利用していない要介護認定者	①介護度要介護3以上 ②市民税非課税世帯	100,000円	6
4 一宮市	○	ねたきり老人等見舞金	介護認定で要介護4・5の認定者	介護度4・5	60,000円	2,034
5 濑戸市	○	介護福祉手当	40歳以上	介護保険の要介護認定で要支援又は要介護の認定を受けた方の内、世帯全員が市民税非課税の方	30,000円	836
7 春日井市	○	リフレッシュ手当	要介護高齢者を在宅で介護している家族介護者	要支援または要介護の認定を受けている者を在宅で介護していること	18,000円	3,829
12 豊田市	○	家族介護慰労金	支給要件をみたし、介護した家族	介護保険法で定める要介護4および5、又はこれに相当する重度者で、市町村民税非課税世帯に属する在宅高齢者を介護サービスを受けずに1年以上にわたって介護した家族	100,000円	1
13 安城市	○	在宅ねたきり高齢者等介護人手当	65歳以上で3ヶ月ねたきりまたは認知症状態の人を介護している人	寝たきり高齢者等の本人所得200万以下	60,000円	303
14 西尾市	○	家族介護慰労金	過去一年間介護保険サービスを利用しない要介護者を在宅で介護している家族	介護度4・5の者 市民税非課税世帯	100,000円	0
16 犬山市	○	在宅要介護者介護手当	寝たきり又は認知症により常時の介護が必要な65歳以上の方を3ヶ月以上介護している	介護度・所得による制限はなし	60,000円	129
18 江南市	○	在宅ねたきり老人等介護慰労金		要介護3以上の方を在宅で介護している方	48,000円	473
19 小牧市	○	小牧市ねたきり老人介護者手当	65歳以上のねたきり老人等を介護している介護者	3ヶ月以上継続してねたきり又は認知症状態の方 所得制限	60,000円	359
21 新城市	○	在宅ねたきり老人等介護手当	65歳以上の高齢者	3ヶ月以上継続して常時臨床もしくは、これに準ずる状態又は認知症の状態であって生活介護を受けていること	60,000円	95
22 東海市	○	要介護援助扶助費	65歳以上の高齢者	介護保険で要介護3・4・5に認定された方。所得が200万円以下の方 所得税課税者 37,200円 所得税非課税者 87,000円	所得税課税者 37,200円 所得税非課税者 87,000円	2,276

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
23 大府市	○	心身障害者扶助料	要介護4・5で在宅者	要介護4・5	6,500円	160
24 知多市	○	ねたきり老人等福祉手当	要介護3以上に認定された65歳以上の方	申請月から喪失月まで支給。本人に住民税が課せられていないこと	48,000円	292
28 岩倉市	○	岩倉市在宅ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を常時介護している者	市内に住所を有する65歳以上の老人又は20歳以上65歳未満で心身に障害がある者で常時ねたきり、これに準ずる状態又は認知症の状態が3カ月以上継続し、生活介護を受けている者を常時介護している者	60,000円 (5,000円／月 年2回支給)	127
29 豊明市	○	在宅ねたきり老人介護手当	在宅で3ヶ月以上ねたきり状態にある高齢者を常時介護している方	本市に居住し、ねたきり老人等と同一世帯であること	60,000円	74
30 日進市	○	家族介護慰労事業	要介護3以上の者が1年間介護サービスを受けなかった場合に支給		100,000円	0
32 愛西市	○	家族介護慰労事業	要介護高齢者の家族	要介護4又は5の住民税非課税世帯で、1年間以上サービスを受けていない	99,600円	0
34 東郷町	○	家族介護慰労金	要介護度3・4・5の認定を受けた被保険者を同居する居宅で介護する家族介護者	生計中心者が申請時に所得税非課税であること 要介護認定を受けた被保険者が、介護給付を1年間受給していないこと	120,000円	1
36 豊山町	○	家族介護用品支給(紙おむつ、尿とりパット、清拭用品)	要介護・要支援者	なし	H17年度から要介助 要支援 要介護1 20,000円 要介護2・3 45,000円 要介護4・5 75,000円	87
37 師勝町	○	師勝町在宅寝たきり老人等介護者支援金	在宅で要介護4又は5の者を在宅で介護している家族介護者	要介護者又4・5、それに相当すると判断された方を介護している家族介護者	96,000円	110
39 春日町	○	春日町ねたきり老人等介護手当	要介護4・5の65歳以上の方を自宅において介護されている方	本町に2年以上居住している要介護4・5の65歳以上の方(所得制限なし)	180,000円	19
41 扶桑町	○	ねたきり老人等介護手当	ねたきり老人等の介護者	在宅でねたきり老人等(介護度2以上)の介護者、所得制限なし	60,000円	1,709
45 大治町	○	在宅ねたきり老人介護者手当・家族介護慰労手当	65歳以上で在宅で常時介護している者(同一世帯であること)	・3ヶ月以上ねたきり又は認知症の状態(本人所得が20万円以下) ・要介護4・5で非課税世帯で過去1年間サービスを利用していない	36,000円(7人) 100,000円(0人)	7

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
46 蟹江町	○	家族介護者支援手当	要介護3以上の人を在宅で介護している家族	要介護3以上で1年間在宅・施設サービスを利用しなかった者を在宅で介護している三親等内(所得制限なし)	(要介護3) 50,000円 (要介護4・5) 100,000円	4
48 飛島村	○	在宅ねたきり老人見舞金	65歳以上で介護保険、要介護4及び5に該当する者	所得制限なし	50,000円	20
51 東浦町	○	東浦町要介護老人介護手当	本市に住所を有し、在宅で要介護老人を介護している者	介護度4・5、介護期間なし、所得制限なし	18,266円	262
53 美浜町	○	美浜町家族介護慰労金	要介護4以上で1年間介護保険サービスを受けていない町民税非課税世帯に属する65歳以上の者		100,000円	0
55 一色町	○	一色町ねたきり老人等福祉手当	65歳以上で3ヶ月以上、常時臥床若しくは、これに準ずる状態の方	前年の本人所得が200万円以下の方	60,000円	107
56 吉良町	○	吉良町ねたきり老人等福祉手当 支給要綱	①吉良町に住所を有する者 ②65歳以上である者 ③生活保護を受けている者 ④右記の状態が3ヶ月以上継続していること	前年の本人所得が200万円以下	60,000円	72
57 幡豆町	○					
58 幸田町	○	幸田町家族・在宅介護手当	要介護者と同一世帯にある要介護者本人以外の親族	要介護3以上、老人福祉施設・介護保険施設に入所していないこと	60,000円	137
60 三好町	○	ねたきり老人手当	被介護者又は介護者	町内に引き続き1年以上居住し、1年以上住所を有する要介護3~5	24,000円	137
64 音羽町	○	音羽町在宅老人等介護者手当	要介護3以上	要介護3以上の方を在宅で介護している方に支給する	(要介護3) 90,000円 (要介護4) 120,000円 (要介護5) 150,000円	66
65 小坂井町	○	小坂井町在宅ねたきり老人等介護者手当	おおむね65歳以上で、寝たきりの方などを在宅で介護されている方	65歳以上、ねたきりや認知症の状態が3ヶ月以上継続し在宅で介護していること	120,000円	71
66 御津町	○	御津町在宅ねたきり高齢者等介護者手当	要介護3以上、同居していること	要介護3以上、介護期間なし、所得制限なし	84,000円	52
67 一宮町	○	一宮町在宅ねたきり高齢者等介護者手当給付金	在宅ねたきり高齢者、同居する主たる介護者	町内に在住し満65歳以上 要介護4又は5と認定された者	10,000円	63

住宅改修の独自助成制度

(2005年10月1日現在)

※「介護保険への上乗せ」は26市町村で実施され、西尾市・岩倉市・三好町で増加した。

※「介護保険利用者以外の助成制度」は21市町村で実施され、一宮市・日進市・東浦町で増加した。

※下記に掲載されていない市町村は、未実施。

市町村名	実施	介護保険に上乗せ	助成額	利用者数 (2004年度実績)	介護保険利用者以外の助成制度	対象者と要件	助成額	利用者数 (2004年度実績)
合計	36	26		1,664	21			538
2 豊橋市	○	○	10万円	301	×			
3 岡崎市	○	○	一受給世帯に対し上限30万円	260				
4 一宮市	○	×			○	要支援、要介護状態に該当しない70歳以上のひとり暮らし及び高齢者	54,000円(05年度より)	
6 半田市	○	×			○	75歳以上で介護保険の要介護認定者のない市民税非課税世帯で、市民税課税者に扶養されていない方	施工費用の9割(上限3万円)	3
7 春日井市	○	×			○	住宅改修の必要があると認められた高齢者の住宅	20万円	410
10 碧南市	○	○	所得税課税世帯10万円 所得税非課税世帯30万円	31	×			
11 刈谷市	○	○	12万円	229	×			
12 豊田市	○	○	40万円	304	×			
13 安城市	○	○	10万円限度	54	×			
14 西尾市	○	○	10万円限度として9割を助成(17年度より)		×			
16 犬山市	○	×			○	概ね65歳以上の方の生活場所において「リフォームヘルプ事業」により承認された工事	限度額15万円	8
18 江南市	○	○	介護保険を含めて30万円	23	○	生計中心者の所得が14万円以下で支給が必要な高齢者	121,500円	1
19 小牧市	○	○	9万円	3	○	65歳以上の虚弱な高齢者であって、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方	18万円	1
22 東海市	○	○	10万円以内(住民非課税40万円以内)	51	×			
23 大府市	○	○	40万円(住民税課税世帯は20万円)	47				
24 知多市	○	○	40万円	22	×			
25 知立市	○	○	10万円	52	×			
27 高浜市	○	○	10万円(要支援・要介護1~3) 30万円(要介護4・5)	43	○	65歳以上の高齢者	10万円	46

市町村名	実施	介護保険に上乗せ	助成額	利用者数 (2004年度実績)	介護保険利用者以外の助成制度	対象者と要件	助成額	利用者数 (2004年度実績)
28 岩倉市	○	○	住宅改善に要する経費から介護保険の居宅介護住宅改修費の額を控除した額で工事費の2分の1限度額50万円	1				
29 豊明市	○	○	10万円	59	×			
30 日進市	○	○	20万円の9割(限度額)	19	○	身体障害者(下肢、体幹、視覚の3級以上)	20万円の9割(限度額)	5
31 田原市	○	○	30万円	31	×			
33 清須市	○				○	65歳以上の低所得者対象 経費60万円と工事額と少ない方の1/2を補助	30万円(限度額)<17.7.7より実施>	
35 長久手町	○	○	上限30万円	8	○	65歳以上。前年住民税非課税で対象の建物に居住していること	かかった費用の2/3	2
36 豊山町	○	○	30万円		○		50万円	
37 師勝町	○	○	限度額70万円(ただし対象者の全世帯の町民税所得割が10万円以上の場合は2分の1)	8	○	身体障害者手帳1~3級の下肢障害、体幹障害及び視聴覚障害の方	限度額70万円(ただし対象者の全世帯の町民税所得割が10万円以上の場合は2分の1)	1
38 西春町	○	○	30万円	16	○	身体障害者手帳1~3級(下肢、体幹、視覚障害)の方	50万円	
39 春日町	○	×			○	身障1・2級に該当する下肢障害、体幹、視覚障害の方 65歳以上の低所得者で寝たきりの方	30万円(上限)	2
40 大口町	○	×	5					
41 扶桑町	○	×			○	介護保険対象外で、日常生活に使用のある高齢者(所得制限あり)	限度額40万円	0
43 美和町	○	×			○			
44 甚目寺町	○	○	12万円	26	○	障害者1~3級の下肢、体幹、視覚障害のある65歳未満	30万円	1
51 東浦町	○	○	40万円を限度とする、ただし対象者の属する世帯員のうち住民税を課税されているものがいる場合については20万円を限度とする	56	○	町内在住で在宅の身障手帳の交付を受けている者で、町の身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱の対象となるもの	40万円を限度とする、ただし対象者の属する世帯員のうち住民税を課税されているものがいる場合については20万円を限度とする	0
54 武豊町	○	×			○	次の何れかに該当する者 ・身体障害者手帳の下肢、体幹及び視覚障害者の1~3級 ・介護保険の要介護または要支援認定者 ・65歳以上の要援護者	30万円以内	53
59 額田町	○	○	介護保険制度の上限額20万円を超えた費用の1/2補助(上限30万円)	15	×			
60 三好町	○	○	30万円(対象経費限度額を150万、補助率1/5)	5	○	1~3級の下肢、体幹、視覚障害者のいる世帯	30万円(対象経費限度額を150万、補助率1/5)	

巡回バス・福祉バス実施状況

(2005年10月1日現在)

※今回はじめて、巡回バス・福祉バスの実施状況を聞いた。
 ※実施は、39市町村(57%)であり、うち無料は16市町村であった。
 ※名古屋市は、65歳以上の高齢者に敬老バスを発行している。
 (利用料 非課税者:年1,000円、課税者:年5,000円)

市町村名	実施	利用料	備考
1 名古屋市			敬老バスを実施
2 豊橋市			
3 岡崎市			
4 一宮市	○	無料	
5 瀬戸市			
6 半田市			
7 春日井市	○	高齢者200円	障害者は無料
8 豊川市			
9 津島市	○	100円	
10 碧南市	○	無料	
11 刈谷市	○	無料	
12 豊田市	○	100円	
13 安城市	○	100円	
14 西尾市			
15 蒲郡市			
16 犬山市	○	無料	
17 常滑市	○	無料	
18 江南市			
19 小牧市	○	200円	子ども100円
20 稲沢市			
21 新城市			
22 東海市	○		
23 大府市	○	100円	
24 知多市	○	200円	
25 知立市	○	100円	
26 尾張旭市	○	100円	
27 高浜市	○	100円	
28 岩倉市			
29 豊明市	○	100円	
30 日進市	○	100円	
31 田原市	○	100円	
32 愛西市	○	無料	佐屋・佐織地区
33 清須市			

市町村名	実施	利用料	備考
34 東郷町	○	100円	65歳以上は無料
35 長久手町	○	無料	
36 豊山町	○	200円	
37 師勝町	○	無料	
38 西春町	○	100円	
39 春日町	○	100円	
40 大口町	○	100円	
41 扶桑町			
42 七宝町	○	無料	
43 美和町			
44 甚目寺町			
45 大治町	○	無料	
46 蟹江町	○	無料	
47 十四山村	○	無料	
48 飛島村	○	無料	
49 弥富町	○	無料	
50 阿久比町			
51 東浦町	○	100円	
52 南知多町			
53 美浜町	○	無料	
54 武豊町			
55 一色町			
56 吉良町			
57 蟠豆町			
58 幸田町	○	無料	
59 頷田町			
60 三好町	○	100円	
61 設楽町			
62 東栄町			
63 豊根村			
64 音羽町	○	100円	
65 小坂井町			
66 御津町	○	100円	福祉乗合タクシー

宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業へ助成実施状況

(2005年10月1日現在)

※今回はじめて、高齢者のたまり場事業への助成実施状況を聞いた。

※実施は、14市町村(21%)であった。

市町村名	助成	助成額	助成力所
1 名古屋市			
2 豊橋市			
3 岡崎市			
4 一宮市	○	年36万円	6カ所
5 瀬戸市			
6 半田市	○	年84万円	1カ所
7 春日井市			
8 豊川市			
9 津島市			
10 碧南市			
11 刈谷市	○	年9万6千円	35カ所
12 豊田市			
13 安城市	○	年4万2千円	81カ所
14 西尾市	○	年15万円	6カ所
15 蒲郡市			
16 犬山市			
17 常滑市			
18 江南市			
19 小牧市			
20 稲沢市			
21 新城市			
22 東海市			
23 大府市			
24 知多市	○	31万6千円	2カ所
25 知立市	○	20万円	
26 尾張旭市			
27 高浜市			
28 岩倉市			
29 豊明市			
30 日進市	○	年200万円	1カ所
31 田原市			
32 愛西市			
33 清須市			

市町村名	助成	助成額	助成力所
34 東郷町			
35 長久手町			
36 豊山町			
37 師勝町			
38 西春町			
39 春日町	○	年6万円	3カ所
40 大口町			
41 扶桑町			
42 七宝町			
43 美和町			
44 甚目寺町			
45 大治町			
46 蟹江町			
47 十四山村			
48 飛島村			
49 弥富町			
50 阿久比町	○	113万円	4カ所
51 東浦町			
52 南知多町			
53 美浜町			
54 武豊町			
55 一色町			
56 吉良町	○	269万8千円	1カ所
57 豊豆町			
58 幸田町	○	年5万円	22カ所
59 頭田町			
60 三好町			
61 設楽町			
62 東栄町			
63 豊根村			
64 音羽町			
65 小坂井町	○	3万6千円	5カ所
66 御津町	○	年2万円	3カ所

介護認定者の障害者控除のための認定書の発行枚数

(2005年10月1日現在)

※年々増加しているが、04年度実績は合併に伴いデータの無い自治体があるため、
03年度より少なくなっている。

	市町村名	02年度	03年度	04年度
1	名古屋市	207	201	229
2	豊橋市	1	16	10
3	岡崎市	16	32	9
4	一宮市	—	—	239
	一宮市	218	213	—
	尾西市	159	365	—
	木曽川町	78	86	—
5	瀬戸市	53	37	14
6	半田市	15	12	207
7	春日井市	130	152	162
8	豊川市	4	20	19
9	津島市	146	792	971
10	碧南市	15	27	35
11	刈谷市		133	145
12	豊田市	—	—	23
	豊田市	18	27	—
	藤岡町	1		—
	小原村	0	0	—
	足助町	27		—
	下山村	8	32	—
	旭町	29	128	—
	稻武町		42	—
13	安城市	19	26	36
14	西尾市	20	48	69
15	蒲郡市	61	88	110
16	犬山市	180	199	161
17	常滑市	12	17	21
18	江南市	351	116	103
19	小牧市	163	291	296
20	稻沢市	—	—	493
	稻沢市	80	402	—
	祖父江町	381	444	—
	平和町	363	306	—
21	新城市	—	—	2
	新城市	1	0	—
	鳳来町	0	0	—
	作手村	0	0	—
22	東海市	13	16	24
23	大府市	5	8	17
24	知多市	3	7	9
25	知立市		65	56
26	尾張旭市	18	27	15
27	高浜市	29	47	32
28	岩倉市	215	301	267
29	豊明市	20	35	46
30	日進市	69	73	79
31	田原市	—	—	22
	田原市	11	20	—
	渥美町	7		—

	市町村名	02年度	03年度	04年度
32	愛西市	—	—	10
	佐屋町	4	3	—
	立田村	1	17	—
	八開村	1	1	—
	佐織町	1	2	—
33	清須市	—	—	92
	西枇杷島町	8	10	—
	清洲町	14	24	—
	新川町	31	32	—
34	東郷町	13		13
35	長久手町	47	58	63
36	豊山町	12	6	21
37	師勝町	37	35	35
38	西春町	26	68	49
39	春日町	2	2	9
40	大口町	110	27	19
41	扶桑町		302	576
42	七宝町	0	0	0
43	美和町		0	0
44	甚目寺町	2	1	0
45	大治町	0	0	0
46	蟹江町	4	3	4
47	十四山村	1	0	0
48	飛島村			0
49	弥富町	58	41	3
50	阿久比町	11		41
51	東浦町	9	7	2
52	南知多町	3	8	22
53	美浜町	26		48
54	武豊町	88	106	69
55	一色町	12	6	2
56	吉良町	3	5	3
57	幡豆町	2	5	4
58	幸田町	14	155	165
59	額田町		10	8
60	三好町	36	25	19
61	設楽町	—	—	0
	設楽町	0	0	—
	津具村	3	0	—
62	東栄町	0	0	0
63	豊根村	0	0	47
64	音羽町	20	3	4
65	小坂井町	20	31	32
66	御津町	3	4	11
67	一宮町	1		
68	富山村	0	0	0
	合計	3,769	5,848	5,292

介護認定者の障害者控除のための認定手続きについて

津島市

要介護認定に係る情報に基づき、以下の要領で障害者控除対象者認定書を発行している。また申告する年度が過ぎていても状況確認ができる場合も発行する。なお、該当する方全員に個別に申請関係の案内を送付している。

- A) 要介護4, 5の方は、別「障害高齢者の日常生活自立度」で「寝たきり」以上または「認知症高齢者の日常生活自立度」で「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、介護を必要とする」状態以上の方
- B) 要介護1以上の方は、別「障害高齢者の日常生活自立度」で「生活自立」以上または「認知症高齢者の日常生活自立度」で「なんらかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している」状態以上の方

稻沢市

6カ月以上継続の要介護者全員を対象にして、通知を出している。要介護1～3を普通障害、要介護4, 5を特別障害として、申請者に障害者控除対象者認定書を発行。毎年1月に発行。

扶桑町

介護認定申請書の主治医意見書(日常生活自立度)を見て、当てはまる人に申請書を送っている。「障害高齢者の日常生活自立度」の「準寝たきり」以上または「認知症高齢者の日常生活自立度」の「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通のこんな差が多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」状態または「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする」状態を普通障害としている。「障害高齢者の日常生活自立度」の「寝たきり」以上または「認知症高齢者の日常生活自立度」の「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、介護を必要とする」状態以上を特別障害としている。

幸田町

介護認定申請書の主治医意見書(日常生活自立度)を見て、当てはまる人に申請書を送っている。「障害高齢者の日常生活自立度」の「準寝たきり」以上普通障害、「障害高齢者の日常生活自立度」の「寝たきり」を特別障害としている。ただし、「認知症高齢者の日常生活自立度」のランクによる。

津島市広報

かじじまなこニュース

表1 障害高齢者の日常生活自立度

ランク		判断基準
生活自立	J	なんらかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独立で外出する
		1 交通機関等を利用して外出する
		2 駐近所へなら外出する
寝たきり	A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない
		1 介助により外出し、日中ほとんどベッドから離れて生活する
		2 外出の頻度が少なく、日中も寝たきりの生活をしている
寝たきり	B	屋内での生活はなんらかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが座位を保つ
		1 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う
		2 介助により車いすに移乗する
	C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する
		2 自力で寝返りをうつ
		2 自力では寝返りもうたない

表2 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	なんらかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる	
II a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする	
III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる	ランクⅢ aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、介護を必要とする	ランクⅢ aに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

高齢介護課介護保険グループ
内線2141・2142

障害者控除対象者

認定書の発行

65歳以上の老齢者は、所得税法施行令と地方税法施行令の規定に施行令と地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受

けている方等のほか、身体障害者に準する方等として、市町村長の認定を受けている方が、障害者控除の対象とされています。

市では介護保険の要介護認定に関する情報に基づき、次の認定方法で「障害者控除対象者認定書」を発行します。また、既に申告する年度が過ぎた方についても状況確認ができる場合は発行します。

認定方法

①特別障害者 每年12月31日現在で、介護保険制度の要介護認定が「要介護4または要介護5」の方で、市が保有する要介護認定資料の障害高齢者の日常生活自立度（表1参照）がⅠ以上または認知症高齢者の日常生活自立度（表2参照）がⅠ以上の方

制度の要介護認定が「要介護1以上」の方で、市が保有する要介護認定資料の障害高齢者の日常生活自立度（表1参照）がⅠ以上または認知症高齢者の日常生活自立度（表2参照）がⅠ以上の方

※該当すると思われる方へは、毎年12月31日現在で、介護保険制度の要介護認定が「要介護1以上」の方で、市が保有する要介護認定資料の障害高齢者の日常生活自立度（表1参照）がⅠ以上または認知症高齢者の日常生活自立度（表2参照）がⅠ以上の方へは、高齢介護課までお問い合わせください。

【提】税制変更に伴う激変緩和措置

申請すれば受けられる 【解】介護保険施設入所者の軽減措置

「入所している老人保健施設の食費・居住費が、月四万円も値上げされた」

老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小など税制変更の結果、新たに課税世帯になつた家庭に、介護保険施設入所者（注）の食費・居住費の負担金が、八月から数万円値上げされたといふ例が相次いた。

これは、税制変更により、収入は増えていらないのに、課税世帯となってしまい、介護保険の利用者負担段階が第四段階となつたため、食費・居住費の補足給付が受けられなくなり、施設側の自由料金での請求となつたことによる。

介護保険施設の食費・居住費は、もともと保険給付されていたが、昨年十月に保険給付から外され、原則全額自己負担とされたため、経済的理由で多くの退所者を生み、社会問題となつていた。

それでも、非課税世帯には、補足給付による軽減措置がとられていたが、今回の税制変更の影響で、非課税世帯自体が大幅に減ってしまつたために、補足給付を受けられず、突然の大幅負担増となる世帯が一挙に増えた結果なつた。

これでは、あまりにも急激な引き上げなどいうことでとられたのが、「利用者負担段階が一段階以上昇し

た人は、一段階の上昇に留める」という激変緩和措置だ。

しかし、この措置は申請制なので、申請漏れのない

ように注意が必要だ。申請者には「介護保険負担限度額認定証」が交付される。

同様の激変緩和措置は、

介護保険の利用料の上限を定める「高額介護サービス」にも適用されるので、申請の上合わせて活用したい。

（注）介護保険施設とは？

介護福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護保健施設（老健施設）、介護療養施設（療養病床）の三施設をいう。

○経過措置期間：二〇〇六年七月から二〇〇八年六月

○軽減内容：
ア. 税制改正がないものとした場合の利用者負担段階が第一段階だった者→個人の月額上限一万五千円に軽減
イ. 税制改正がないものとした場合の利用者負担段階が第二段階だった者→三千三百円のところが、一万五千円または二万四千六百円に押さえられることになる。
具体的には、次の激変緩和措置がとられる。

食費・居住費の補足給付に係る激変緩和措置（要申請）

高額介護サービスに係る激変緩和措置（要申請）

税制改正により、利用者負担段階が一段階以上昇した人について、申請により、一段階のみの上昇に留めることができる。

具体的には、次の激変緩和措置がとられる。

○経過措置期間：二〇〇六年七月から二〇〇八年六月

○軽減内容：

ア. 税制改正がないものとした場合の利用者負担段階が第一段階だった者→第二段階の額を適用
イ. 税制改正がないものとした場合の利用者負担段階が第二段階だった者→第三段階の額を適用

○経過措置期間：二〇〇六年七月から二〇〇八年六月

○軽減内容：

ア. 税制改正がないものとした場合の利用者負担段階が第一段階だった者→個人の月額上限一万五千円に軽減
イ. 税制改正がないものとした場合の利用者負担段階が第二段階だった者→三千三百円のところが、一万五千円または二万四千六百円に押さえられることになる。
具体的には、次の激変緩和措置がとられる。

アドバイスのポイント

「税制改正の影響で課税世帯になつたため、介護保険の負担が大変になつた」という話を耳にしたら、「激変緩和措置があるから、市町村の介護保険担当窓口に相談を」とアドバイスしましょう！



（網掛（ナ部分）に該当する人は申請を！

申請前の「区分」		区分 (受給者証の「一部負担金の割合」欄)	
対象となる本人の課税所得	区分	「現役並み所得者」	3割負担
213万円以上			

申請後の「区分」	
対象となる収入額又 は課税状況(世帯 ()は単身世帯の場合)	区分
621万円以上 (484万円以上)	「現役並み所得者」 3割負担
520～621万円未満 (383～484万円未満)	「現役並み所得者」(経過措置2年) 3割負担(自己負担限度額が下がります)
520万円未満 (383万円未満)	「一般所得者」 1割負担

「現役並み所得者」 (経過措置 2年) 3割負担(自己負担 限度額「一般」適用)
145～213万円未満

下記以外	「一般所得者」 1割負担	「低所得者Ⅱ」(経過措置 2年) 1割負担 (自己負担限度額・入院の食事 負担額が下がります)
財法上の経過措置対象者 (※1)と同一世帯で本人 が非課税者	「低所得者Ⅰ」(経過措置 2年) 1割負担 (自己負担限度額・入院の食事 負担額が下がります)	「低所得者Ⅰ」 1割負担 (自己負担限度額・入院の食事 負担額が下がります)
税法上の経過措置対象者 (※1)と同一世帯で本 人が老齢福祉年金受給者	「低所得者Ⅱ」 1割負担 (自己負担限度額・入院の食事 負担額が下がります)	「低所得者Ⅱ」 1割負担 (自己負担限度額・入院の食事 負担額が下がります)
住民税非課税世帯	「低所得者Ⅰ」 1割負担 (自己負担限度額・入院の食事 負担額が下がります)	「低所得者Ⅰ」 1割負担 (自己負担限度額・入院の食事 負担額が下がります)
住民税非課税世帯 C 老齢 福祉年金受給者 又は年金 収入80万円以下	「低所得者Ⅰ」 1割負担 (自己負担限度額・入院の食事 負担額が下がります)	「低所得者Ⅰ」 1割負担 (自己負担限度額・入院の食事 負担額が下がります)

(※) 1) 前年の合計所得金額が125万円以下であつて、1940年申請①は、「基準收入額適用申請書」により高齢受給者は各「医療受給者証」が、高齢受給者は「高齢受給者証」が、標準負担額認定申請書」により「低所得者Ⅰ」又は「低所得者Ⅱ」の「標準負担額認定申請書」に限り「一般所得者」(負担割合「1割」)の証となる。の区分は「一般所得者」(負担割合「1割」)の証となる。

公的年金控除の縮小、
老年者控除の廃止、六十五
歳以上の生長控除非課税措置
所得金額三十万円以下)の廢止により、厚くから「一船所得者」(負担割合
一割)に区分されていた高齢者約六十万人が「現役並み所得者」(負担割合二
割)に、「低所得者」の高齢者約五十万人が「二船所得者」に変じた。さら
に医療保険制度改悪により十月から「現役並み所得者」

「患者」の窓口負担割合が三割となる。収入は増えているわけでもなくのに、大幅な患者負担増だ。

こうした状況を背景に、国制度としての税制改正による激変緩和措置や住民税

非課税制度への軽減措置において「低所得者」として願うじた。なお、一部を(表の網掛け部分参照)が設けられている。高齢者には既に新しい「愛着証」が届けられておりが、軽減措置を受けけるには申請が必要である。このようにして、高齢者の生活がより楽しくなることを願う。また、高齢者には軽減措置後の「愛着証」と「減額認定証」を郵送し、同封の申請書を返送する方

表の掲げに該当する患者には、市町村から送付されてきた申請書等を提出するようにアドバイスします。収入額等の確認は年金収入のみの場合は、「公的年金生活費算定表」で確認できます。



老人保健対象者は
付される。
市町村に申請。
「高齢受給者証」

(※) 1) 前年の合計所得金額が125万円以下であつて、1940年1月2日以前生まれの者申請①は、「基準収入額適用申請書」により高齢受給者は各保険者に、老人保健対象者は市町村に申請。申請②は、「医療受給者証」が、高齢受給者は「高齢受給者証」が、それぞれ該当の負担割合が記載された証が交付される。「医療受給者証」又は「低所得者Ⅰ」又は「低所得者Ⅱ」の「標準負担額認定証」が交付される。「医療受給者証」又は「低所得者Ⅰ」又は「低所得者Ⅱ」の「標準負担額認定証」が交付される。「医療受給者証」の区分は、「一般所得者」(負担割合「1割」)の証となる。

2006年10月5日

3 慢性疾患者負担緩減策

高齢者の住民税増税

「要介護」「寝たきり」は障害者控除を

住民税課税で保険料や医療費窓口負担に影響

住民税は100五年度まで、障害者、未成年者、六十五歳以上、寡婦・寡夫の場合、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であれば非課税だった。ところが税制改革により、二〇〇六年から六十五歳以上が非課税の対象から外され、六月徴収分から住民税課税となる高齢者が激増した。その影響は医療費の窓口負担、国保料(税)、介護保険料・利用料、公団住宅家賃の引き上げなど多岐に及ん

でいる(一部に激変緩和措置あり)。

障害者や寡婦である場合は非課税ではないが、所得控除による税負担が軽減される。

「寝たきり」は障害者控除の対象

課税規程はまだ残っている。これらに該当する人があつても、二〇〇五年度までは六十五歳以上で住民税非課税であったために、障害者や寡婦の申告まではしない人もみられる。前年の合計所得金額が百二十万円以下(公的年金收入だけの場合)は年間収入金額二百四十五万円以下(あれば、今からでも住民税の

期限後申告)により住民税非課税に戻ることができる。百二十五万円を超える場合は非課税とはならないが、所得控除による税負担が軽減される。

(表1) 税法上の「障害者」となる基準

- ①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
- ②精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人
- ③精神障害者保健手帳の交付を受けている人
- ④身体障害者手帳に身体障害者として記載されている人
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ⑥原子爆弾被災者で厚生労働大臣の認定を受けている人
- ⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する人
- ⑧精神または身体に障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が①②④に準ずるとして市町村長等が認めたもの

(表2) 税法上の「寡婦・寡夫」となる基準

- 「寡婦」(女性)となる条件…以下の①または②に当てはまる人
- ①夫と死別または夫の生死が明らかでない人で、所得金額が500万円以下の
 - ②夫と死別、離婚、生死が明らかでない人のいざれかで、扶養親族がいる人または子供を扶養している人
- 「寡夫」(男性)となる条件
- ・妻と死別、離婚、生死が明らかでない人のいざれかで、所得金額500万円以下の、子供を扶養している人

アドバイスのポイント

寝たきりの人は「認定書」がなくても障害者控除の対象になります。

また、寝たきりではなく、介護認定を受けていたり、発行してもらうようにアドバイスします。



いる人は、市町村の担当課で「障害者控除対象者認定書」を提出してもらいうちにアドバイスします。

介護認定を受けている人は申請により「障害者」となります

税法上の「障害者」となる基準は表1となっており、身体障害者手帳の交付などが条件になる。しかし⑦にあるとおり、手帳が交付されていない場合も、「寝たきり」であれば税法上の障害者となる。

区役所の福祉課に申請して「障害者控除対象者認定申請書」を記入して

対象者の認定申請を受け付けており、九百七十一枚(〇四年度)の認定書が交付されている。

対象者の認定申請を受け付けており、九百七十一枚(〇四年度)の認定書が交付さ

「寡婦」は認定不要

税法上の「寡婦・寡夫」となる基準は表2のとおりとなる。寡婦・寡夫の場合は証明や認定は不要である。

該当する患者にアドバイスすると書はれる。

人は、市区町村役場に申請すれば障害者と認定される可能性がある。市町村には

介護認定のための「主治医定書」などの書類が必要な

書類を送付し、障害者控除

福祉給付金の拡大状況と自動払いの実施状況

(2005年10月現在)

【自動払い】◎:04年10月以降新たに実施(予定を含む)、○:実施中、△:検討中・今後検討、空欄:未実施
 【対象者の拡大】○:年齢を拡大(拡大内容は別表)、△:年齢は県基準だがその他の要件を拡大、空欄:県基準通り

・自動払いは、新たに実施した市町村を含め、37市町村(54.4%)が実施し、県内市町村の半数を超えた。

市町村名	自動払い		対象者の拡大
	実施状況	実施年月(診療月)	
1 名古屋市	現物給付	○	
2 豊橋市	○	2004/1	
3 岡崎市	○	2003/1	△
4 一宮市	○	2003/8	△
5 瀬戸市	○	2004/5	○
6 半田市	◎	2004/11	○
7 春日井市	○	2003/4	△
8 豊川市	○	2003/8	
9 津島市	○	2004/7	○
10 碧南市	○	2003/8	○
11 刈谷市	○	2003/8	△
12 豊田市	○	2004/3	△
13 安城市	○	2003/8	△
14 西尾市	◎	2004/12	○
15 蒲郡市	◎	2006/4	
16 犬山市	◎	2006/3	
17 常滑市	◎	2005/10	
18 江南市	△		
19 小牧市	△		
20 稲沢市	○	2004/2	
21 新城市	◎	2005/6	△
22 東海市	◎	2004/11	
23 大府市	○	2002/10	
24 知多市	○	2002/10	
25 知立市	○	2004/3	
26 尾張旭市	○	2004/5	△
27 高浜市	△		△
28 岩倉市	○	2004/3	
29 豊明市	○	2004/8	△
30 日進市	○	2004/4	△
31 田原市	○	2002/10	△食費療養費を拡大
32 愛西市	△		△
33 清須市			△食事療養費を拡大

市町村名	自動払い		対象者の拡大
	実施状況	実施年月(診療月)	
34 東郷町	◎	2005/4	
35 長久手町	◎	2005/9	△
36 豊山町	△		○
37 師勝町			○
38 西春町	○	2004/4	○
39 春日町			○
40 大口町	△		△
41 扶桑町			△
42 七宝町			
43 美和町	△		
44 甚目寺町			
45 大治町	△		
46 蟹江町			△食事療養費の1/2助成
47 十四山村			
48 飛島村			△福祉医療拡大分
49 弥富町			
50 阿久比町	△		
51 東浦町	○	2006/7	
52 南知多町			
53 美浜町			
54 武豊町	○	2004/4	
55 一色町	◎	2004/10	
56 吉良町	△		
57 蕙豆町			○
58 幸田町	△		
59 須田町			
60 三好町	○	2005/4	△
61 設楽町			
62 東栄町			
63 豊根村			△食事療養費の1/2助成
64 音羽町	○	2005/8	
65 小坂井町	○	2005/9	
66 御津町	○	2005/8	
67 一宮町	合併後	2006/2	
68 富山村			
合計		○:37、△:11	○:11、△:21

年齢を拡大している市町村一覧

1 名古屋市	70歳	(※ひとり暮らし高齢者を除くため、県制度よりも対象者が少なくなっている)
5 瀬戸市	65歳(3カ月以上寝たきり、所得制限無し)	
6 半田市	60歳(6カ月以上寝たきり、本人所得500万円未満)	
9 津島市	68歳～70歳未満(本人・配偶者・扶養義務者の固定資産税の合計額が7万円未満で市民税所得割が非課税)	
10 碧南市	65歳(3カ月以上寝たきり)	
14 西尾市	65歳(6カ月以上寝たきり、市民税非課税世帯)	
36 豊山町	70歳	(※2年後には県基準となる事が決まっている)
37 師勝町	70歳	(※2年後には県基準となる事が決まっている)
38 西春町	70歳	(※2年後には県基準となる事が決まっている)
39 春日町	69歳(非課税世帯)	
57 蕙豆町	65歳(精神障害1, 2級)	

乳幼児医療費助成制度の拡大状況

(2006年4月1日現在)

- ※★印は愛知県制度と同じ内容。県制度は、4歳未満児(4歳になる月の月末)まで無料。
- ※▼印:名古屋市の所得制限は、0歳児以外の全対象者に適用されるため県が無料としている対象者でも無料の対象から除かれる場合がある。今年8月からは第3子以降のみ2歳まで所得制限がなくなる。
- ※◆印:高浜市・大口町は拡大分について、県内でごく少数の1割の自己負担を導入。
- ※2006年4月に対象拡大した市町村は、瀬戸市、西尾市、江南市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、大口町、南知多町、美浜町、設楽町、小坂井町の11市町。
- ※岩倉市は2005年4月に第2子以降は拡大していた。

市町村名	通院	入院
県基準拡大自治体数	59 (93.7%)	63 (100%)
「義務教育就学前」以上の自治体数	54 (85.7%)	59 (93.7%)
1 名古屋市	義務教育就学前(0歳を除き、所得制限あり)▼ [義務教育就学前(0歳を除き所得制限あり、第3子以降は3歳未満は所得制限なし)(2006年8月1日実施予定)▼]	義務教育就学前(0歳を除き、所得制限あり)▼ [小学校3年生まで(0歳を除き所得制限あり、第3子以降は3歳未満は所得制限なし)(2006年8月1日実施予定)▼]
2 豊橋市	義務教育就学前	義務教育就学前
3 岡崎市	義務教育就学前	義務教育就学前
4 一宮市	義務教育就学前	義務教育就学前
5 瀬戸市	義務教育就学前(2006年4月1日実施)	義務教育就学前(2006年4月1日実施)
6 半田市	義務教育就学前	義務教育就学前
7 春日井市	義務教育就学前	義務教育就学前
8 豊川市	義務教育就学前	義務教育就学前
9 津島市	5歳未満	義務教育就学前(5歳以上は償還払い)
10 碧南市	義務教育就学前	義務教育就学前
11 刈谷市	義務教育就学前	義務教育就学前
12 豊田市	義務教育就学前	義務教育就学前
13 安城市	義務教育就学前	義務教育就学前
14 西尾市	小学校1年生まで(2006年4月1日実施)	小学校1年生まで(2006年4月1日実施)
15 蒲郡市	6歳未満	6歳未満
16 犬山市	★	義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
17 常滑市	義務教育就学前	義務教育就学前
18 江南市	義務教育就学前(2006年4月1日実施)	義務教育就学前(2006年4月1日実施)
19 小牧市	6歳未満	6歳未満
20 稲沢市	義務教育就学前(2006年4月1日実施)	義務教育就学前(2006年4月1日実施)
21 新城市	義務教育就学前	義務教育就学前
22 東海市	義務教育就学前	義務教育就学前
23 大府市	義務教育就学前	義務教育就学前
24 知多市	義務教育就学前	義務教育就学前
25 知立市	義務教育就学前	義務教育就学前
26 尾張旭市	義務教育就学前(2006年4月1日実施)	義務教育就学前(2006年4月1日実施)
27 高浜市	義務教育就学前(4歳以上は1割負担・2割を償還払い)◆ [中学校卒業まで(4歳以上は1割負担・2割を償還払い)(2006年10月1日実施予定)◆]	義務教育就学前(4歳以上は1割負担・2割を償還払い)◆ [中学校卒業まで(4歳以上は1割負担・2割を償還払い)(2006年10月1日実施予定)◆]
28 岩倉市	義務教育就学前 ※第1子も愛知県制度から義務教育就学前まで拡大(2006年4月1日実施)	義務教育就学前 ※第1子も現物給付化(2006年4月1日実施)

市町村名	通院	入院
29 豊明市	義務教育就学前	義務教育就学前
30 日進市	義務教育就学前	義務教育就学前
31 田原市	義務教育就学前	義務教育就学前
32 愛西市	義務教育就学前	義務教育就学前
33 清須市	義務教育就学前	義務教育就学前
34 北名古屋市	義務教育就学前	義務教育就学前
35 弥富市	小学校卒業まで ※旧十四山村は義務教育就学前から小学校卒業まで拡大(2006年4月1日実施)	小学校卒業まで ※旧十四山村は義務教育就学前から小学校卒業まで拡大(2006年4月1日実施)
36 東郷町	義務教育就学前	義務教育就学前
37 長久手町	義務教育就学前	義務教育就学前
38 豊山町	義務教育就学前	義務教育就学前
39 春日町	義務教育就学前	義務教育就学前
40 大口町	8歳未満(4歳以上は1割自己負担・2割を償還払い)◆(2006年4月1日実施)	8歳未満(4歳以上は1割自己負担・2割を償還払い)◆(2006年4月1日実施)
41 扶桑町	★ [義務教育就学前(2006年10月1日実施予定)]	7歳未満(4歳以上は償還払い) [義務教育就学前(2006年10月1日実施予定)]
42 七宝町	義務教育就学前	義務教育就学前
43 美和町	義務教育就学前	義務教育就学前
44 茅目寺町	小学校卒業まで	小学校卒業まで
45 大治町	義務教育就学前	義務教育就学前
46 蟹江町	義務教育就学前	義務教育就学前
47 飛島村	中学校卒業まで	中学校卒業まで
48 阿久比町	義務教育就学前	義務教育就学前
49 東浦町	義務教育就学前	義務教育就学前
50 南知多町	★	義務教育就学前(4歳以上は償還払い)(2006年4月1日実施)
51 美浜町	★	義務教育就学前(4歳以上は償還払い)(2006年4月1日実施)
52 武豊町	義務教育就学前	義務教育就学前
53 一色町	義務教育就学前	義務教育就学前
54 吉良町	義務教育就学前	義務教育就学前
55 蟠豆町	義務教育就学前	義務教育就学前
56 幸田町	義務教育就学前	義務教育就学前
57 三好町	義務教育就学前	義務教育就学前
58 設楽町	小学校卒業まで(2006年4月1日実施)	小学校卒業まで(2006年4月1日実施)
59 東栄町	6歳未満(4歳以上は償還払い)	6歳未満(4歳以上は償還払い)
60 豊根村	6歳未満(4歳以上は償還払い)	6歳未満(4歳以上は償還払い)
61 音羽町	義務教育就学前(2006年4月1日実施) ※「小学校1年生まで」だったのを改悪	義務教育就学前(2006年4月1日実施) ※「小学校1年生まで」だったのを改悪
62 小坂井町	義務教育就学前(2006年4月1日実施)	義務教育就学前(2006年4月1日実施)
63 御津町	義務教育就学前	義務教育就学前

※2005年4月1日以降に合併した市町村は以下の通り

稲沢市：稲沢市・祖父江町・平和町 一宮市：一宮市・尾西市・木曽川町

愛西市：佐屋町・立田村・八開村・佐織町

豊田市：豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稻武町

清須市：西枇杷島町・清洲町・新川町 田原市：田原市・渥美町

設楽町：設楽町・津具村

新城市：新城市・鳳来町・作手村

豊根村：豊根村・富山村

岡崎市：岡崎市・額田町

豊川市：豊川市・一宮町

北名古屋市：師勝町・西春町

弥富市：弥富町・十四山村

妊産婦健診の拡大および妊産婦医療費助成実施状況

(2005年10月1日現在)

<妊産婦健診の拡大状況>

※母子保健法に基づく妊産婦健診として前半期と後半期の計2回が無料となる。ただし、98年に一般財源化されその後は市町村事業として継続されている。実施回数が空欄の自治体は2回のみ実施。

※今回、新たに大府市が3回に拡大し、拡大自治体数は11市町村となった。

<妊産婦医療費助成制度の実施状況>

※「医療費助成・その他拡大」欄は、文書回答の記述から抜粋した。

※妊産婦医療費の助成制度を実施しているのは、東海市と尾張旭市の2自治体。東海市は出産前日までの保険診療の自己負担額を助成。尾張旭市は妊娠届出日から産後1ヶ月の入院医療費を助成(償還制)。

※他県では、岩手・茨城・栃木・富山各県が妊産婦医療費助成制度を県レベルで実施している。

市町村名	実施回数	医療費助成・その他拡大
拡大自治体数	11	
1 名古屋市		
2 豊橋市		
3 岡崎市		感染症・妊娠中毒症予防のための検査を実施
4 一宮市		現行制度継続、生保世帯の妊産婦は11回追加
5 瀬戸市		
6 半田市		35歳以上は超音波健診も実施、梅毒血清反応検査を追加実施
7 春日井市		県外受診者も助成、妊産婦歯科健診1回実施
8 豊川市		
9 津島市		県外受診者も助成対象、歯科検診の実施
10 碧南市		
11 刈谷市		来年度県外受診も助成対象にしたい
12 豊田市		
13 安城市		
14 西尾市		
15 蒲郡市		
16 犬山市		県外受診は償還払い
17 常滑市		
18 江南市		
19 小牧市		
20 稲沢市		県外受診も対象とした
21 新城市	3回	
22 東海市	7回	医療費無料化を市単独事業として実施
23 大府市	3回	2005年4月から実施
24 知多市		
25 知立市		
26 尾張旭市	3回	妊娠届出日から出産後1月以内の入院医療費を償還払いで助成。所得制限無し。
27 高浜市		妊産婦健診拡充・医療費無料化よりも母子保健事業を充実させている
28 岩倉市		
29 豊明市		妊産婦歯科検診(1人1回)を個別医療機関で通年実施
30 日進市		歯科検診1回無料で追加
31 田原市		
32 愛西市		
33 清須市		

※江南市長は2006年5月15日の議会で「産前10回、産後2回の妊産婦健診を無料にする」と答弁。

市町村名	実施回数	医療費助成・その他拡大
34 東郷町		
35 長久手町		
36 豊山町		
37 師勝町	3回	
38 西春町		
39 春日町		
40 大口町		
41 扶桑町		
42 七宝町		
43 美和町		母親教室を年20回実施
44 甚目寺町		歯科検診(1回)追加
45 大治町		
46 蟹江町		
47 十四山村		
48 飛島村		
49 弥富町		県外受診は償還払い
50 阿久比町		
51 東浦町		
52 南知多町		
53 美浜町		
54 武豊町		
55 一色町		
56 吉良町		
57 幡豆町		
58 幸田町		妊娠中、産後1年以内の各1回歯科検診を実施
59 頓田町		
60 三好町		
61 設楽町	5回	
62 東栄町	5回	
63 豊根村	5回	
64 音羽町	4回	2004年度から4回に拡大
65 小坂井町		
66 御津町		
67 一宮町	3回	2006年2月に豊川市と合併
68 富山村	5回	2005年11月27日に豊根村と合併

朝日 2006.9.9

市議会

市議会で小学生は通院無料

来年度から助成を拡大

鹿児島市議会、予算も医療費について、来年度から小学生は通院・入院費に対し金額を市が助成し、自己負担を無料にすることを認めた。

鹿児島市議会は、少子化対策の一環として自治体として見直しが進んでおり、中学生までの対象に全額助成するのを県内の中でも初めてとした。

8月開かれた市議会的一般質問に対する横井で、永島草市長が認めた。同市によると、県は現在、4歳未満の乳幼児の医療費を無料にしており、市レベルでは、小学校入学前の未就学児への助成が大半だ。鹿児島市も現在、未就学児を助成対象にしていたが、来年度からは対象を拡大する。同市によると、6月16日現在で、県内では飛島村の設楽町が中学生までの入院・通院費を、喜田町と弥富町が小学校卒業までの入院・通院費を、それだけ無料にしている。高浜市は、小学校入学前までの通院費を認めた。

助成を、10月からの中学卒業まで拡大する。

「少子化支援」で妊婦の健診充実

2006.6.16 朝日

市議会で「少子化支援」で妊婦の健診充実

横井利明市議（自民）

名古屋市の松原武久市長は、21日の市議会9月定例会本会議で、1～3歳児の医療費助成に設けられた所得制限について、「国の医療制度改革に命じて、見直しを検討していくべきだ」と述べた。

2006.9.22 朝日

名古屋市の松原武久市長は、21日の市議会9月定例会本会議で、1～3歳児の医療費助成に設けられた所得制限について、「国の医療制度改革に命じて、見直しを検討していくべきだ」と述べた。

2006.9.22 朝日

所得制限撤廃を検討

横井利明市議（自民）の質問に答えた。

同市の乳幼児医療費助成は現在、入院は小学3年まで、通院は就学前まで、通院は就学前まで、自己負担を無料にしており、必要な財源約1億円を確保している。

市議会で「少子化支援」で妊婦の健診充実について、「国の医療制度改革に命じて、見直しを検討していくべきだ」と述べた。

就学援助制度について

1. 就学援助制度の概要

学校教育法では、「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」(同法第25条、第40条)とされています。

2. 就学援助の対象者

(1) 要保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。

(2) 準要保護者

市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。

3. 国の補助

市町村が実施する就学援助事業のうち、国は要保護者に対して行う事業に要する経費について補助を行っています。

なお、準要保護者に対して行う事業に要する経費の補助については、平成17年度より、税源移譲を行った上で国の補助を廃止しています。

4. 補助対象品目(要保護者)

- ・学用品費
- ・体育実技用具費
- ・新入学児童生徒学用品費等
- ・通学用品費
- ・通学費
- ・修学旅行費
- ・校外活動費
- ・医療費
- ・学校給食費

就学援助制度調査結果(05年度)

(津島市調査)

自治体名	受付窓口	支給方法	支給回数	・生 ・廢 ・保 ・止 ・停 ・止 ・中 ・止	市民税 非課税 、減免	固 個 定 人 資 産 業 税 減 免	國 民 年 金 保 險 料 免 除	國 保 稅 減 免	兒 童 扶 養 手 當 支 給	生活 福 祉 資 金 貸 付	職失 安對 登錄 帳日 雇持 、	経済的 生活困窮 (生活保護の)	
名古屋市	小中学校		3回	○	○	○	◎	○	◎	○	○	○	1・3倍
岡崎市	小中学校	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	1・0倍
一宮市	教委・学校	現金	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
瀬戸市	教委・学校	保護者口座	4回	○	○	○	◎	○	◎	○	○	○	1・25倍
半田市	小中学校	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1・4倍
春日井市	小中学校	保護者口座	8回	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	1・2倍
津島市	教委	保護者口座	3回	○	○	○	◎	○	◎	○	○	○	1・2倍
碧南市	小中学校	保護者口座	3回	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	1・0倍
刈谷市	教委	保護者口座	3回	○	○	○	◎	○	○	×	○		
安城市	小中学校	保護者口座	3回	○	○	○	◎	○	○	○	○		
西尾市	小中学校	学校より保護者	3回	○	○	○	○	○	○	○	○		
蒲郡市	小中学校		3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1・3倍
犬山市	教委・学校		3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1・2倍
常滑市	小中学校	保護者口座	3回	○	○	○	◎	○	○	○	○		
尾西市	小中学校	学校口座	3回	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	1・2倍
小牧市	教委・学校	保護者口座	3回	○	○	○	◎	○	○	○	○		市の表
稲沢市	教委	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○		
新城市	教委	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1・3倍
東海市	小中学校	保護者口座		○	○	○	◎	○	○	○	△		1・2倍
大府市	教委・学校	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1・0倍
知多市	教委・学校	保護者口座		○	○	○	◎	○	○	○	○		1・0倍
知立市	教委・学校	保護者口座	5回	○	○	○	○	○	○	○	○		児童扶養所得
尾張旭市	教委・学校	保護者口座	6回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1・25倍
高浜市	小中学校	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○		1・0倍、母子1・5倍
岩倉市	教委	保護者口座	12回	○	○	○	◎	○	○	○	○		1・1倍
豊明市	教委	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○		1・3倍
日進市	教委・学校	保護者口座	10回	○	○	○	○	○	○	○	○		1・2倍
田原市	教委	保護者口座	3回	○	○	○	◎	○	○	○	○		1・5倍
七宝町	教委	学校より保護者	3回	○	○	○	○	○	○	○	○		
美和町	教委	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○		
大治町	教委	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○		1・2倍
蟹江町	教委			○	○	○	○	○	○	○	○		1・1倍
十四山村	教委	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○		
飛島村	教委・学校	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐屋町	教委	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○		1・2倍
八開村	教委	保護者口座	2回	○	○	○	○	○	○	○	○		1・2倍
佐織町	教委	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○		1・2倍

この表は、回答があつた市と海部郡の町村を集約したものです。

国民年金減免の◎ 一部減免もOK

児童扶養手当支給◎ 一部支給もOK

×――対象外

東海市失対事業△――職安登録日雇い労働者のみ適用

支給方法 西尾市、七宝町学校より保護者――学校が受け取り保護者に渡す。

支給方法は保護者口座に振り込むが原則だが、対象者によっては学校口座に振り込むこともある。

就学援助率の推移(愛知県内市町村) 1999年・2004年比較

自治体名	小中生人数	援助比率	
		1999年	2004年
名古屋市	179,200	9.53	13.73
春日井市	24,830	2.79	3.39
小牧市	13,860	3.77	6.27
西枇杷島町	1,436	2.02	4.17
新川町	1,682	2.02	2.38
清洲町	1,665	4.08	5.37
豊山町	1,217	3.62	6.43
師勝町	3,636	3.96	6.03
西春町	2,680	4.81	6.63
春日町	634	0.95	2.91
瀬戸市	11,502	4.77	7.97
尾張旭市	6,819	4.31	7.74
豊明市	5,909	2.42	5.57
日進市	5,766	1.84	3.64
東郷町	3,257	1.84	4.76
長久手町	3,728	2.01	4.13
半田市	11,352	4.96	8.53
常滑市	4,842	4.34	6.84
東海市	9,483	3.28	6.66
大府市	6,423	2.99	5.86
知多市	7,851	2.58	4.36
阿久比町	2,365	2.16	3.88
東浦町	4,665	2.64	4.89
南知多町	2,400	3.83	5.79
美浜町	2,590	2.78	4.65
武豊町	3,816	4.30	7.00
一宮市	25,620	2.58	6.16
尾西市	5,446	3.86	6.27
木曽川町	2,957	2.43	5.01
犬山市	6,006	2.66	2.65
江南市	9,159	3.24	7.12
岩倉市	4,066	2.42	5.95
大口町	1,837	4.08	8.83
扶桑町	2,619	3.78	4.09
稻沢市	9,339	2.70	5.87
津島市	5,010	8.51	12.88
佐屋町	2,680	4.96	7.19
佐織町	2,017	5.55	10.43
立田村	866	1.85	2.95
八開村	480	0.63	1.57
七宝町	1,814	4.08	8.90
美和町	2,154	3.71	5.72
甚目寺町	3,088	3.84	7.68
大治町	2,372	3.79	8.62

自治体名	小中生人数	援助比率	
		1999年	2004年
蟹江町	3,564	3.17	6.77
十四山村	545	1.47	2.49
飛島村	462	1.73	3.28
弥富町	3,293	3.13	6.01
岡崎市	33,703	3.69	5.68
額田町	1,031	0.58	3.46
豊田市	34,021	3.79	5.90
藤岡町	2,680	0.87	1.97
小原村	473	1.90	1.35
足助町	1,032	1.94	2.82
下山村	883	0.34	1.09
旭町		0.00	2.01
稻武町	349	1.43	4.82
安城市	16,275	2.41	3.99
碧南市	7,213	4.33	5.64
刈谷市	12,165	3.24	4.57
知立市	5,924	3.60	4.94
高浜市	3,989	5.92	8.68
西尾市	10,369	2.84	4.10
一色町	2,537	1.62	2.39
吉良町	2,233	1.12	1.47
幡豆町	1,292	4.18	4.00
幸田町	3,435	2.94	5.25
三好町	4,840	3.08	5.37
豊橋市	35,729	8.61	14.08
豊川市	11,476	3.99	8.15
蒲郡市	8,119	4.14	6.03
新城市	3,727	2.28	6.01
鳳来町	1,383	0.58	2.28
作手村	351	0.28	0.98
田原市	4,153	2.22	3.14
渥美町	2,494	1.92	4.58
赤羽根町	2,494	1.92	—
設楽町		0.00	0.00
津具村	145	0.69	3.33
東栄町	380	0.26	0.37
豊根村		0.00	0.00
富山村		0.00	0.00
音羽町	708	0.14	3.01
小坂井町	2,085	3.88	7.34
御津町	1,375	2.40	7.17
一宮町	1,577	2.73	4.86

国保被保険者・保険料(税)額・収納率などの市町村別一覧(2004年度)

愛知県医務国保課の2004年度(平成16年度)のデータから作成。愛知県合計は、市町村国保の合計である。(国保組合を含まない)

市町村番号	市町村名	世帯数 (各年度末)	被保険者 数 (各年度末)	被保険者 1人あたり 調定額 (平均保険料)		保険料 (税) 収納率	保険料(税) 減免世帯数		一般会計からの 繰入金額 (自治体単費分)		
		04年度 (A)	04年度 (B)	04年度 (C)	順位	04年度 (D)	04年度 (E)	割合 (E/A)	04年度 (F)	1人あたり (F/B)	順位
		世数	人	円		%	世帯	%	千円	円	
愛 知 県 合 計	2000年度	1,102,396	2,222,469	85,778		92.88%			26,448,071	11,900	
	2001年度	1,151,005	2,301,343	86,889		92.29%	180,962	15.7%	29,996,962	13,035	
	2002年度	1,198,485	2,379,444	86,070		91.85%	202,725	16.9%	33,474,974	14,068	
	2003年度	1,237,440	2,435,256	84,085		91.58%	219,601	17.7%	29,923,022	12,287	
	2004年度	1,263,924	2,461,248	85,773		91.68%	224,599	17.8%	26,542,733	10,784	
1	名古屋市	436,587	789,746	78,306	65	91.51%	137,398	31.5%	15,954,165	20,202	5
2	豊橋市	61,442	126,593	88,251	45	90.08%	14,287	23.3%	551,291	4,355	47
3	岡崎市	56,832	109,863	86,366	56	90.44%	3,321	5.8%	484,305	4,408	46
4	一宮市	51,255	104,015	88,834	38	88.98%	33,046	64.5%	781,917	7,517	38
5	瀬戸市	22,691	42,576	87,904	47	93.46%	53	0.2%	9,729	229	77
6	半田市	19,799	38,858	87,591	50	90.25%	76	0.4%	149,961	3,859	51
7	春日井市	51,969	100,298	95,875	8	90.45%	9,575	18.4%	776,269	7,740	36
8	豊川市	20,233	40,759	92,539	22	91.54%	6,351	31.4%	165,564	4,062	49
9	津島市	11,844	23,991	91,537	24	91.86%	2,587	21.8%	60,343	2,515	56
10	碧南市	11,324	24,206	86,259	57	93.17%	798	7.0%	44,234	1,827	63
11	刈谷市	19,938	38,214	93,031	20	91.73%	76	0.4%	306,196	8,013	35
12	豊田市	50,287	98,199	90,035	32	92.43%	174	0.3%	609,521	6,207	43
13	安城市	25,101	50,360	88,484	42	92.17%	90	0.4%	219,284	4,354	48
14	西尾市	16,402	34,912	93,067	19	93.85%	963	5.9%	54,294	1,555	66
15	蒲郡市	15,324	31,949	87,744	49	92.95%	1,755	11.5%	6,800	213	78
16	犬山市	12,723	25,077	94,428	13	92.00%	56	0.4%	73,343	2,925	53
17	常滑市	9,642	19,735	88,591	39	94.15%	889	9.2%	39,663	2,010	60
18	江南市	17,242	34,607	89,648	34	91.59%	3,022	17.5%	267,022	7,716	37
19	尾西市	10,389	21,882	88,432	43	90.01%	828	8.0%	188,400	8,610	30
20	小牧市	24,557	49,195	90,870	27	90.07%	341	1.4%	675,000	13,721	15
21	稻沢市	16,843	34,262	91,974	23	92.35%	1,693	10.1%	95,594	2,790	54
22	新城市	6,111	12,523	74,284	71	95.79%	1,027	16.8%	26,974	2,154	59
23	東海市	17,705	34,842	91,415	25	90.65%	7	0.0%	345,512	9,917	23
24	大府市	12,901	24,948	88,996	37	92.01%	7	0.1%	157,779	6,324	42
25	知多市	13,829	27,294	89,985	33	91.17%	8	0.1%	268,943	9,854	24
26	知立市	9,824	18,490	94,257	16	89.71%	86	0.9%	32,868	1,778	64
27	尾張旭市	12,844	24,489	89,501	35	91.49%	20	0.2%	65,149	2,660	55
28	高浜市	6,353	12,756	88,318	44	91.07%	26	0.4%	6,680	524	73
29	岩倉市	8,649	16,373	105,847	1	90.59%	4	0.0%	38,260	2,337	57
30	豊明市	11,279	21,414	96,051	7	93.19%	8	0.1%	206,985	9,666	25
31	東郷町	5,779	11,212	94,832	11	92.27%	1	0.0%	188,261	16,791	9
32	日進市	10,915	21,019	92,776	21	92.26%	13	0.1%	314,300	14,953	13
33	長久手町	5,746	11,112	83,296	62	92.34%	7	0.1%	197,234	17,750	8
34	西枇杷島町	3,024	5,733	84,200	61	95.68%	0	0.0%	137,004	23,897	3
35	豊山町	2,677	5,539	95,202	10	90.87%	5	0.2%	5,069	915	71
36	師勝町	8,139	16,491	97,240	5	91.43%	1,952	24.0%	142,700	8,653	29
37	西春町	6,112	12,094	100,002	3	90.63%	936	15.3%	180,799	14,949	14
38	春日町	1,387	2,953	90,061	31	91.64%	0	0.0%	75,850	25,686	2
39	清洲町	3,498	6,829	90,086	30	91.78%	0	0.0%	10,000	1,464	67

市町村番号	市町村名	世帯数 (各年度末)	被保険者 数 (各年度末)	被保険者 1人あたり 調定額 (平均保険料)		保険料 (税) 収納率	保険料(税) 減免世帯数		一般会計からの 繰入金額 (自治体単費分)		
				04年度 (A)	04年度 (B)		04年度 (C)	順位	04年度 (D)	04年度 (E)	割合 (E/A)
40	新川町	3,550	7,143	87,198	52	90.82%	0	0.0%	74,113	10,376	21
41	大口町	3,212	6,605	95,775	9	94.39%	12	0.4%	85,000	12,869	16
42	扶桑町	5,680	11,153	86,606	55	94.35%	23	0.4%	90,000	8,070	34
43	木曽川町	5,497	11,453	76,968	67	91.30%	362	6.6%	107,419	9,379	28
44	祖父江町	3,826	8,639	75,295	69	94.96%	8	0.2%	164,483	19,040	6
45	平和町	2,289	4,912	87,961	46	96.10%	0	0.0%	81,370	16,566	10
46	七宝町	4,293	8,786	94,496	12	92.28%	0	0.0%	74,315	8,458	33
47	美和町	4,335	8,926	87,888	48	96.50%	0	0.0%	90,000	10,083	22
48	甚目寺町	6,856	14,126	99,494	4	85.21%	0	0.0%	227,000	16,070	11
49	大治町	4,971	10,238	104,736	2	87.03%	0	0.0%	182,928	17,868	7
50	蟹江町	6,470	12,982	91,173	26	91.44%	649	10.0%	135,000	10,399	20
51	十四山村	900	2,098	88,536	40	98.49%	0	0.0%	10,000	4,766	44
52	飛島村	721	1,763	74,937	70	98.67%	0	0.0%	39,454	22,379	4
53	弥富町	5,984	13,039	87,344	51	92.76%	812	13.6%	150,000	11,504	18
54	佐屋町	5,016	10,832	84,556	59	93.09%	475	9.5%	127,617	11,781	17
55	立田村	1,376	3,480	83,064	64	95.61%	0	0.0%	108,205	31,093	1
56	八開村	872	2,286	89,480	36	97.88%	0	0.0%	5,000	2,187	58
57	佐織町	4,135	8,613	84,517	60	92.84%	0	0.0%	63,427	7,364	41
58	阿久比町	3,966	8,255	94,259	14	94.83%	0	0.0%	32,649	3,955	50
59	東浦町	7,755	15,612	94,258	15	91.32%	6	0.1%	51,741	3,314	52
60	南知多町	4,387	11,256	87,105	53	94.20%	14	0.3%	6,785	603	72
61	美浜町	4,059	8,504	93,868	18	94.55%	1	0.0%	3,628	427	74
62	武豊町	6,736	13,068	88,491	41	91.50%	5	0.1%	98,000	7,499	39
63	一色町	4,070	10,128	83,250	63	97.70%	0	0.0%	16,507	1,630	65
64	吉良町	3,552	8,163	90,388	29	97.50%	4	0.1%	10,457	1,281	69
65	幡豆町	2,266	5,065	70,729	75	97.38%	3	0.1%	1,403	277	76
66	幸田町	4,961	10,535	86,990	54	94.34%	7	0.1%	49,618	4,710	45
67	額田町	1,661	3,489	74,202	72	94.46%	0	0.0%	6,630	1,900	62
68	三好町	6,165	12,403	94,237	17	92.74%	2	0.0%	119,836	9,662	26
69	藤岡町	1,862	3,870	90,533	28	94.92%	0	0.0%	5,295	1,368	68
70	小原村	923	1,914	71,964	74	98.01%	0	0.0%	213	111	79
71	足助町	1,926	4,069	67,391	77	97.35%	0	0.0%	0	0	80
72	下山村	887	1,919	58,499	82	95.74%	0	0.0%	0	0	80
73	旭町	810	1,637	58,476	83	98.35%	0	0.0%	0	0	80
74	設楽町	1,230	2,353	53,604	84	99.25%	0	0.0%	0	0	80
75	東栄町	1,251	2,398	48,063	86	97.43%	0	0.0%	36,178	15,087	12
76	豊根村	329	613	48,877	85	98.05%	0	0.0%	1,209	1,972	61
77	富山村	57	98	31,518	87	100.00%	0	0.0%	0	0	80
78	津具村	414	868	62,575	79	99.64%	0	0.0%	0	0	80
79	稻武町	704	1,372	64,346	78	99.43%	0	0.0%	417	304	75
80	鳳来町	2,791	5,577	61,058	80	97.56%	0	0.0%	0	0	80
81	作手村	717	1,586	58,767	81	97.47%	0	0.0%	1,580	996	70
82	音羽町	1,285	2,421	77,114	66	98.10%	34	2.6%	20,665	8,536	32
83	一宮町	2,623	5,837	76,564	68	95.69%	0	0.0%	50,000	8,566	31
84	小坂井町	3,693	7,615	96,723	6	93.19%	4	0.1%	56,857	7,466	40
85	御津町	2,348	5,194	73,499	73	96.77%	0	0.0%	50,170	9,659	27
86	田原市	6,732	18,122	68,945	76	96.62%	690	10.2%	194,305	10,722	19
87	渥美町	4,585	14,825	85,588	58	97.18%	2	0.0%	0	0	80

国保資格証明書等の交付状況一覧

(愛知県医務国保課提供資料より作成)

※空欄は実績無し。

※2006年10月1日現在の市町村名で作成した。ただし、岡崎市は岡崎市・額田町、豊川市は豊川市と一宮町、北名古屋市は師勝町・西春町、弥富市は弥富町・十四山村のそれぞれの合算である。

市町村名	世帯数 (A)	滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
		2005/6/1		2006/6/1	2005/6/1		2006/6/1	2005/6/1		2006/6/1
		件数	件数 (B)	割合 (B/A)	件数	件数 (C)	割合 (C/B)	件数	件数 (D)	割合 (D/B)
全体合計	1,311,516	227,995	239,091	18.2%	54,985	50,622	21.2%	2,301	2,328	0.97%
市合計	1,197,159	210,109	220,667	18.4%	50,073	45,938	20.8%	2,137	2,169	0.98%
町村合計	114,357	17,886	18,424	16.1%	4,912	4,684	25.4%	164	159	0.86%
発行市町村割合	-	97.7%	98.6%	-	90.8%	95.9%	-	39.1%	50.0%	-
1 名古屋市	446,559	76,874	77,182	17.3%	22,734	20,487	26.5%	15	18	0.02%
2 豊橋市	62,819	11,473	12,648	20.1%	4,174	3,295	26.1%	366	419	3.31%
3 岡崎市	60,170	10,929	9,108	15.1%	1,968	1,699	18.7%	452	337	3.70%
4 一宮市	68,866	13,065	22,901	33.3%	3,011	2,647	11.6%	60	126	0.55%
5 瀬戸市	23,353	3,651	3,923	16.8%	1,358	1,101	28.1%	12	19	0.48%
6 半田市	20,362	11,425	2,785	13.7%	373	369	13.2%	103	116	4.17%
7 春日井市	53,788	9,664	9,010	16.8%	1,805	1,442	16.0%	29	184	2.04%
8 豊川市	23,452	3,357	3,950	16.8%	1,062	813	20.6%	139	164	4.15%
9 津島市	24,048	1,821	1,794	7.5%	568	527	29.4%	3	1	0.06%
10 碧南市	11,629	2,625	2,863	24.6%	471	369	12.9%	73	2	0.07%
11 刈谷市	20,654	5,159	5,428	26.3%	1,379	553	10.2%			
12 豊田市	59,812	7,201	9,513	15.9%	1,527	4,369	45.9%	198	137	1.44%
13 安城市	26,090	4,310	3,839	14.7%	2,083	1,642	42.8%	62	50	1.30%
14 西尾市	16,780	2,182	3,297	19.6%	764	608	18.4%	320	257	7.79%
15 蒲郡市	15,522	3,241	3,414	22.0%	738	664	19.4%	34	22	0.64%
16 犬山市	13,159	2,344	2,586	19.7%	143	164	6.3%	2		
17 常滑市	9,935	1,417	1,445	14.5%	42	27	1.9%			
18 江南市	17,698	2,458	2,459	13.9%	339	280	11.4%	4	4	0.16%
19 小牧市	25,371	6,532	7,365	29.0%	344	353	4.8%			
20 稲沢市	23,556	4,205	4,877	20.7%	574	319	6.5%			
21 新城市	9,760	815	1,361	13.9%	75	98	7.2%	6	5	0.37%
22 東海市	18,205	5,049	5,114	28.1%	1,360	1,071	20.9%	247	294	5.75%
23 大府市	13,428	1,990	3,362	25.0%	578	434	12.9%			
24 知多市	14,541	2,854	2,924	20.1%	364	327	11.2%		1	0.03%
25 知立市	10,266	2,767	2,895	28.2%	488	606	20.9%		9	0.31%
26 尾張旭市	13,305	1,632	1,682	12.6%	250	225	13.4%			
27 高浜市	6,644	1,587	1,680	25.3%	400	400	23.8%	4	4	0.24%
28 岩倉市	8,736	2,294	2,462	28.2%	152	178	7.2%	8		
29 豊明市	11,732	1,880	1,876	16.0%	48	124	6.6%			
30 日進市	11,547	852	2,473	21.4%	253	209	8.5%			
31 田原市	11,474	838	895	7.8%	233	269	30.1%			
32 愛西市	11,699	2,054	1,059	9.1%	170	269	25.4%			
33 清須市	10,415	1,564	2,497	24.0%	245					
34 北名古屋市	14,749	2,810	2,413	16.4%	1,030	405	16.8%	21		
35 弥富市	7,035	1,188	1,775	25.2%	188	162	9.1%			

市町村名	世帯数 (A)	滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
		2005/6/1		2006/6/1		2005/6/1		2006/6/1		2005/6/1
		件数	件数 (B)	割合 (B/A)	件数	件数 (C)	割合 (C/B)	件数	件数 (D)	割合 (D/B)
36 東郷町	6,062	1,428	1,410	23.3%	251	257	18.2%			
37 長久手町	6,099	1,293	925	15.2%	365	195	21.1%			
38 豊山町	2,735	234	509	18.6%	216	196	38.5%	13	8	1.57%
39 春日町	1,422	338	305	21.4%	79	74	24.3%			
40 大口町	3,312	561	635	19.2%	82	64	10.1%	12	16	2.52%
41 扶桑町	5,868	584	591	10.1%	193	136	23.0%			
42 七宝町	4,357	553	570	13.1%	154	130	22.8%			
43 美和町	4,452	501	490	11.0%	171	133	27.1%		3	0.61%
44 甚目寺町	6,954	2,219	2,362	34.0%	617	581	24.6%			
45 大治町	5,135	987	1,050	20.4%	722	895	85.2%			
46 蟹江町	6,710	996	1,039	15.5%	374	528	50.8%			
47 飛島村	732	40	31	4.2%	9	10	32.3%			
48 阿久比町	4,149	532	553	13.3%	117	116	21.0%	4	4	0.72%
49 東浦町	8,052	1,497	1,532	19.0%	175	206	13.4%		1	0.07%
50 南知多町	4,464	590	615	13.8%	62	57	9.3%	62	63	10.24%
51 美浜町	4,184	610	623	14.9%	99	77	12.4%	2	7	1.12%
52 武豊町	7,021	1,424	1,397	19.9%	445	326	23.3%	1	2	0.14%
53 一色町	4,132	204	374	9.1%	81	49	13.1%	29	24	6.42%
54 吉良町	3,676	195	196	5.3%	43	53	27.0%	24	5	2.55%
55 蕃豆町	2,326	180	187	8.0%	33	36	19.3%	5	10	5.35%
56 幸田町	5,158	553	599	11.6%	245	201	33.6%	1		
57 三好町	6,511	1,456	1,429	21.9%	213	229	16.0%		7	0.49%
58 設楽町	1,665	38	50	3.0%	6	6	12.0%	2	1	2.00%
59 東栄町	1,280	42	52	4.1%	6	3	5.8%	2		
60 豊根村	394	37	38	9.6%						
61 音羽町	1,352	85	99	7.3%	5	9	9.1%	5	4	4.04%
62 小坂井町	3,784	547	587	15.5%	143	110	18.7%		2	0.34%
63 御津町	2,371	162	176	7.4%	6	7	4.0%	2	2	1.14%

資格証明書の発行に当たって

(2005年10月1日現在)

※資格証明書発行枚数は2005年6月1日現在の数字である。

※愛知県は、「資格証明書を発行する場合は、面談して実態を把握してからにすべき」と指導しているが、アンケート結果では「面接なしの発行もある」と答えた自治体が15ある。

※交付に当たって配慮している点として、「福祉医療対象者を除外」しているのが30自治体ある。

市町村名	2005年 資格証明書 発行数	面接の有無			交付除外など配慮		
		必ず面談	面談なしも	その他	国の 基準	独自	福祉 医療 除外
合計	2,322	20	15		19	15	30
1 名古屋市	15						
2 豊橋市	366		○		○		○
3 岡崎市	452	○			○		○
4 一宮市	60			訪問、面接		○	○ 低所得者
5 瀬戸市	12		○			○	○
6 半田市	103		○				○
7 春日井市	29		○		○		○
8 豊川市	134		○			○	○
9 津島市	3	○					○
10 碧南市	73	○				○	○ 病弱者
11 刈谷市							
12 豊田市	198		○			○	○
13 安城市	62			誠意のない人	○		○ 病弱者
14 西尾市	320	○				○	○ 病弱者、乳児医療
15 蒲郡市	34		○		○		○ 病弱者
16 犬山市	2		○		○		○ 病弱者
17 常滑市							
18 江南市	4	○					災害など
19 小牧市		○				○	病弱者
20 稲沢市							
21 新城市	6	○			○	○	病弱者
22 東海市	247			交付30日前に 送達		○	施設入所者
23 大府市							
24 知多市							
25 知立市		○				○	
26 尾張旭市							
27 高浜市	4	○			○		○ 病弱者
28 岩倉市	8		○		○		
29 豊明市							
30 日進市							
31 田原市							
32 愛西市							
33 清須市							

市町村名	2005年 資格証明書 発行数	面接の有無			交付除外など配慮		
		必ず面談	面談なしも	その他	国の基準	独自	福祉医療除外
34 東郷町							
35 長久手町							
36 豊山町	13	○			○	○	病弱者
37 師勝町							
38 西春町	21	○				○	生計状況
39 春日町							
40 大口町	12		○	所在不明の場合	○		
41 扶桑町							
42 七宝町							
43 美和町							
44 甚目寺町							
45 大治町							
46 蟹江町							
47 十四山村							
48 飛島村							
49 弥富町							
50 阿久比町	4	○			○	○	病弱者
51 東浦町		○				○	病弱者
52 南知多町	62		○		○	○	病弱者
53 美浜町	2	○				○	病弱者
54 武豊町	1	○			○	○	病弱者
55 一色町	29		○		○	○	病弱者
56 吉良町	24		○		○	○	病弱者
57 幡豆町	5	○				○	○ 病弱者
58 幸田町	1		○			○	○ 老人、子供、低所得
59 須田町							
60 三好町							
61 設楽町	2	○				○	病弱者、分納
62 東栄町	2	○			○		病弱者
63 豊根村							
64 音羽町	5	○			○	○	病弱者
65 小坂井町			○		○	○	病弱者
66 御津町	2	○				○	○ 病弱者、分納
67 一宮町	5						
68 富山村							

国保の短期保険証の実態

(2005年10月1日現在)

※世帯数・滞納世帯数・短期保険証件数は2005年6月1日現在の数字である。

※「○に短」などのなんらかの記載をしているのは、蟹江町・飛島村・弥富町・阿久比町・南知多町・幡豆町・三好町・音羽町・小坂井町・一宮町の10町村。

市町村名	滞納世帯数	短期保険証件数	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	特別な表示
全体合計	232,169	56,178	1,316	242	7,054	38	34	19,305	1,868	465	
市合計	210,109	50,007	1,028	236	5,511	36	34	17,099	1,475	34	
町村合計	22,060	6,171	288	6	1,543	2		2,206	393	431	
1 名古屋市	76,874	22,734									
2 豊橋市	11,473	4,174						4,174			
3 岡崎市	10,929	1,927						1,927			
4 一宮市	13,065	3,011			1,556			452	6		
5 瀬戸市	3,651	1,358	509		380			318	151		
6 半田市	11,425	373			373						
7 春日井市	9,664	1,805	427	233	242	36	34	23	7	34	
8 豊川市	3,357	1,037						1,063			
9 津島市	1,821	568	2	3	7			556			
10 碧南市	2,625	471						353			
11 刈谷市	5,159	1,379			23			188	976		
12 豊田市	7,201	1,527	77		892			506			
13 安城市	4,310	2,083						2,366		2/1現在	
14 西尾市	2,182	764						764			
15 蒲郡市	3,241	738						692			
16 犬山市	2,344	143						152			
17 常滑市	1,417	42						52			
18 江南市	2,458	339						328			
19 小牧市	6,532	344						368			
20 稲沢市	4,205	574			155			82	335		
21 新城市	815	75						55			
22 東海市	5,049	1,360			1,323						
23 大府市	1,990	578	9					578			
24 知多市	2,854	364						364			
25 知立市	2,767	488						654			
26 尾張旭市	1,632	250			401						
27 高浜市	1,587	400						194		9/1現在	
28 岩倉市	2,294	152						216			
29 豊明市	1,880	48						269			
30 日進市	852	253						253			
31 田原市	838	233						152			
32 愛西市	2,054	170			159						
33 清須市	1,564	245	4								

市町村名		滞納世帯数	短期保険証件数	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	1年	その他	特別な表示
34	東郷町	1,428	251			180						
35	長久手町	1,293	365								301	10/18現何種類も
36	豊山町	234	216			170						
37	師勝町	1,624	460			455						区分
38	西春町	1,186	570			280						区分
39	春日町	338	79			71						
40	大口町	561	82	1		3			6			
41	扶桑町	584	193						156			9/1現在
42	七宝町	553	154	137								
43	美和町	501	171	86	4				88			
44	甚目寺町	2,219	617						581			
45	大治町	987	722						366			
46	蟹江町	996	374	14		194			42	18		(短)
47	十四山村	55	19			13						
48	飛島村	40	9	6	2				2			(短)
49	弥富町	1,133	169	3		59			119			二重線で訂正
50	阿久比町	532	117	37		23			67			(短)
51	東浦町	1,497	175						180			
52	南知多町	590	62						62			(短)
53	美浜町	610	99						99			
54	武豊町	1,424	445							268		
55	一色町	204	81			2			78			
56	吉良町	195	43						42			
57	幡豆町	180	33						33			短期の印
58	幸田町	553	245			66			49		130	その他未更新
59	額田町	176	41						46			
60	三好町	1,456	213			4			31	107		(短)
61	設楽町	38	6	4			2					
62	東栄町	42	6						3			
63	豊根村	37										
64	音羽町	85	5			5						短期
65	小坂井町	547	143						147			短期の印
66	御津町	162	6			18			9			
67	一宮町	287	25						25			(短)
68	富山村											

国保の保険料(税)減免実施状況(2004年度)

(愛知県医務国保課資料より)

1. 「条例有無」には、保険料(税)の減免について定めた条例がある場合に○を記入すること。
2. 1で○を記入した保険者については、「減免事由」の中で該当するものに○を記入すること。
(複数回答可)
 - (1)「災害」とは、風水害、冷害等の災害によって納付者がその財産につき甚大な損害を被った場合に減免するもの。
 - (2)「病気」とは、納付者又はその者と生計を一にする親族が病気、負傷又は盜難にあって著しく負担能力が無くなった場合に減免するもの。
 - (3)「収入減」とは、例えば失業等により前年に比べ、著しく負担能力がなくなった場合に減免するもの。
 - (4)「低所得」とは、所得水準が一定以下の場合に減免するもの。
 - (5)「生保」とは、生活保護基準該当世帯について減免するもの。
 - (6)「特別事情」とは、例えば「その他特別の事情により」というように、具体的な項目ではなく、市町村長の判断により減免できる規定。
 - (7)「その他」とは、上記(1)～(6)以外の事由により減免するもの。
3. 「免除規定有無」には、保険料(税)賦課額の全額を免除する規定がある場合に○を記入すること。
4. 「減免基準」には、2(4)に該当する場合にその基準を記入するとともに、2(4)(5)に該当する場合にその減免割合を記入すること。また、2(7)に該当する場合には、その減免事由を記入すること。
5. 「失業者に対する減免」には、2(3)、(6)又は(7)に該当する規定に基づき、失業者に対する減免を行うことができる場合に○を記入すること。

市町村名	減免事由							免除規定 規定有無	減免基準	2004年度実績		
	条例有無	災害	病気	収入減	低所得	生保	特別事情			失業者の減免	減免	減免総額
合計	87	87	38	59	17	41	58	50	47	38	224,599	2,922,268
1 名古屋市	○	○	○	○			○	○	低所得(市県民税額の所得割が課せられないとき、世帯の均等割の100分の20減免)その他(世帯の市県民税の合計が5,000円以下の時、被保険者につき2,000円減免、事業の休廃止、老齢者、障害者、母子寡婦、給付制限)	○	137,398	1,871,627
2 豊橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	低所得(均等割・平等割のみ課1割、2割、4割)、生保(全額)、その他(事業の休廃止等、給付制限、市民税所得割額又は固定資産税額の減免に該当)	○	14,287	168,022
3 岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	低所得(均等割又は所得割のない者:5割)、生保(全額)、その他(老齢者、障害者、母子寡婦)	○	3,321	69,065
4 一宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	低所得(軽減該当世帯:2割、固定資産税4万円以下の世帯で所得金額が200万円以下:3割)、生保(全額)、その他(老齢者、障害者、母子寡婦、給付制限)	○	33,046	511,431
5 濑戸市	○	○	○	○			○	○	その他(事業の休廃止等、給付制限)	○	53	1,400
6 半田市	○	○	○	○		○	○	○	生保(全額)、その他(障害者、母子寡婦、給付制限)	○	76	2,404
7 春日井市	○	○	○	○	○	○	○	○	生保(全額)、その他(事業の休廃止、老齢者、障害者、母子寡婦)	○	9,575	69,616
8 豊川市	○	○	○	○		○	○	○	低所得(固定資産税額25万円以下:7~26%)、その他(障害者、母子寡婦)		6,351	43,634
9 津島市	○	○	○	○			○		低所得(総所得金額33万円以下:3割)、その他(同和地区)	○	2,587	33,570

市町村名		減免事由							免除規定有無	減免基準	失業者の減免	2004年度実績		
												減免	減免総額	
		条例有無	災害	病気	収入減	低所得	生保	特別事情	その他			世帯数	(千円)	
10	碧南市	○	○	○	○		○	○	○	○	生保(全額)、その他(事業の休廃止等、老齢者、障害者、母子寡婦、給付制限、市民税又は固定資産税の減免を受けた場合)	○	798	3,609
11	刈谷市	○	○		○		○	○	○	○	生保(全額)、その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦)	○	76	1,064
12	豊田市	○	○	○	○		○	○	○	○	生保(全額)、その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦、給付制限)	○	174	3,273
13	安城市	○	○	○	○			○	○		その他(事業の休廃止等、固定資産税減免)	○	90	773
14	西尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	低所得(前年中の所得が300万以下で当該年に総所得金額の見込額が前年中の10分の5以下に減少すると認められる場合:所得割額の5割)、生保(全額)、その他(事業の休廃止等、所得割又は固定資産税の減免を受けた場合)	○	963	5,625
15	蒲郡市	○	○	○	○		○	○	○	○	住民税非課税かつ固定資産税額が10万円未満で次に該当する世帯①6割または4割軽減世帯②所得割が課税されない世帯②1人35万円以下の給与所得者で20歳未満のものを有する世帯)、生保(全額)、その他(事業の休廃止等、給付制限、災害等による固定資産税減免等)	○	1,755	5,856
16	犬山市	○	○	○	○		○	○	○	○	生保(全額)、その他(雇用保険の受給者)	○	56	1,569
17	常滑市	○	○	○		○	○	○	○	○	低所得(市県民税非課税世帯 均等割額と平等額割の2割)、生保(全額)、その他(勤労学生)		889	11,097
18	江南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	低所得(総所得金額0円の者:均等割額と平等割額の1割)、生保(全額)、その他(障害者、母子寡婦)		3,022	19,775
19	尾西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	低所得(総所得金額200万円以下の障害者又は18歳未満の扶養親族を有する寡婦若しくは寡夫:所得割額の5割)、生保(全額)、その他(障害者、母子寡婦)		828	10,488
20	小牧市	○	○	○	○		○	○	○	○	生保(全額)、その他(事業の休廃止等、老齢者、障害者、母子寡婦、給付制限)	○	341	15,293
21	稻沢市	○	○	○	○		○	○	○	○	生保(全額)、その他(事業の休廃止等、老齢者、障害者、母子寡婦、給付制限)		1,693	22,944
22	新城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	低所得(所得税軽減世帯:1割)、生保(全額)、その他(事業の休廃止等、障害者、給付制限)	○	1,027	2,914
23	東海市	○	○									7	276	
24	大府市	○	○	○	○				○	○	部落所有資産(不動産)に係る地域代表名義登録者の資産割課税の減免	○	7	749

市町村名		減免事由							免除規定有無	減免基準	失業者の減免	2004年度実績	
		条例有無	災害	病気	収入減	低所得	生保	特別事情				減免	減免総額
										世帯数	(千円)		
25	知多市	○	○		○	○	○	○		生保(全額)、その他(給付制限、固定資産税減免)		8	181
26	知立市	○	○		○	○	○	○		生保(全額)、その他(事業の休廃止等、給付制限、固定資産税減免)	○	86	1,203
27	尾張旭市	○	○	○				○	○	その他(事業の休廃止等、給付制限)		20	1,238
28	高浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	生保(全額)、その他(給付制限、固定資産税減免等)		26	598
29	岩倉市	○	○	○	○		○	○		その他(固定資産税減免、就学援助等生活困窮等)		4	226
30	豊明市	○	○	○	○	○	○	○	○	生保(全額)、その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦)	○	8	388
31	東郷町	○	○				○					1	10
32	日進市	○	○	○	○		○			その他(事業の休廃止等、給付制限)		13	382
33	長久手町	○	○	○	○		○	○	○	その他(事業の休廃止等)	○	7	152
34	西枇杷島町	○	○			○						0	0
35	豊山町	○	○		○						○	5	449
36	師勝町	○	○	○	○	○	○	○	○	生保(全額)、その他(6割または4割軽減世帯、事業の休廃止等)		1,952	9,931
37	西春町	○	○		○	○	○			低所得(所得金額が0円の者:2割)、生保(全額)		936	3,751
38	春日町	○	○		○	○		○	○	生保(全額)	○	0	0
39	清洲町	○	○			○						0	0
40	新川町	○	○			○		○				0	0
41	大口町	○	○	○	○	○	○	○	○	生保(全額)	○	12	201
42	扶桑町	○	○	○	○	○	○	○	○	生保(全額)、その他(障害者、母子寡婦)	○	23	1,000
43	木曽川町	○	○	○	○	○	○	○	○	生保(全額)、その他(障害者、母子寡婦)		362	2,951
44	祖父江町	○	○		○	○	○	○	○	低所得(軽減世帯を除いた町民税所得割が課されていない:均等割と平等割額の1/10)、生保(全額)、その他(雇用保険受給資格者)	○	8	450
45	平和町	○	○	○	○	○	○	○	○	生保(全額)、その他(事業の休廃止等、老齢者、障害者、母子寡婦)	○	0	0
46	七宝町	○	○									0	0
47	美和町	○	○									0	0
48	甚目寺町	○	○		○							0	0
49	大治町	○	○			○						0	0
50	蟹江町	○	○					○		その他(老齢者、障害者、母子寡婦)		649	6,937
51	十四山村	○	○		○		○		○		○	0	0
52	飛島村	○	○		○			○	○	その他(事業の休廃止等)	○	0	0
53	弥富町	○	○		○	○	○	○	○	生保(全額)、その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦)	○	812	7,624
54	佐屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	低所得(固定資産税1万以下かつ基礎控除前総所得2百万以下:1/10)、生保(全額)、その他(事業の休廃止等、老齢者)		475	2,891
55	立田村	○	○				○					0	0

市町村名	減免事由							免除規定有無	減免基準	2004年度実績	
	条例有無	災害	病気	収入減	低所得	生保	特別事情			減免	減免総額
		世帯数	(千円)								
56 八開村	○ ○									0	0
57 佐織町	○ ○				○					0	0
58 阿久比町	○ ○	○								0	0
59 東浦町	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○					生保(全額)			6	141
60 南知多町	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○					生保(全額)、その他(給付制限、固定資産税減免)			14	381
61 美浜町	○ ○ ○ ○									1	26
62 武豊町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						生保(全額)、その他(給付制限、障害者、勤労学生を有する世帯)	○		5	138
63 一色町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						生保(全額)、その他(固定資産税減免、町民税所得割額減免)	○		0	0
64 吉良町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						その他(固定資産税減免、所得割額減免)	○		4	57
65 蟻豆町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦、固定資産税減免)	○		3	136
66 幸田町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦、給付制限、固定資産税減免)	○		7	47
67 須田町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						生保(全額)、低所得(前年総所得300万以下)、その他(障害者、母子寡婦、固定資産税減免)			0	0
68 三好町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						生保(全額)	○		2	65
69 藤岡町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									0	0
70 小原村	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						生保(全額)、その他(財産の盗難等)			0	0
71 足助町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									0	0
72 下山村	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									0	0
73 旭町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				○					0	0
74 設楽町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									0	0
75 東栄町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									0	0
76 豊根村	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									0	0
77 富山村	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				○					0	0
78 津具村	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				○					0	0
79 稲武町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							○		0	0
80 凰来町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									0	0
81 作手村	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				○					0	0
82 音羽町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						その他(総所得が125万円以下で軽減がかからない世帯:世帯・均等割・平等割を一割減)			34	209
83 一宮町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				○					0	0
84 小坂井町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		生保(全額)、その他(固定資産税減免、所得割額減免)	○		4	369
85 御津町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				○					0	0
86 田原市	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		生保(全額)、均等割、平等割のみを課税される者(1割、2割減免)			690	4,017
88 渥美町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		生保(全額)			2	45

名古屋市(2005年度)

国保減額・減免制度の内容と適用実績

(平成17年度)

区分	概要		実績		
	適用要件	減免される額	件数	金額	
減額	7割減額 世帯の所得が33万円以下	世帯の均等割額の7割	件 146,995	円 5,056,037,311	
	5割減額 世帯の所得が33万円+（24万5千円×世帯主を除く被保険者数）以下	世帯の均等割額の5割	14,076	702,934,895	
	2割減額 世帯の所得が33万円+（35万円×被保険者数）以下	世帯の均等割額の2割	8,343	136,982,917	
減免	75歳 75歳以上の方で、世帯の市県民税額が5万円以下	かつ世帯の所得が7割または5割減額の対象となる所得以下 かつ市県民税所得割非課税の方	個人の均等割額の10割 個人の均等割額の3割	47,853 33,183	659,377,669 433,229,646
	所得激減 前年所得が1,000万円以下で、今年の見込所得が264万円以下、かつ前年所得の8/10以下		世帯の所得割額の3~7割	7,635	445,208,907
	事業休廃止 事業休廃止により、世帯の今年の見込所得が赤字になる世帯		世帯の保険料額の7割	15	1,484,875
	社会的弱者 市県民税所得割非課税の被保険者のうち、障害者・65歳以上・寡婦の方		個人の均等割額の3割	17,518	201,158,434
	低所得世帯 世帯の全員が市県民税所得割非課税		世帯の均等割額の2割	4,463	62,177,667
	給付制限 刑務所等に入所のため、月初めから月末まで医療給付が受けられない方		個人の該当月の保険料額	95	2,123,319
	災害 災害により、居住家屋が全壊（全焼）、半壊（半焼）、床上浸水の被害を受けた世帯		災害発生月から6ヶ月以内の保険料額の全額または5割	97	3,016,167
	特別軽減 4月1日現在、加入世帯で、世帯の市県民税額が5,000円以下		被保険者1人につき2,000円	35,994	133,187,828

国保の滞納者差押え状況

(2005年10月1日現在)

※滞納世帯数・短期保険証件数・資格証明書件数は2005年6月1日現在の数字である。

※差押え件数・金額の調査は、今回はじめて行った。

※愛知県合計で2,040件、約14億円におよんだ。

	世帯数	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2004年度実績		
					差押え件数	金額	1件あたり金額
全体合計	1,378,481	232,456	56,203	2,322	2,040	1,375,906,191	674,464
市合計	1,241,157	210,109	50,007	2,132	1,769	1,225,879,776	692,979
町村合計	137,324	22,347	6,196	190	271	150,026,415	553,603
1 名古屋市	439,877	76,874	22,734	15	32	6,864,695	214,522
2 豊橋市	61,983	11,473	4,174	366	163	101,724,696	624,078
3 岡崎市	110,712	10,929	1,927	452	2	675,500	337,750
4 一宮市	67,708	13,065	3,011	60	304	202,893,880	667,414
5 瀬戸市	22,972	3,651	1,358	12	0		
6 半田市	20,037	11,425	373	103	18	28,943,310	1,607,962
7 春日井市	52,680	9,664	1,805	29	100	101,766,000	1,017,660
8 豊川市	20,396	3,357	1,037	134	35	13,812,000	394,629
9 津島市	11,916	1,821	568	3	65	41,174,515	633,454
10 碧南市	11,114	2,625	471	73	35	1,079,000	30,829
11 刈谷市	20,203	5,159	1,379		53	5,389,151	101,682
12 豊田市	58,390	7,201	1,527	198	0		
13 安城市	50,886	4,310	2,083	62	252	295,992,133	1,174,572
14 西尾市	16,508	2,182	764	320	49	26,717,201	545,249
15 蒲郡市	15,365	3,241	738	34	6	3,732,614	622,102
16 犬山市	12,842	2,344	143	2	2	3,442,400	1,721,200
17 常滑市	9,771	1,417	42		4	1,109,800	277,450
18 江南市	17,363	2,458	339	4	0		
19 小牧市	24,727	6,532	344		24	5,841,000	243,375
20 稲沢市	47,840	4,205	574		41	30,873,581	753,014
21 新城市	9,676	815	75	6	9	3,980,200	442,244
22 東海市	17,847	5,049	1,360	247	314	209,036,628	665,722
23 大府市	13,043	1,990	578		11	10,181,000	925,545
24 知多市	14,047	2,854	364		42	21,333,811	507,948
25 知立市	9,824	2,767	488		39	28,972,261	742,878
26 尾張旭市	12,964	1,632	250		17	5,137,400	302,200
27 高浜市	6,423	1,587	400	4	1	228,500	228,500
28 岩倉市	8,570	2,294	152	8	1	2,292,200	2,292,200
29 豊明市	11,349	1,880	48		146	66,517,000	455,596
30 日進市	11,092	852	253		2	2,382,700	1,191,350
31 田原市	11,376	838	233		0		
32 愛西市	11,498	2,054	170		2	3,786,600	1,893,300
33 清須市	10,158	1,564	245		0		

	世帯数	滞納 世帯数	短期 保険証 件数	資格 証明書 件数	2004年度実績		
					差押件数	金額	1件あたり金額
34	東郷町	5,902	1,428	251	0		
35	長久手町	5,872	1,293	365	2	2,817,000	1,408,500
36	豊山町	2,690	234	216	13	0	
37	師勝町	8,210	1,624	460	44	41,881,115	951,844
38	西春町	6,147	1,186	570	21	8,008,510	---
39	春日町	1,402	338	79			
40	大口町	3,232	561	82	12	0	
41	扶桑町	5,660	584	193	25	3,884,300	155,372
42	七宝町	4,330	553	154	8	16,151,400	2,018,925
43	美和町	4,368	501	171			
44	甚目寺町	6,890	2,219	617	1	933,900	933,900
45	大治町	5,011	987	722	70	33,075,074	472,501
46	蟹江町	6,527	996	374	32	1,367,505	42,735
47	十四山村	908	55	19	10	370,038	37,004
48	飛島村	721	40	9	0		
49	弥富町	6,055	1,133	169	12	5,603,000	466,917
50	阿久比町	4,036	532	117	4	0	
51	東浦町	7,833	1,497	175	0		
52	南知多町	4,419	590	62	1	24,400	24,400
53	美浜町	4,089	610	99	2	0	
54	武豊町	6,832	1,424	445	1	0	
55	一色町	4,070	204	81	29	0	
56	吉良町	3,552	195	43	24	1	184,100
57	幡豆町	2,282	180	33	5	7	6,200,493
58	幸田町	5,052	553	245	1	43	20,451,000
59	額田町	1,683	176	41		0	
60	三好町	6,276	1,456	213		11	8,236,020
61	設楽町	1,639	38	6	2	0	
62	東栄町	1,246	42	6	2	0	
63	豊根村	339	37			0	
64	音羽町	1,309	85	5	5		
65	小坂井町	3,673	547	143		0	
66	御津町	2,352	162	6	2	2	702,260
67	一宮町	2,660	287	25	5	0	
68	富山村	57				2	136,300
							68,150

一部負担金減免制度のあらまし

生活が一時的に苦しく、医療費の支払いにお困りのとき、名古屋市国民健康保険では病院の窓口での自己負担額（一部負担金）が軽減される一部負担金減免制度があります。

1. 制度の内容

災害など特別の理由（※）により、一時的に著しくその生活が困難となり、収入が一定の基準額以下の方に対して、病院の窓口での支払いが軽減されます。

※特別の理由

- (1) 世帯主が震災、風水害、火災その他これに類する災害により死亡したとき、障害者となったとき又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 事業又は業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき。（真にやむを得ないものののみ）
- (3) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。（世帯員の傷病等による収入減少等）

2. 軽減の種類

- ・免 除……病院の窓口での支払いは必要ありません。
- ・減 額……支払額の2割～8割が減額されます。
- ・猶 予……一定期間の支払いが猶予され、期間経過後に支払いをしていただきます。

※ 入院中の食事負担額及び療養費にかかる一部負担金相当額は対象となりません。

3. 減免等の基準

種 別	要 件	期 間
免 除	実収月額（※1）≤基準生活費（※2）×115%	3か月以内
減 額	基準生活費×115% < 実収月額 ≤ 基準生活費×130%	3か月以内
猶 予	基準生活費×130% < 実収月額 ≤ 基準生活費×130% + 一部負担金所要額	6か月以内

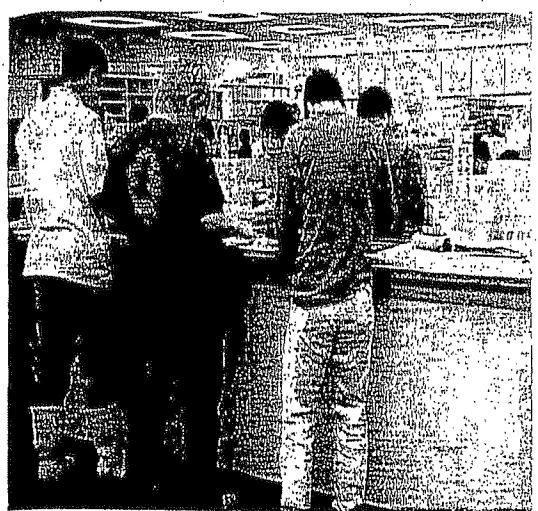
※1 実収月額 … <給与収入の場合>

(給与収入) - (税、保険料等その他経費) - (基礎控除額)

<事業収入の場合>

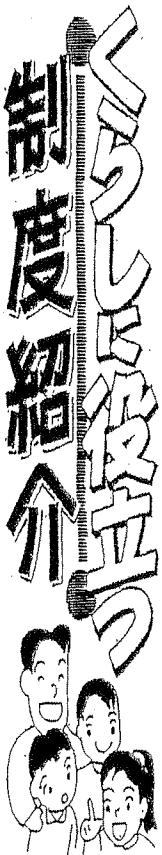
(事業収入) - (材料費、仕入れ代等) - (基礎控除額)

※2 基準生活費 … 生活保護基準（年齢別、世帯構成別等により国が定めた最低生活費の基準）とほぼ同額



医療料や住民税を支払う住民たち（都内の区役所で）

国保の一部負担の減免基準を



国保の医療費の一部負担の減免基準一覧表

市町村名	減免基準	備考
札幌市	生活保護基準+63,600円以内	生活保護基準+35,400円以下は免除。 +35,401円以上~63,600円までは収入に応じて減額。3か月で更新、6か月まで。
秋田市	生活保護基準のみ免除	期間は3か月更新が原則。
東京都北区	生活保護基準の1.15倍の収入	期間は3か月。入院を原則とする。高齢医療費の35,400円以下は免除、35,401円以上は専任払い。
名古屋市	生活保護基準の130%以内	免除は生活保護の115%以内。減免期間は原則3か月以内
京都市	生活保護基準の130%以内	生活保護基準の120%以内の人は全額、130%以内の人は医療費の額に応じて6割、4割、2割の減額
大阪市	生活保護基準の135%以内	被扶養見込期間3か月以上、1か月の一部負担金が5,000円以上（保護基準の110%以下は3,000円以上）
大阪府富田林市	生活保護基準の125%以内	生活保護の基準は生活扶助と家賃、教育費
大阪府八尾市	4人世帯約329万5000円以内	生活保護の基準を所得額で表示
広島市	生活保護基準の130%以内	基準には勤労控除、税金、社会保険料、労働組合費、通勤費などの控除もある

(注) 1.多くの市町村は、医療費の減免では国が示している①災害、②不作、③休廻業などにより、収入が激減した場合としている。
2.減免期間は、3か月を単位に更新するやり方が多い。
3.国が示している手続きは、市町村が発行する減免証明書を医療機関の窓口に提出する。

お問い合わせと相談して下さい。

市町村が医療費の減免制度についてお尋ねする場合は、市町村の窓口に直接お問い合わせ下さい。

問=国民健康保険の減免制度は大変ですか。
答=大変ですが、医療費にかかる場合は、金や親せきに頼るなり、なんとか医療費を減免する方法があります。

問=入院して、今はやむを得ないが、災害で、制度はないのでしょうか。
答=はい。医療費の減免制度は、災害の場合は、医療費を減免する制度があります。

問=私は医療費を減免する制度があるのか。
答=はい。医療費の減免制度は、災害の場合は、医療費を減免する制度があります。

問=医療費の減免制度はありますか。
答=はい。医療費の減免制度はあります。医療費の減免制度は、災害の場合は、医療費を減免する制度があります。

問=医療費の減免制度はありますか。
答=はい。医療費の減免制度はあります。医療費の減免制度は、災害の場合は、医療費を減免する制度があります。

問=医療費の減免制度はありますか。
答=はい。医療費の減免制度はあります。医療費の減免制度は、災害の場合は、医療費を減免する制度があります。

問=医療費の減免制度はありますか。
答=はい。医療費の減免制度はあります。医療費の減免制度は、災害の場合は、医療費を減免する制度があります。

地方自治法では、そうした住民の要求にこたえる義務を自治体に課してごます。

問=国保の健康保険法

(国保)ではどうな

つてごますか。

答=国保法の百十回

条で一部負担の減免を

定めてごます。

厚生省

(現厚生労働省)も通

達を出してい

ます。

問=どんな内容の通

達ですか。

秋田市の国保の一部負担金の減免及び徴収猶予
(2001年6月現在)

年 度	申請件数		承認件数	
	免 除	徴 収 猶 予	免 除	徴 収 猶 予
1996年	12	1	9	1
1997年	9	1	8	1
1998年	22	0	15	0
1999年	16	0	14	0
2000年	48	0	46	0
2001年 (6月末現在)	22	0	22	0

[参考]生活と健康を守る会の各組織では、大阪・八尾が年間400件、札幌が40~50件、東京・北区が10件ほど活用しています。

国保の医療費一部負担減免制度の実施状況

(2005年10月1日現在)

※規定を設けているのが23自治体(34.8%)、未整備が43自治体(65.2%)

※規定整備は義務づけられているにもかかわらず、「『できる』規定であり、国保財政が厳しいので踏み切れない」(蒲郡市)「非常に厳しい財政状況にあり、新たな規定を設けることは困難」(師勝町)、「規定を設けることは考えていらない」(西春町)、「予定がない」(一色町)などの回答もある。

※減免実績が2市18件しかない。広島市1900件、神戸市500件と比べて極めて少ないのが特徴。

◎印:新たに実施した自治体(9市町村)

市町村名	実施	減免対象者	2004年度実績		実施予定や その他コメント
			件数	金額	
愛知県合計	23		18	2,939,955	未実施 43
1 名古屋市	○	災害による死亡・障害者、災害等による損害	14	2,929,932	医療費通知裏面に記載、広報などや、国保のてびきなどでPR
2 豊橋市	◎		0	0	文書回答なし
3 岡崎市	○	生活のための扶助受給者	0	0	他市の状況を見ながら検討
4 一宮市	○	災害、収入減などの生活困難者など	4	10,023	災害理由は2000年から、経済的理由等は2003年から実施
5 瀬戸市	○	災害、干ばつ、失業などの収入減	0	0	特別なPRは考えていない
6 半田市	○	災害など、前年所得10分の5以下減	0	0	2000年12月に要綱を定め実施、広報紙などで周知
7 春日井市	◎		0	0	2005年4月から実施
8 豊川市	○		0	0	制度は規定している
9 津島市					海部管内で調査・研究中
10 碧南市					近隣市の状況を調査検討
11 刈谷市	○	災害、事業の廃止・休止	0	0	減免制度の拡充財源は他の加入者の負担増となるので、制度はあるが、安易に適用すべきでない
12 豊田市					文書回答なし
13 安城市	◎		0	0	要綱で実施、広報紙で周知
14 西尾市	◎		0	0	2005年4月に要綱を制定、広報で周知
15 蒲郡市					「できる」規定であり、国保財政が厳しいため、踏み切れない。規定整備を努力する
16 犬山市					規定の設置は考えていない
17 常滑市					周辺自治体を参考に検討
18 江南市	○	災害による死亡・障害者、事業の休廃止	0	0	広報紙などで周知に努める
19 小牧市					現時点では考えていない
20 稲沢市	○	災害による死亡・障害者、事業の休廃止	0	0	近隣市町村及び他の医療制度との均衡を図り、詳細な基準を明確化する。周知方法は今後検討
21 新城市					検討していく
22 東海市					知多北部3市1町で検討中
23 大府市					客観的な基準を検討し、2006年4月から運用開始予定
24 知多市					取扱要項を検討中

市町村名	実施	減免対象者	2004年度実績		実施予定や その他コメント
			件数	金額	
25 知立市	◎	生活保護基準130%以下	0	0	実施している
26 尾張旭市					他市の状況を調査し、整備を研究する
27 高浜市	◎		0	0	2005年4月に要綱を制定、納税通知書にチラシを同封、広報紙に掲載
28 岩倉市					規定を検討中
29 豊明市	◎	災害、事業・業務の休廃止	0	0	2005年度から実施、制度PRに努めていく
30 日進市					現在は考えていない
31 田原市					他市町村の動向を見つつ、慎重に検討する
32 愛西市					他市町村の状況を調査、勉強中
33 清須市					文書回答なし
34 東郷町					近隣市町の状況を参考に検討する
35 長久手町					努力します
36 豊山町					減免規定は設けていない
37 師勝町					非常に厳しい財政状況にあり、新たな規定を設けることは困難
38 西春町					考えていません
39 春日町					現在のところ考えていませんが、今後実状等把握し検討する
40 大口町	○	被災者、自然災害、事業・業務の休廃止による所得減少者	0	0	現行の法解釈に基づき要項を定めている。拡充は考えていない。
41 扶桑町					今後研究したい。
42 七宝町	○	災害による支払い困難者	0	0	町条例で規定を定め、被保険者の実状に合わせて対処
43 美和町	○	災害による死亡・障害、事業の休廃止	0	0	広報などで周知に図る
44 甚目寺町					要項の策定に向け、他市町村と合同で検討する
45 大治町	○	災害による死亡・障害、事業の休廃止	0	0	拡充は考えていない。周知方法は検討する
46 蟹江町					海部管内で研究中
47 十四山村					海部管内で統一した要項を調整中
48 飛島村					他町村の動向をふまえ、今後の検討課題
49 弥富町					海部管内で要項を研究中
50 阿久比町					法に従い対応する
51 東浦町	◎	法に定める特別な事情のある生活困難な者	0	0	町独自の拡充は考えていない。2006年4月から要綱施行予定。チラシ・広報などで周知をする
52 南知多町	○	法令の範囲内で、国保規則6条で規定			減免制度を拡充すると国保財政の健全性を損なう恐れが十分予想されるので、現行法令の範囲内で対応する。申請制度なので、チラシなどをおくことは考えていない
53 美浜町					検討する

市町村名	実施	減免対象者	2004年度実績		実施予定や その他コメント
			件数	金額	
54 武豊町	◎	個々に判断	0	0	適切に対処する
55 一色町					実施予定なし
56 吉良町					県下の動向を勘案し検討
57 橘豆町					近隣市町村と検討する。拡充は難しい
58 幸田町					他市町村の動向を見て検討
59 頬田町					実施していない
60 三好町					文書回答なし
61 設楽町					検討する
62 東栄町					拡充・規定の設置予定なし。国保法にもとづき実施
63 豊根村					財政面を考慮した場合無理である
64 音羽町					新たな減免制度の新設は困難
65 小坂井町					新たな減免制度の創設は困難
66 御津町					前向きに検討する(文書回答を口頭で訂正)

国保の高額療養費・出産育児一時金受領委任払い制度実施状況

(2005年10月1日現在)

※実施は2005年10月1日現在、実績は2004年度実績による。

※◎印の自治体は2004年度新たに制度を実施した市町村。

※△:大府市は要綱で制度を規定していないが、運用の中で受領委任払い制度を実施している。

参考-群馬・新潟・静岡・和歌山各県は、高額療養費受領委任払い制度を県単位で実施している。

市町村名	高額療養費		出産育児一時金	
	実施	実績(件)	実施	実績(件)
愛知県合計	17	25,260	50	1,575
1 名古屋市	○	22,044	○	745
2 豊橋市			○	111
3 岡崎市			○	39
4 一宮市	○	142	◎	
5 瀬戸市	○	827	○	19
6 半田市	◎			
7 春日井市	○	434	○	38
8 豊川市			○	27
9 津島市			○	1
10 碧南市	○	76	○	21
11 刈谷市			○	21
12 豊田市			○	68
13 安城市			○	47
14 西尾市			○	28
15 蒲郡市			○	39
16 犬山市			○	108
17 常滑市			○	13
18 江南市	◎		○	13
19 小牧市				
20 稲沢市	○	872	○	22
21 新城市			○	2
22 東海市	○	205	○	16
23 大府市			△	12
24 知多市	○	118	○	34
25 知立市	○	45	○	26
26 尾張旭市	○	214	○	8
27 高浜市				
28 岩倉市	○	40		
29 豊明市	○	243	○	9
30 日進市	◎		○	3
31 田原市			○	2
32 愛西市			○	12
33 清須市				

市町村名	高額療養費		出産育児一時金	
	実施	実績(件)	実施	実績(件)
34 東郷町	◎		○	9
35 長久手町			○	1
36 豊山町				
37 師勝町				
38 西春町				
39 春日町				
40 大口町			○	2
41 扶桑町				
42 七宝町			○	6
43 美和町			○	1
44 甚目寺町			○	14
45 大治町			○	3
46 蟹江町			○	8
47 十四山村			○	0
48 飛島村			○	0
49 弥富町			○	6
50 阿久比町			○	0
51 東浦町			○	8
52 南知多町			○	1
53 美浜町				
54 武豊町			○	10
55 一色町			○	1
56 吉良町			○	4
57 蟠豆町			○	2
58 幸田町	○	0	○	4
59 頭田町			○	0
60 三好町			○	11
61 設楽町			○	0
62 東栄町				
63 豊根村				
64 音羽町				
65 小坂井町				
66 御津町				
67 一宮町				
68 富山村				

金利過払い、国保払えず「無保険」

「早く受診できれば」と悔やむ男性。つえを傍りに置き、プロ野球中継の音だけを聞く=愛知県一宮市で

治療遅れ死七も

消費者金融などへの返済で国民健康保険料を支払えなくなり、保険証を取り上げられる「無保険者」が増えている。医療費が全額自己負担になるため病院に行かず、重病になったり、死亡した人もいる。利息制限法(15~20%)を超えるグレーディン金利で返済を続け過払いになっている場合が多く、弁護士らは「消費者金融からもとと過払い金を取り戻せば、保険料を納められる人は増える」と指摘している。

【多重債務取材班】

経営び社会 広がる多重債務

建設会社に勤めていた

療をやめた。

愛知県一宮市の男性(58)は87年、仕事上の付き合いで大手消費者金融から20万円借りた。会社が倒産し、コンビニエンスストアの経営を始めたが赤字が続いた。住宅ローンや子供の学費を払った

生活苦が原因で離婚した、店も閉めた。大型車の運転手をしながら返済を受けたが、一昨年、右

折信号の矢印が見えなくなり、1年前には失明になつた。1年後には失明寸前になる。やむを得ず病院に行くと「糖尿病の悪化が原因」と診断された。生活保護を受け、手術で失明は免れた。

99年に保険料を払えなくなり、持病の糖尿病の治療で失明は免れた。手術で失明は免れた。

消費者金融に今も50万円の借金があると思っていたが、弁護士から「97万円の過払い」と知らされた。保険料を滞納する2年前から、支払わなくていい利息を返し続けていた。男性は「生活が苦しかったから、金利が高い安いか考える余裕もなかつた」と言う。

男性の債務整理を担当する滝康暢弁護士は、この3年間で16人の過払い金を消費者金融から取り返した。「利息制限法の金利なら保険料を滞納していくなかつた人がほん

ど」ふり。一宮市では国民健康保険税の未納が05年度末で1万5758世帯と4世帯に1世帯に上る。3年以上の滞納金は29億2000万円で、弁護士は「うち7割は過払い金を取り戻せば支払える」と試算する。

島根県益田市では昨年12月、自営業者の67歳の男性が持病の高血圧や頭痛を抱えながら診療をためらい、くも膜下出血で死亡した。家族が弁護士に相談し、約1500万円が過払いになっていた

ことが判明。長男(40)は「生前に過払いと分かっていれば」と悔やむ。毎日新聞の調べによるところ、国民健康保険料の長期滞納を理由に、医療費の全額自己負担を求める「無保険者」は04年度に全国で30万世帯を越えている。



15-12 市・事務所・扶助の種類別 生活保護世帯数、
人員及び保護費

(単位 千円)

市・事務所	総 数			生 活 扶 助			住 宅 扶 助			教 育 扶 助		
	実世帯	実人員	保護費	世帯	人員	保護費	世帯	人員	保護費	世帯	人員	保護費
平成12年度	21 277	28 677	56 613 014	16 503	23 689	17 235 979	14 991	21 455	4 364 140	1 370	2 265	183 978
13	22 912	30 894	60 520 386	17 917	25 679	18 759 334	16 314	23 366	4 900 208	1 465	2 423	199 312
14	25 077	33 817	65 197 635	19 880	28 408	20 770 830	18 172	25 948	5 621 278	1 613	2 643	215 901
15	27 750	37 608	71 264 910	23 275	32 615	22 966 672	20 325	29 411	6 529 149	1 816	2 984	227 268
16	30 387	40 983	a) 75 098 000	26 015	35 895	23 873 000	22 629	32 215	7 314 000	1 914	3 164	245 000
16年4月	29 090	39 261	6 254 829	24 907	34 339	1 884 863	21 889	31 318	594 464	1 811	2 992	17 970
5	29 326	39 499	6 092 535	25 042	34 542	1 795 495	22 000	31 307	566 155	1 767	2 911	18 304
6	29 705	40 011	6 014 260	25 301	34 869	1 876 088	22 072	31 417	590 928	1 766	2 897	19 581
7	29 957	40 424	6 143 866	25 474	35 249	1 894 909	22 170	31 606	597 484	1 889	3 129	21 492
8	30 097	40 604	6 218 695	25 488	35 271	1 901 952	22 107	31 519	600 588	1 893	3 141	15 066
9	30 193	40 761	6 310 767	25 611	35 426	1 913 283	22 155	31 593	607 368	1 901	3 146	19 303
10	30 461	41 103	6 240 627	25 917	35 823	1 926 376	22 463	32 002	613 798	1 934	3 199	21 003
11	30 674	41 425	6 322 414	26 269	36 301	2 017 874	22 805	32 475	622 325	1 967	3 254	20 193
12	30 930	41 765	6 842 452	26 635	36 762	2 056 069	23 092	32 876	627 195	1 988	3 280	22 286
17年1月	31 239	42 122	6 472 327	27 001	37 150	2 054 566	23 438	33 284	626 668	2 000	3 300	23 290
2	31 348	42 216	6 397 149	27 099	37 299	2 034 337	23 526	33 404	630 051	1 997	3 299	20 566
3	31 629	42 606	5 788 061	27 441	37 709	2 067 383	23 825	33 781	637 447	2 060	3 417	25 737
名古屋市	20 060	26 529	48 692 381	17 409	23 319	16 067 909	15 017	20 936	4 902 985	1 187	1 938	142 418
豊橋市	993	1 282	2 659 878	741	1 013	732 938	695	955	198 730	46	75	6 257
岡崎市	650	827	1 736 363	576	754	474 961	443	601	129 267	25	45	3 679
一宮市	763	1 124	2 142 031	667	1 018	667 115	597	933	187 311	58	102	8 450
瀬戸市	247	366	654 908	215	330	195 469	186	293	40 361	18	31	3 586
半田市	276	407	625 344	243	365	200 459	219	335	63 584	23	38	3 079
春日井市	958	1 379	2 655 609	808	1 218	780 077	742	1 114	263 293	83	135	11 441
豊川市	213	275	534 603	174	234	146 004	162	217	54 130	15	22	1 779
津島市	163	259	405 668	141	233	136 247	127	216	35 711	17	31	2 908
碧南市	120	169	299 673	99	144	85 730	85	128	22 175	8	18	1 409
刈谷市	213	298	627 849	186	269	189 507	164	236	52 468	12	22	1 703
豊田市	729	1 095	1 810 180	605	952	600 604	547	877	148 719	72	129	9 360
安城市	289	423	689 817	242	370	217 705	231	352	74 529	22	39	3 157
西尾市	134	173	303 329	117	155	96 952	96	132	21 902	7	9	701
蒲郡市	245	325	602 078	196	272	165 393	173	235	58 477	13	20	1 551
犬山市	120	155	344 727	82	115	67 083	65	93	24 052	4	5	456
常滑市	89	129	193 673	72	109	54 830	57	91	14 371	6	9	687
江南市	302	446	830 791	259	399	240 041	241	377	81 530	29	49	3 830
尾西市	124	168	283 679	108	150	89 854	95	134	24 327	6	11	967
小牧市	368	575	956 965	325	526	290 803	300	484	101 907	43	66	5 447
稲沢市	164	218	377 140	145	196	125 783	135	179	43 255	8	12	1 178
新城市	51	72	125 415	39	59	35 457	28	46	7 930	3	4	288
東海市	342	503	874 751	308	465	294 811	289	440	92 305	29	49	4 339
大府市	160	249	423 877	135	223	121 732	129	211	46 661	21	35	2 918
知多市	128	191	297 068	116	175	98 604	115	176	43 570	13	19	1 508
知立市	104	143	283 508	84	120	76 597	82	120	29 943	8	17	1 407
張旭市	59	77	157 578	49	68	47 003	45	64	18 492	4	5	409
高浜市	47	81	120 908	41	74	38 636	39	70	12 803	7	13	1 341
岩倉市	143	201	409 698	124	181	116 254	117	174	45 462	11	22	1 874
豊明市	160	217	444 795	112	168	108 945	104	160	41 602	15	27	2 817
日進市	34	45	125 560	25	33	22 816	15	20	6 963	3	3	266
田原市	30	41	47 861	24	34	16 189	16	20	3 169	3	3	255
尾張事務所	586	765	577 026	481	655	394 314	416	586	143 309	34	49	4 349
海部事務所	759	1 022	788 318	644	893	531 320	554	776	200 201	37	60	6 205
知多事務所	252	327	221 678	197	267	154 499	154	220	42 333	11	18	1 432
西三河事務所	98	140	86 601	76	117	65 305	46	68	10 882	7	15	1 035
豊田加茂事務所	107	143	94 021	76	110	68 341	60	81	15 641	6	10	852
新城設楽事務所	37	50	23 269	27	40	19 528	11	20	1 234	2	5	393
東三河事務所	71	96	54 912	52	74	41 581	33	44	8 966	1	5	387

注 世帯・人員欄の年度及び市・事務所別の数値は年度平均である。

a) 県支払分 介護扶助分(82,971千円), 医療扶助分(2,838,647千円)があるため、総額は市・事務所別合計と一致しない。

資料 県健康福祉部医療福祉計画課

市・事務所	介護扶助			医療扶助			出産扶助			生業扶助			葬祭扶助		
	世帯	人員	保護費	世帯	人員	保護費	世帯	人員	保護費	世帯	人員	保護費	世帯	人員	保護費
平成12年度	1 492	1 629	413 352	18 691	22 131	34 291	242	2	2	7 617	15	15	5 576	56	56 111 130
13	2 045	2 219	744 618	19 931	23 600	35 787	308	3	3	5 593	11	12	4 230	61	61 119 785
14	2 611	2 841	914 353	21 500	25 255	37 518	185	4	4	9 877	7	7	4 399	61	61 142 813
15	3 196	3 341	1 132 667	23 006	27 656	40 244	196	3	3	8 902	9	10	3 745	126	126 152 312
16	3 827	4 000	a)1 308 000	24 773	30 163	a)41 456 000		3	3	11 000	18	18	6 000	81	81 161 000
16年4月	3 617	3 790	73 854	23 771	28 893	3 637	184	2	2	649	19	19	596	64	64 7 496
5	3 632	3 801	107 531	23 787	28 722	3 551	634	5	5	1 442	10	10	485	78	78 11 608
6	3 705	3 874	110 000	24 250	29 374	3 342	001	2	2	782	8	8	113	76	76 13 060
7	3 757	3 923	111 610	24 436	29 608	3 448	214	5	5	1 086	13	13	354	69	69 8 082
8	3 786	3 944	103 835	24 687	29 731	3 521	102	3	3	589	6	6	139	79	79 13 757
9	3 796	3 962	111 793	24 603	29 786	3 599	638	4	4	1 268	11	11	457	70	70 13 652
10	3 814	3 994	111 811	24 914	30 432	3 475	234	1	1	563	12	12	438	62	62 10 455
11	3 899	4 079	113 466	25 091	30 724	3 471	413	2	2	1 018	18	18	444	94	94 15 077
12	3 930	4 111	107 004	25 318	30 995	3 485	048	-	-	-	12	12	436	80	80 13 620
17年1月	3 957	4 133	124 308	25 253	30 844	3 572	619	2	2	814	13	13	681	104	104 17 174
2	3 982	4 148	119 769	25 414	31 179	3 501	082	5	5	825	23	23	714	82	82 14 708
3	4 051	4 236	112 664	25 751	31 673	2 850	886	6	7	2 015	65	71	933	116	116 22 434
名古屋市	2 335	2 446	789 767	15 698	18 632	26 228	735	1	1	3 337	11	11	4 156	60	60 115 265
豊橋市	154	157	42 415	870	1 037	1 676	766	-	-	-	-	-	-	1	1 1 1 662
岡崎市	105	109	26 171	581	681	1 031	187	-	-	-	0	0	27	3	3 6 651
一宮市	124	132	45 644	716	1 005	1 216	743	0	0	140	0	0	187	1	1 2 351
瀬戸市	30	30	7 491	212	280	393	589	-	-	-	-	-	-	1	1 1 1 684
半田市	54	59	20 108	252	345	325	538	0	0	647	-	-	-	0	0 0 108
春日井市	127	135	60 206	820	1 043	1 521	062	0	0	1 094	0	0	52	2	2 5 161
豊川市	29	31	7 448	187	228	322	511	0	0	292	0	0	65	1	1 575
津島市	16	17	2 958	150	222	220	325	-	-	-	0	0	168	0	0 617
碧南市	14	14	2 460	103	133	178	750	-	-	-	-	-	-	0	0 0 473
刈谷市	28	30	15 442	199	246	359	147	0	0	1 054	1	1	776	1	1 1 176
豊田市	99	102	35 064	537	746	1 002	365	0	0	289	3	3	74	2	2 3 882
安城市	38	43	7 967	271	321	382	270	0	0	520	-	-	-	0	0 578
西尾市	21	21	5 544	121	141	173	782	0	0	300	-	-	-	0	0 0 294
蒲郡市	28	28	3 252	224	289	370	789	0	0	91	-	-	-	0	0 0 914
犬山市	13	13	6 804	111	135	245	942	0	0	146	-	-	-	0	0 0 246
常滑市	11	11	7 312	80	105	113	088	-	-	-	-	-	-	0	0 0 534
江南市	50	51	20 472	272	338	481	068	0	0	433	-	-	-	1	1 1 927
尾小牧市	21	21	3 713	116	143	158	978	-	-	-	-	-	-	0	0 0 168
犬山市	42	44	21 942	305	406	532	019	0	0	718	-	-	-	2	2 2 249
稻沢市	38	41	20 442	149	183	177	524	-	-	-	-	-	-	0	0 0 354
新城市	10	10	1 931	45	61	76	715	0	0	279	-	-	-	0	0 0 95
東海市	47	47	16 194	317	432	458	417	0	0	245	-	-	-	0	0 0 998
大府市	25	26	5 837	145	205	238	730	0	0	284	-	-	-	1	1 1 1 290
多知市	22	22	14 898	105	142	135	014	-	-	-	-	-	-	0	0 0 312
知立市	11	12	2 387	98	120	171	281	-	-	-	0	0	34	0	0 0 731
張旭市	12	13	4 805	52	61	84	553	0	0	284	-	-	-	0	0 0 661
高浜市	6	6	3 242	44	60	64	725	-	-	-	0	0	87	0	0 75
岩倉市	18	20	19 826	116	159	222	326	-	-	-	-	-	-	1	1 987
豊明市	27	27	13 739	148	180	275	610	-	-	-	-	-	-	0	0 0 592
日進市	9	10	10 294	32	41	81	650	-	-	-	-	-	-	0	0 0 230
田原市	8	8	1 426	29	36	25	219	-	-	-	-	-	-	0	0 0 114
尾張事務所	72	74	1 022	519	622	8 184	-	-	-	0	0	73	1	1 1 970	
海部事務所	91	92	699	635	777	11 195	0	0	737	0	0	127	1	1 5 450	
知多事務所	32	32	235	233	277	3 568	-	-	-	-	-	-	1	1 1 321	
西三河事務所	19	20	16	86	103	1 174	-	-	-	-	-	-	0	0 0 584	
豊田加茂事務所	19	20	110	98	112	1 537	0	0	160	-	-	-	0	0 0 357	
新城設楽事務所	9	9	-	35	41	453	-	-	-	-	-	-	0	0 0 173	
東三河事務所	13	15	79	65	76	2 284	-	-	-	-	-	-	0	0 0 126	

2006.6.4 赤旗

所は、なんとか助けてたい

北九州市は、厚生省

生活保護 承認は13% 面接で根掘り葉掘り聞かれ



孤独死した男性が住んでいた団地

保障するといふと申すが、一日も早く自分の力で生活していくように援助する制度」と憲法二五条、生活保護法の文字も抜け落ちています。

「生保行政によつて、もう一人たりとも『殺されない』」。六月一日、日本共産党は記者会見を開き、北九州市の異常な生保行政の実態を告発。党の対策会議を立ち上げました。

八幡生活と健康を守る会の吉田久子事務局長は話します。「生活が苦しむようになった人にとって生活保護は最後の命綱です。人を見殺しにする血も涙ではないやり方を私たちには、絶対に許しません」

(当時)の指導のもとで
保護率を抑制、現在政令
市で最下位水準です。
一一〇〇五年度では七千
三百八十三件の相談のうち、申請が認められたのは、わずか九百五十一件
の12.88%。相談件数が、

「まだ六十四歳だから
働けるだらう」「DVが
原因でも別れた夫から
仕送りをもらひなさい」「
賃金が十万円あるから
ダメ」

「誰がいつ病気になつてもおかしくない。せめて仲よしの友達をつくっておぐ」ことが唯一の自衛手段ね」といいます。

「悔やまれてなんのない」と話すのは西池会長の井上泰明さん(49)。「人道的な問題でしょう。隣近者は後をたまません。

ほぼ同じ福岡市と比べて
も半分以下の件数です。

北九州市の「差別的」

保険行政の理念が端的に表れているのが、同市発行のしおり。「生活保護は認められたのとは」という説明には、

2006.6.4 赤旗

北九州市 餓死の現場

申請書も渡さず 生活保護 2回求められた行政

亡くなつた男性の住んでいた門司区の四階建て(四級)の交付を受けて市営団地。子どもの姿はない、独居老人が多く生息しています。近所の人たちは、男性は昨年八月にタクシーの仕事をやめ、月三万円の町会費も払えなくなりましたが、「どうして」と協力しているのに、市

去年九月には電気、水道、ガスを止められていました。同月三十日、住宅供給公社の職員が男性を訪問した際、ようやくにして出てきたといいます。役所は別の親族もいるなどと、男性に保護の申請書を渡すことを拒みました。

「二男も生活が苦しく、もう援助できなくなる」と申談前に「相談を」といって長時間の調査をおこなったみたい。出歩いているところをまじんと睨たじふがなう」

役所の担当者は、「この時まで男性宅のライフ

書をもらひます」と帰宅するにになります。

昨年十一月、切羽詰まつた男性の電話が区役所に入ります。

「二男も生活が苦しく、もう援助できなくなる」と申談法」

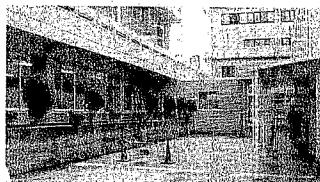
という人が誰でも申請することができる権利を認めています。市社会保障推進協議会の飯田富士雄事務局長は、「この事件は、市が生活保護を必要とする人の申請を拒む」とから起つたらしいと聞いていた」「区の対応は適切」

条に基づいて生活に困っている人は誰でも申請することができる権利を認めています。市社会保障推進協議会の飯田富士雄事務局長は、「この事件は、市が生活保護を必要とする人の申請を拒む」とから起つたらしいと聞いていた」「区の対応は適切」

ています。遺体が発見されたのは四ヶ月後、五月二十三日のことでした。保護課の担当者は、「二男に援助してもらいながら」と結局、申請書を訪れて門司区生活保護課を訪れます。「市の保健師が男の生活保護を求めた際、命にかかることはない」と聞いていた」「区の対応は適切」

男性は「抗議自殺」

秋田生健会 保護行政の改善要求



男性はカラーコーン手前に車を止め自殺。左が本庁舎、右が福祉棟=秋田市役所駐車場

生活保護申請を二度却下された秋田市の男性(37歳)が二十四日に秋田市福事務所前の駐車場で自殺した事件を受けて、秋田生活と健康を守る会と「秋田生存権同生健会」は、①福祉棟の前を選び、練炭と七輪を用意し車に自張りして、②駐車を注意されない日曜日しかないと友人に話して、③同じ友人に「われみたいな間はいつまでも」と

制度や生活保護行政のあり方が問われている」と異例の見解を表明しました。

これらの事件は生活保護行政のあり方を根本から問い合わせています。

代来の国・厚労省による申請拒否と保護打ち切りをするする「適正化」(じめつけ)行政がある方向は、新たな『手引』をつくるなどさらに強化されてくると指摘します。



記者会見して抗議声明を発表する秋田生活と健康を守る会の奈良知会長(右から2人目)は、「秋田市役所へ」とあります。

抗議声明は、同市福祉事務所の対応が男性の命を奪ったとして「犠牲者を生まれない福祉行政への改善」を求めています。

支えた会は声明で、「老齢加算廃止など福祉切り捨ての路線の中に今回の事件がある」として市民の立場

に立った保護行政を求めていました。

同市保護一課は、「却下」判断は適正だった」と話す

結果です。

國民の生存権を保障した憲法

二五条にもとづき、國が果たすべき社会保障の中心は生活保護

です。政府はその責任を投げ捨てようとしています。これで

は、北九州や京都、秋田のよう

な事件が頻発しがねません。

全生連の市事務局長は、「悲劇

を一度と生まないために、政

府が本来の生活保護予算削減のため

戻り、生活保護予算削減のため

の新たな『手引』にもとづく

『適正化』政策を中止すべき

です」と述べています。(矢藤泰)

殺人だけではない。日本の介護

背景に国のしめつけ

も起りました。北九州市では、一度にわたる生活保護の求めを拒否された男性が餓死しました。今回秋田市での事件も、生活保護の申請を「能力を活用していない」と却下されたうえでのことでした。

生活保護行政が人の命を奪う。あつてはならないことであります。二十一日、京都地裁の裁判官は、認知症の母親と心中をほかり承諾殺人に問われた男性の判決で「裁かれているのは承諾殺人だけではない。日本の介護

制度や生活保護行政のあり方が問われている」と異例の見解を表明しました。

これらの事件は生活保護行政のあり方を根本から問い合わせています。

代来の国・厚労省による申請拒否と保護打ち切りをするする「適正化」(じめつけ)行政がある方向は、新たな『手引』をつくるなどさらに強化されてくると指摘します。

この三月三十日付で厚生労働省が出した新たな『手引』は、調査と指導・指示による生活保護からの排除をいつそう強める内容です。しかも同省は五月、戦後初めて「全国福祉事務所長会議」を開き、社会・援護

制度や生活保護行政のあり方が問われている」と異例の見解を表明しました。

これらの事件は生活保護行政のあり方を根本から問い合わせています。

代来の国・厚労省による申請拒否と保護打ち切りをするする「適正化」(じめつけ)行政がある方向は、新たな『手引』をつくるなどさらに強化されてくると指摘します。

この三月三十日付で厚生労働省が出した新たな『手引』は、調査と指導・指示による生活保護からの排除をいつそう強める内容です。しかも同省は五月、戦後初めて「全国福祉事務所長会議」を開き、社会・援護

制度や生活保護行政のあり方が問われている」と異例の見解を表明しました。

これらの事件は生活保護行政のあり方を根本から問い合わせています。

生活保護の拒否66%は「違法」 日弁連調査

2006年09月01日05時59分(asahi.com)

失業や病気で生活できなくなった人を支える生活保護制度について、日本弁護士連合会（日弁連）が電話相談を実施したところ、自治体窓口で保護の申し出を拒否されたうち、66%が自治体の対応に生活保護法違反の可能性があることがわかった。保護申請書を渡さないケースがほとんどで、病気で生命の危険があったのに働くよう求めたり、生活が苦しい親族に援助してもらうよう説得したりしたケースもあった。日弁連では、保護費を抑えようとして申請をさせない「水際作戦」が広がっているとみている。

電話相談は今年6～8月、全国42都道府県で初めて実施し、計634件の相談が寄せられた。

このうち保護を断られた180件について検証したところ、118件は自治体が違法な対応をしている可能性があった。

生活保護法では、自治体は申請を必ず受理し、保護に該当するかどうかを審査しなければならず、申請自体を拒むことは違法とされる。拒否の理由で最も多かったのは、親族から援助してもらうよう要求したケースで49件。このほか「『若いから働ける』と拒否」が41件、「持ち家の処分を求めた」16件、「借金を理由に拒否」11件。弁護士が「生命の危険がある」と判断したケースも7件あった。

ほかにも、「病気なのに治療するお金がない」16件、「食事を満足にとれない」9件、「水道やガスを止められた・家賃を滞納中」12件など、切迫したケースがあり、弁護士が介入した。

相談を分析した小久保哲郎弁護士は「最低限の生活を保障するはずの生活保護制度が現場でゆがめられている実態が明らかになった。生活保護を受けさせまいとする水際作戦は、人権侵害につながっている恐れが大きい」としている。日弁連は、制度の適正な運用を国などに求める方針だ。



報告集会で逆転勝利判決の報告をする
竹下弁護士(正面右)=27日、広島市

生活保護

広島高裁 受給権を侵害、逆転勝訴 辞退強要は違法

東広島市生活と健康を守る会の石崎友子さん(図)が生活保護の辞退届の提出を強要されたとして、東広島市と同福祉事務所長に二〇〇一年一月三分の保護廃止決定処分を取り消しと損害賠償を請求した訴訟の控訴審の判決が二十七日、広島高裁でありました。廣田聰裁判長は、請求を棄却した一審判決を取り消し、請求をほぼ認める逆転判決を出しました。

廣田裁判長は、①石崎さんの自立のめどが立つといえないにもかかわらず辞退届を書かせた担当者が不適切な対応は生活保護法の基本にかかわる誤謬で違法なため廃止処分を取り消す②保護受給権が違法に侵害された精神的損害賠償として三十万円を支払うことなどを命じました。

判決後の報告集会で支援者ら約五十人から大きな拍手が送られ、代理人の竹下義樹弁護士が「行政が生活保護を抑制する方法として第一段階の窓口で申請を追い帰すことと、第二段階の辞退届を提出させることがある。

東広島市は「主張が認められず残念で、今後の対応は判決内容を見て検討する」としています。

判決は、第二段階を突破する画期的な判決だと報告。石崎さんは「やっとこれまで人として生きてよいと認められた思いです」と感謝を述べました。

「障害者自立支援法」のポイント

(厚生労働省のホームページより)

障害者施策を3障害一元化

現状

- ・3障害(身体、知的、精神)はばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村二分化

法律による改革

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に

- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態が乖離

- 33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。

- あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設

- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

現状

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設

- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

現状

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入

- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

現状

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確定な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)

- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

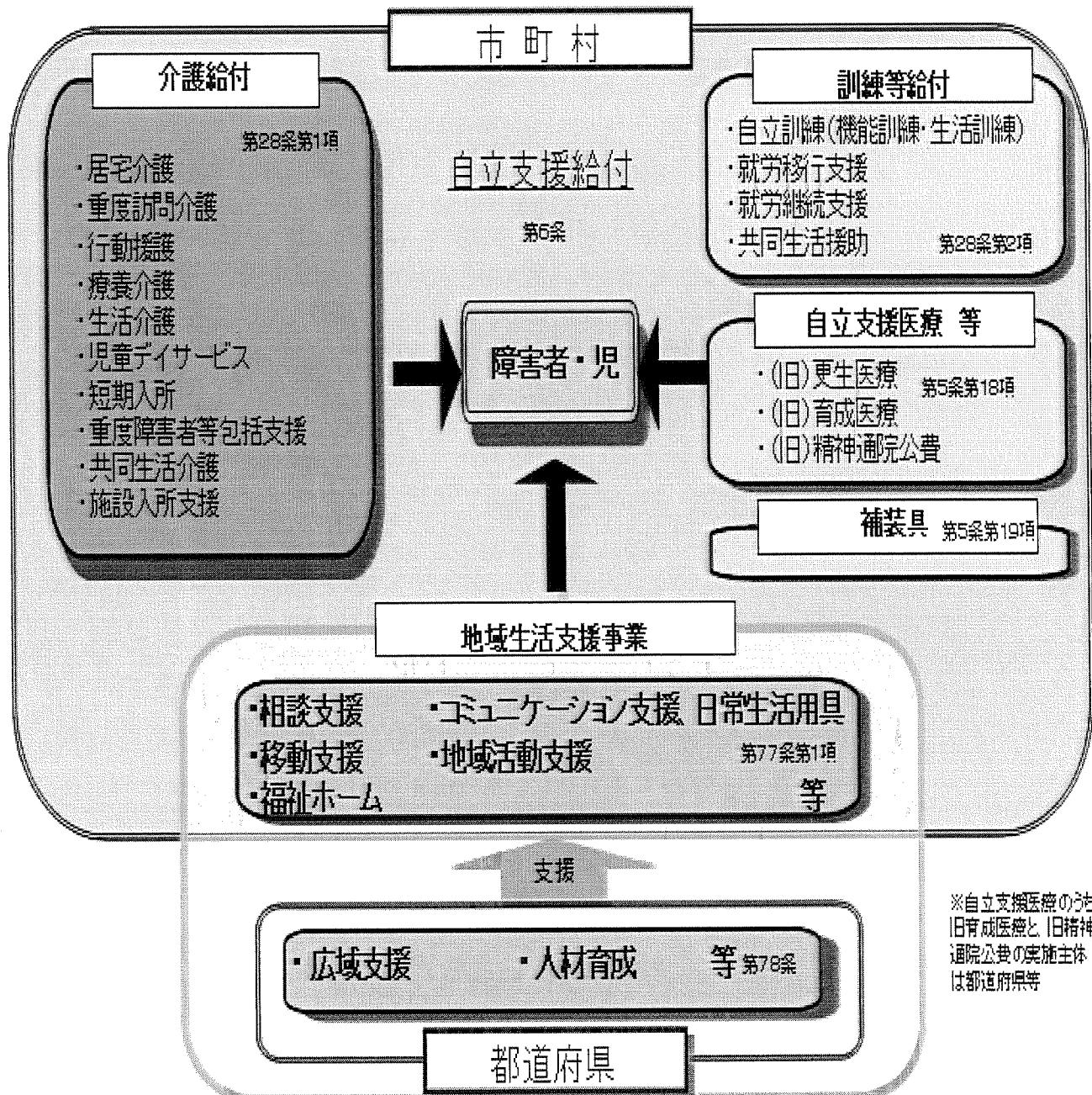
障害者が地域で暮らせる社会に

自立と共生の社会を実現

新たな障害福祉サービスの体系

総合的な自立支援システムの構築

(厚生労働省のホームページより)



福祉サービスに係る自立支援給付の体系

(厚生労働省のホームページより)

〈現行サービス〉

ホームヘルプ(身・知・児・精)
デイサービス(身・知・児・精)
ショートステイ(身・知・児・精)
グループホーム(知・精)

重症心身障害児施設(児)
療護施設(身)
更生施設(身・知)
授産施設(身・知・精)
福祉工場(身・知・精)
通勤寮(知)
福祉ホーム(身・知・精)
生活訓練施設(精)

居宅サービス

施設サービス

〈新サービス〉

ホームヘルプ (居宅介護)
重度訪問介護
行動援護
療養介護
生活介護
児童デイサービス
ショートステイ (短期入所)
重度障害者等包括支援
ケアホーム (共同生活介護)
障害者支援施設での夜間ケア (施設入所支援)
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
グループホーム (共同生活援助)

第28条第1項

第5条第2項

第5条第3項

第5条第4項

第5条第5項

第5条第6項

第5条第7項

第5条第8項

第5条第9項

第5条第10項

第5条第11項

第5条第13項

第5条第14項

第5条第15項

第5条第16項

介護給付

訓練等給付

*この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化

第28条第2項

地域生活支援事業

(厚生労働省のホームページより)

地域生活支援事業の内容

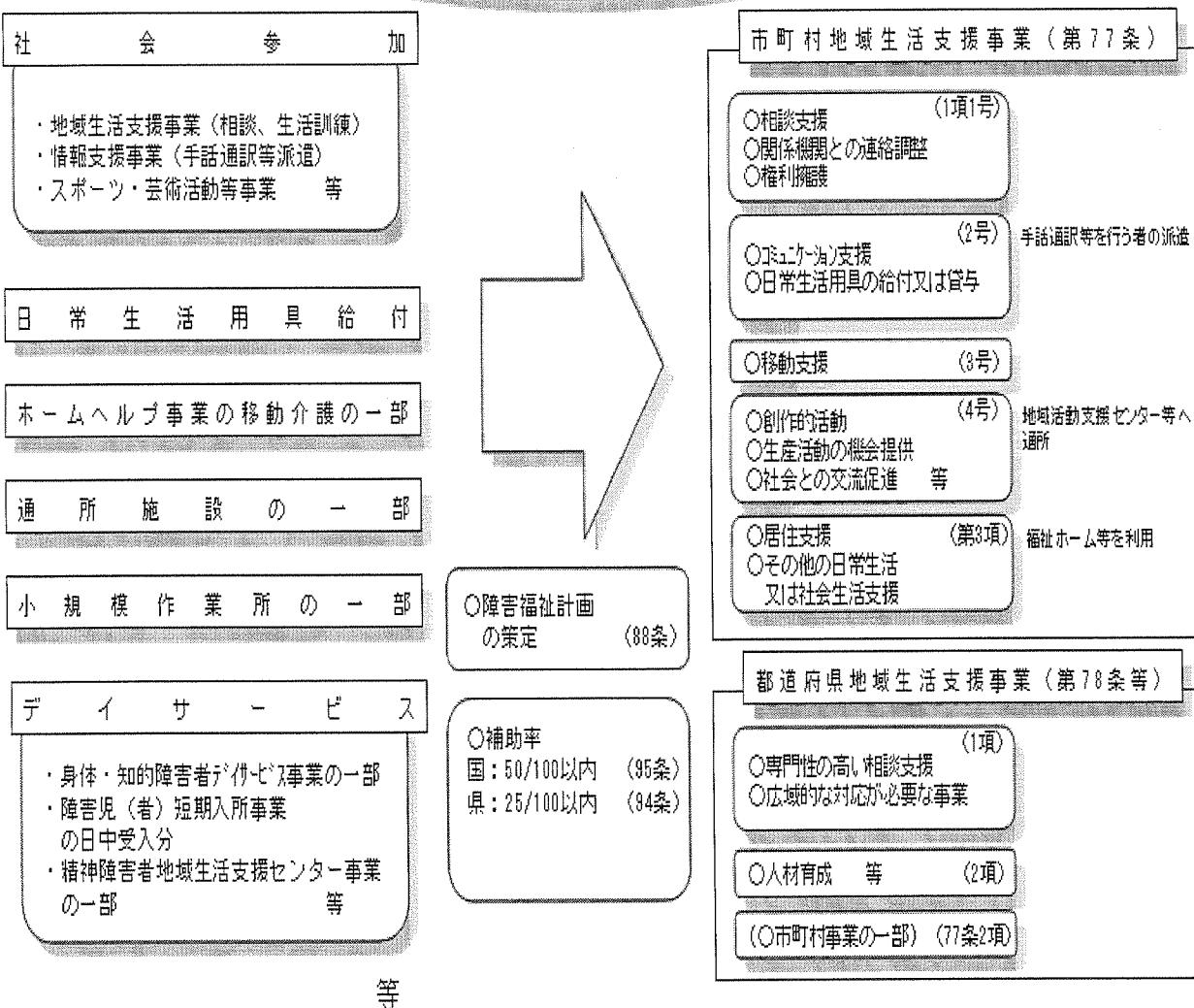
市町村の地域生活支援事業

- ・ 市町村が取り組むべき事業として以下の事業を法定化 第77条第1項
 - ・ 相談支援
 - ・ コミュニケーション支援（手話通訳等）、日常生活用具の給付等
 - ・ 移動支援
 - ・ 地域活動支援
- ・ このほか、福祉ホーム等の地域の実情に合った事業を実施
- ・ 都道府県は、地域の実情を勘案して、市町村に代わって上記の地域生活支援事業を行うことができる。 第77条第2項

都道府県の地域生活支援事業 第78条

- ・ 都道府県は、特に専門性の高い相談支援事業等の広域的な事業を行うほか、サービスの質の向上のための養成研修等を行うことができる。

地域の実情に応じて、
柔軟に実施されることが好ましい各般の事業について、
地域生活支援事業として法定化



市町村地域生活支援事業実施状況調査結果

番号	市町村名	相談支援事業						コミュニケーション支援					
		一般相談		地域自立支援協議会		成年後見制度利用支援		手話通訳者派遣		要約筆記者派遣			
		1.0月以降の実施の有無	実施方法	1.0月以降の実施の有無	実施方法	1.0月以降の実施の有無	実施方法	1.0月以降の実施の有無	実施方法	1.0月以降の実施の有無	実施方法		
1	名古屋市												
2	碧南市	○	委託	○	単独設置	○	独自	○		○		○	
3	岡崎市	○	委託	○	実施時期未定	○	独自	○		○		○	社協に委託
4	一宮市	○	委託	×		○	独自	○		○		○	要員連に委託
5	瀬戸市	○	委託	×		×		○		○		○	その他(自動車)
6	半田市	○	独自	○	単独設置	×		○		○		○	その他(自動車)
7	春日井市	○	委託	○	単独設置	○	独自	○		○		○	その他(扶助)
8	豊川市	○	その他(扶助)	○	単独設置	○	独自	×		○		○	その他(扶助)
9	津島市	○						×		○		○	要員連に委託
10	碧南市	○	委託	×		○	独自	○		○		○	要員連に委託
11	刈谷市	○	独自	○		○	独自	○		○		○	その他(扶助)
12	豊田市	○	委託	○	単独設置	○	独自	○		○		○	その他(扶助)
13	安城市	○	委託	○	単独設置	○	独自	○		○		○	その他(扶助)
14	西尾市	○	委託	○	単独設置	○	独自	○		○		○	要員連に委託
15	蒲郡市	○	委託	○	単独設置	×		○		○		○	その他
16	犬山市	○	独自	×		×		○		○		○	その他
17	常滑市	○	委託	○	単独設置	○	委託	×		○		○	その他(扶助)
18	江南市	○	換算中	○	その他(扶助)	○	独自	○		○		○	その他(扶助)
19	小牧市	○	委託	○	単独設置	○	独自	○		○		○	その他(扶助)
20	福井市	○	委託	○	単独設置	○	独自	×		○		○	要員連に委託
21	新城市	○	委託	○	×			×		○		○	その他(扶助)
22	東海市	○						○		○		○	その他(扶助)
23	大府市	○	委託、独自	○	単独設置	×		×		○		○	その他(扶助)
24	知多市	○						○		○		○	その他(扶助)
25	知立市	○	委託	×		○	独自	○		○		○	その他(扶助)
26	尾張旭市	○	独自	×		×		○		○		○	要員連に委託
27	高浜市	○	独自	○	単独設置	○	独自	○		○		○	要員連に委託
28	岩倉市	○	その他(扶助)	○	その他(扶助)	○	その他	○		○		○	要員連に委託
29	豊明市	○	委託、独自	×		○	×	○		○		○	その他(扶助)
30	日進市	○	委託	×		○	×	○		○		○	その他(扶助)
31	田原市	○	委託	○	単独設置	×		○		○		○	その他(扶助)
32	愛西市	○	委託	○	単独設置	×		○		○		○	要員連に委託
33	清須市	○	委託	○	単独設置	○	その他(未定)	○		○		○	要員連に委託
34	北名古屋市	○	委託	○	単独設置	○	○	○		○		○	要員連に委託
35	弥富市	○	委託	○	囲碁で設置	×		○		○		○	要員連に委託
36	東郷町	○	委託、独自	○	単独設置	×		○		○		○	要員連に委託
37	長久手町	○	委託、独自	○	未定	○	独自	○		○		○	要員連に委託
38	豊山町	○	委託	○	単独設置	○	×	○		○		○	その他(扶助)
39	春日町	○	委託	○	単独設置	○	○	○		○		○	その他(扶助)
40	大口町	○	委託、直営	○	単独設置	○	×	○		○		○	要員連に委託
41	扶桑町	○	独自	×		○	×	○		○		○	要員連に委託
42	七宝町	○	委託、独自	○	囲碁で設置	○	×	○		○		○	要員連に委託
43	美和町	○	委託	○	囲碁で設置	○	×	○		○		○	要員連に委託
44	篠目寺町	○	委託	○	囲碁で設置	○	○	○		○		○	要員連に委託
45	大治町	○	委託、独自	○	囲碁で設置	○	○	○		○		○	要員連に委託
46	蟹江町	○	委託	×		○	○	○		○		○	要員連に委託
47	飛島村	○	委託	×		○	○	○		○		○	要員連に委託
48	阿久比町	○	委託	○	2市2町で実施	○	○	○		○		○	要員連に委託
49	東浦町	○	委託	○	2市2町で実施	○	○	○		○		○	その他(いるが)
50	南知多町	○	委託	○	2市2町で実施	○	○	○		○		○	○
51	美浜町	○	委託	○	単独設置	○	○	○		○		○	○
52	武豊町	○	委託	○	囲碁で設置	○	○	○		○		○	その他(扶助)
53	一色町	○	委託	○	単独設置	○	○	○		○		○	要員連に委託
54	吉良町	○	委託	○	単独設置	○	○	○		○		○	要員連に委託
55	幡豆町	○	委託	○	単独設置	○	○	○		○		○	要員連に委託
56	幸田町	○	委託	○	単独設置	○	○	○		○		○	要員連に委託
57	三好町	○	委託	○	単独設置	○	○	○		○		○	要員連に委託
58	設楽町	○	委託	○	単独設置	○	○	○		○		○	要員連に委託
59	東栄町	○	独自	×		○	○	○		○		○	○
60	豊根村	○	委託	○	単独設置	○	○	○		○		○	要員連に委託
61	言羽町	○	委託	○	その他(扶助)	○	○	○		○		○	○
62	小坂井町	○	委託	○	単独設置	○	○	○		○		○	要員連に委託
63	御津町	○	その他(扶助)	○	単独設置	○	○	○		○		○	○

番号	市町村名	日常生活用具		移動支援事業						地域活動支援センター				
				個別支援		グループ型支援		車両移送型		基礎的	I型	II型	III型	
		1.0月以降の実施の有無	利用者負担の考え方	1.0月以降の実施の有無	利用者負担の考え方	1.0月以降の実施の有無	利用者負担の考え方	1.0月以降の実施の有無	利用者負担の考え方	1.0月以降の実施の有無	1.0月以降の実施の有無	1.0月以降の実施の有無	1.0月以降の実施の有無	1.0月以降の実施の有無
1	名古屋市													
2	豊橋市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	×	0	×	0	×	×	○	○	○
3	岡崎市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	×	0	○	徴収しない	○	○	×	○	×
4	一宮市	○	○	○	徴収する(1割)	○	0	×	0	○	×	○	×	○
5	瀬戸市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	×	0	×	0	×	○	○	○	○
6	半田市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	0	×	0	×	○	○	○	○
7	春日井市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	検討中	0	検討中	0	○	検討中	検討中	検討中	
8	豊川市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	×	0	×	0	○	○	○	○	×
9	津島市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	0	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
10	碧南市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	検討中	0	検討中	0	○	○	○	○	○
11	刈谷市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	未定	0	未定	0	○	○	○	○	×
12	豊田市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
13	安城市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	×	0	×	0	○	○	○	○	×
14	西尾市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
15	稲城市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	×	0	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
16	大山市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	×	0	徴収する(1割)	0	○	未定	○	○	○
17	常滑市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	0	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
18	江南市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	×
19	小牧市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	×	0	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	×
20	福井市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	0	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
21	新城市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	0	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
22	東海市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	0	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
23	大府市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
24	知多市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
25	知立市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	×	0	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
26	尾張旭市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	○	○	○	○	○	○
27	高浜市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	○	○	○	○	○	○
28	岩倉市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
29	豊明市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
30	日進市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	×	0	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
31	田原市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	×	0	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
32	愛西市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	0	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
33	清須市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
34	北名古屋市	○	○	○	徴収する(1割)	○	0	徴収する(1割)	○	○	○	○	○	○
35	弥富市	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
36	東郷町	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
37	長久手町	○	○	○	未定	○	未定	○	未定	○	未定	○	○	○
38	豊山町	○	○	○	徴収する(1割)	○	0	徴収中	0	○	○	○	○	○
39	春日町	○	○	○	徴収する	×	0	○	○	○	○	○	○	○
40	大口町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
41	扶桑町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
42	七宝町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	未定	○	○	○
43	美和町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	未定	○	○	未定
44	甚目寺町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	未定	○	○	未定
45	大治町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
46	蟹江町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
47	飛島村	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
48	阿久比町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
49	東浦町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
50	南知多町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	未定	○	○	○
51	美浜町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	未定	○	○	○
52	武豊町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
53	一色町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
54	吉良町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
55	幡豆町	○	○	○	○	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
56	幸田町	○	○	○	徴収しない	×	0	○	○	○	○	○	○	○
57	三好町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
58	殿夢町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
59	東栄町	○	○	○	徴収する	○	○	徴収する	0	○	○	○	○	○
60	要根村	○	○	○	徴収しない	×	0	○	○	○	○	○	○	○
61	普羽町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
62	小坂井町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○
63	御津町	○	○	○	徴収する(1割)	○	○	徴収する(1割)	0	○	○	○	○	○

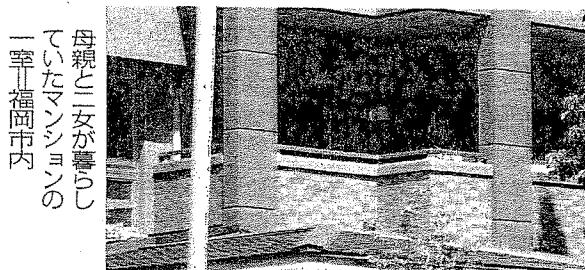
番号	市町村名	訪問入浴サービス	日中一時支援		生活サポート		社会参加促進					
							各施設・事業所別実施状況		井筒・文化振興団体等	点本・町の活動実施状況	郡社員養成研修	自然環境活性化取組状況
			10月以降の実施の有無	利用者負担の考え方	10月以降の実施の有無	利用者負担の考え方	10月以降の実施の有無	利用者負担の考え方	10月以降の実施の有無	10月以降の実施の有無	10月以降の実施の有無	10月以降の実施の有無
1	名古屋市											
2	豊橋市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	×	○	○	×	○	×	○
3	岡崎市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	×	○	○	○
4	一宮市	○	微収する(その他の)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	×	○	○
5	瀬戸市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	×	○	○	×	○	○	○
6	半田市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	×	○
7	春日井市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
8	豊川市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	×	○	○	○	○	○	×
9	津島市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	×	○	○	○	○	○	○
10	碧南市	○	微収する(0.5割)	○	微収する(1割)	○	○	○	×	○	○	○
11	X刈谷市	○	微収しない	○	微収する(1割)	○	○	○	○	×	○	○
12	豊田市	○	微収しない	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
13	安城市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
14	西尾市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
15	蒲郡市	○	微収する	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
16	大治市	○	微収する(その他の)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
17	常滑市	○	微収しない	○	微収する	×	○	○	○	○	○	○
18	江南市	○	微収しない	○	微収する(1割)	×	○	○	○	○	○	○
19	小牧市	○	微収しない	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
20	稲沢市	○	微収しない	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
21	新城市	○	微収しない	○	微収する(1割)	×	○	○	○	○	○	○
22	東海市	○	微収しない	○	微収する(1割)	×	○	○	○	○	○	○
23	大府市	○	微収する(1割)	未定	○	×	○	○	○	○	○	○
24	知多市	○	微収しない	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
25	知立市	○	微収しない	○	微収する(1割)	×	○	○	○	○	○	○
26	尾張旭市	○	微収しない	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
27	高浜市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
28	岩倉市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
29	豊明市	○	微収しない	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
30	日進市	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	田原市	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	愛西市	×	○	○	微収する(1割)	×	○	○	○	○	○	○
33	清須市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
34	北名古屋市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
35	弥富市	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	×	○	○	○	○	○	○
36	東郷町	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
37	長久手町	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	豊山町	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	春日町	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
40	大口町	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
41	扶桑町	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
42	七宝町	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
43	美和町	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
44	甚目寺町	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
45	大治町	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
46	蟹江町	×	○	○	微収する(1割)	×	○	○	○	○	○	○
47	飛島村	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	阿久比町	○	微収しない	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
49	東浦町	○	微収しない	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
50	南知多町	○	微収する(その他の)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	美浜町	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	武豊町	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53	一色町	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
54	吉良町	○	微収する(1割)	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
55	幡豆町	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
56	幸田町	○	微収しない	○	微収しない	○	○	○	○	○	○	○
57	三好町	×	○	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
58	設楽町	○	微収しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○
59	東栄町	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
60	豊根村	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
61	音羽町	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
62	小坂井町	×	○	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○
63	御津町	×	○	○	微収する(1割)	○	○	○	○	○	○	○

番号	市町村名			経過的ディサービス		該当料金が財務省基準値を超過するシグナル		上限額設定			
		自動車改進助成	その後社会参加促進	10月以降の実施の有無	10月以降の実施の有無	10月以降の実施の有無	利用者負担の考え方	10月以降の実施の有無	利用者負担の考え方	上限額の設定	自立支援給付費の負担額と合算して上限額を設定する
1	名古屋市										
2	豊橋市	○	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	×	
3	岡崎市	○	○	○	○	徴収する(1割)	×	0	0	0	
4	一宮市	○	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	0	
5	瀬戸市	○	×	×	0	0	×	0	設定しない	0	
6	半田市	○	×	×	0	0	×	0	設定する	×	
7	春日井市	○	○	○	0	0	×	0	設定する	×	
8	豊川市	○	0	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	×	
9	津島市	○	×	×	0	0	×	0	設定しない	0	
10	碧南市	○	×	×	0	0	×	0	設定する	○	
11	刈谷市	○	×	×	0	0	×	0	設定する	○	
12	稲葉市	○	○	○	0	0	×	0	設定する	×	
13	安城市	○	×	×	0	0	×	0	設定する	×	
14	西尾市	○	×	×	0	0	×	0	設定する	○	
15	蒲郡市	○	×	×	0	0	×	0	設定する	×	
16	大山市	○	×	×	0	0	×	0	設定しない	×	
17	常滑市	○	○	○	○	徴収する(1割)	○	徴収しない	設定しない	0	
18	江南市	○	×	×	0	0	×	0	設定しない	×	
19	小牧市	○	×	×	0	0	×	0	設定する	○	
20	稻沢市	○	0	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	○	
21	新城市	○	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	×	
22	東海市	○	×	×	0	0	×	0	設定する	×	
23	大府市	○	×	×	0	0	×	0	設定する	未定	
24	知多市	○	×	×	0	0	×	0	設定する	×	
25	知立市	○	×	×	0	0	×	0	設定しない	0	
26	尾張旭市	○	○	○	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	設定する	×	
27	高浜市	○	×	○	0	0	×	0	設定する	×	
28	碧南市	○	×	○	○	徴収する(1割)	未定	0	設定する	○	
29	豊明市	○	×	×	0	0	×	0	設定する	○	
30	日進市	○	○	○	0	0	×	0	設定する	○	
31	田原市	○	○	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	×	
32	愛西市	○	○	○	0	0	×	0	設定しない	0	
33	清須市	○	×	○	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	設定する	未定	
34	北名古屋市	○	×	○	○	徴収する(1割)	○	0	設定する	0	
35	弥富市	○	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	×	
36	東郷町	×	×	○	○	徴収する(1割)	○	徴収しない	設定する	×	
37	長久手町	×	×	○	○	徴収する(1割)	○	未定	0	0	
38	豊山町	○	×	○	○	徴収する(1割)	○	0	設定する	0	
39	春日町	×	×	○	0	○	○	徴収しない	設定する	○	
40	大口町	×	×	○	○	徴収する(1割)	○	徴収する(1割)	設定する	0	
41	扶桑町	○	×	×	0	0	×	0	設定しない	0	
42	七宝町	○	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定しない	0	
43	美和町	○	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定しない	0	
44	甚目寺町	○	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定しない	0	
45	大治町	○	○	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定しない	0	
46	蟹江町	×	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	○	
47	飛島村	×	×	○	0	0	×	0	設定する	○	
48	阿久比町	○	×	○	0	0	×	0	設定する	未定	
49	東浦町	○	×	○	0	0	×	0	設定する	×	
50	南知多町	×	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	未定	0	
51	美浜町	×	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	未定	0	
52	武豊町	×	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	現在検討中	
53	一色町	×	×	○	0	0	×	0	設定する	×	
54	吉良町	○	×	○	0	0	×	0	設定する	○	
55	幡豆町	○	×	○	0	0	×	0	設定する	0	
56	幸田町	○	×	○	○	徴収しない	×	0	設定する	○	
57	三好町	○	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	×	
58	豊塚町	×	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	×	
59	東栄町	×	×	○	○	徴収する	×	0	設定する	×	
60	豊根村	×	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	未定	0	
61	音羽町	×	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	×	
62	小坂井町	○	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	○	
63	御津町	×	×	○	○	徴収する(1割)	×	0	設定する	×	

今年3月、福岡市で母親の被告(53)=無職=が一家無理心中を図り、障害のある二女(当時27歳)を殺害した事件は、福岡地裁で7月にも判決が言いわたされます。検察側は被告に懲役7年を求刑。許されない事件の背景を追うと、障害者の福祉サービスに新たな利用者負担を導入した障害者自立支援法に振り回された家族の姿が浮かび上がります。

(藤川良太)

福岡・母娘無理心中



母親と二女が暮らしていたマンションの
一室(福岡市内)

自立支援法の 利用料重荷に

0606.8赤旗

事件があったのは、三月十一日の早朝でした。起诉状や検察側の陳述などによれば、福岡市中央区のマンションに住む母親が障害のある二女の首を電気刃で絞めて殺害。血の切れ

手首を切り腹を刺し、自殺をほからましたが死にきれませんでした。

二女は、1100一年に脳出血を起こし、不自由な体にならました。母親の懸命な介護やデイサービス、身体障害者通所作業所に通うことなどで徐々に回復していくました。

しかし、そんな母娘に大きな問題が起きました。障害者がサービスを受けないと原則、一割を自立支援法の障害者自立支援法です。四用からの実施を前に、母親が経済的にも精神的にも通り詰められていく様子が公判のなかで明らかになりました。

「(障害者自立支援法の利用料負担)で金銭的不安がぬぐれなかった。今年に入

つて体もきついなりた」
(初公判での母親の供述)。
母親は毎日、自立支援法で金銭的に窮屈になると予測して、入浴介助を要するなどをしていました。障害者は同じような気持ちはあります。ただ、多くの障害者やその家族は同じような気持ちはあります。

応益負担を見直して

います。新たに導入された応益負担は、障害福祉サービスに割の利用料負担を求め、障害があのことを「個人の責任」にしました。障害が重いほど必要な運わせるお母さんから、障害者自立支援法で「老後も子どもにかかる費用のために働くなどといけない」というメールが寄せられました。親の老齢年金が下がるなか、多くの障害者やその

負担軽減措置を設けています。しかし、実際にどれだけの軽減になるのか、正確な数字が出たのは、事件後二週間以上たった三月末でした。母親は裁判で、月七千五百円になると聞かなかった。だから負担は多くて当たり前だと話すのです。

障害者福祉施設関係者も、「事件の時点では、母親が月三万円かかるかがわからず、思つたのもやむを得ない」と指摘します。収入などをみれば軽減措置があるとしても一万円以上の負担は確定と話します。同施設関係者は腰をかみながらいろいろ話します。「そもそも、ただでもお母さん障害者はパンティキャップを背負う」と思つていたと証言しました。

一方検察側は、自立支援法には軽減措置があり、「負担額は毎月七千五百円を超えない見込みと(二女が利用していた)デイサービスの責任者が(母親に)説明していました」と主張しました。

自立支援法には、所得に応じた負担上限額が設定されています。福岡市は独自の上限額を半額にするた

金銭不安でサービス中止

事件 リポート

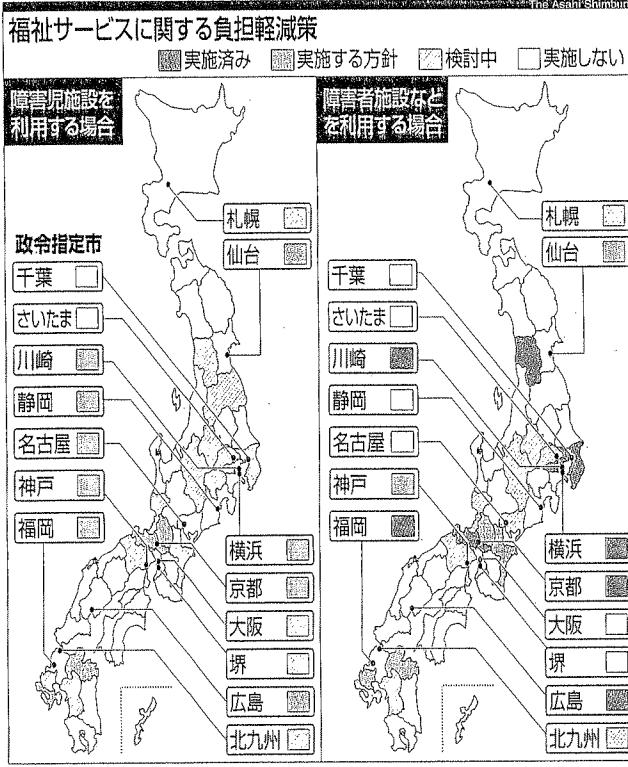
母親と二女が暮らしていたマンションの
一室(福岡市内)

負担増「3万円」計算メモ

しづありませじでした。母娘の収入は、二女の障害年金ひじくなつた父親の遺族年金だけでした。検察側は、自立支援法で新たに発生する自己負担額について、母親が計算したと見られるメモを証拠として提出。母親と長男は、「(自立支援法で負担)三万円かかる」と思つていたと証言しました。

一方検察側は、自立支援法には軽減措置があり、「負担額は毎月七千五百円を超えない見込みと(二女が利用していた)デイサービスの責任者が(母親に)説明していました」と主張しました。

検察側は論議で、この述べました。「障害者自立支援法の施行という障害者福祉行政の節目を迎えるにあたって障害者を抱える家庭の間に同法の運用に対する漠然たる不安が広がっています。



福祉サービス利用料

障害者自立支援法で障害者に義務づけられた福祉サービス費用の原則
1割負担をめぐり、全都道府県と政令指定市など主要市特別区のうち、約4割が独自の軽減策を実施したり、導入を決めたりしていることが、朝日新聞社の全国調査でわかった。同法が一部施行された4月以来、従来に比べて急激な負担増となつたを緩和する措置。10月から始まる障害児施設の利用料負担でも、同様の軽減策に踏み切る自治体が相次いでおり、住む場所によって障害者の負担が異なる「地域格差」が広がっている実態が浮かび上がった。

II 26面に関係記事

全国調査では、47都道府県のほか、15の指定市とほかの県庁所在都市、中核市、特別区の計90自治体を対象に、同法施行に伴う障害者への取り組み

1割負担をめぐっては、同法で障害者の所得によって負担の上限額(1万5千~3万720円)が設けられ、生活保護世帯は対象外。食費や光熱水費も一定の実費負担がある。

みなどについて聞いた。
都道府県と指定市の計62自治体のうち、軽減策を実施、または実施の方針を決めたのは15自治体で、10自治体が現在検討している。京都府は「負担

増で必要なサービスを受けられなくなる」として、3年間の期限付きで国より低い上限額を設け、超過分を市町村と折半で助成。横浜市は非課税世帯で本人負担を軽減する。
一方、37自治体は「実を対象に負担の増額分を

体が軽減策を実施、または実施の方針を決めており、実施しない27自治体は8自治体だった。都道府県と指定市を含める57自治体が実施または実施方針で、全体の約4割にのぼる。

児童福祉法の改正に伴い、10月から施設利用料の1割負担がスタートする障害児については、都道府県と指定市のうち、13自治体が軽減策を実施する予定だ。長崎県や川崎市などは、現在の個人

負担額を超えた分を全額補助。京都市は「子育て支援策」として、通所の場合は保育料とほぼ同額となるよう調整する。補助の理由は「子どもに早期療育の機会を保障する」(名古屋市)などが多い。

32自治体は財政難などを理由に実施する予定がないとしているが、17自治体はなお「検討中」だ。

サービス不平等を望ましくはない

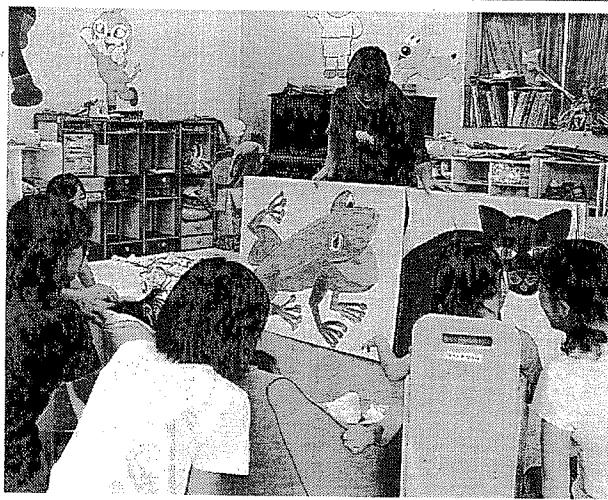
サービスは望ましいとはいえるべきだ。しかし、財政力の豊かな自治体だけが軽減策を取れる現状は望ましいとはいえない。国は、障害者の所得や生活実態に応じたきめ細かな対策を早急に講じるべきだ。

障害者負担に地域格差 4割で軽減策

障害者自立支援法で、地域での自立や、身体、知的、精神の障害別で提供されてきた福祉サービスの一元化が目的。利用者が選べる

「障害者施策は全国一律であるべきで、軽減策についても国の責任」(茨城県)、「低所得層に配慮した軽減策が法律で用意されている」(静岡市)などの意見が多かった。指定市を除く県庁所在都市と中核市、特別区の計75自治体では、42自治

理念は評価でき、一定の自己負担もやむを得ないが、前提となる就労支援から地域に「」といいう法の事例が出てることを示している。「施設や病院の話」自治体による負担軽減は、法施行で必要なサービスを受けられないことの話



障害のある子らが生活訓練をうける施設
＝愛知県東海市の「あすなろ学園」で

受けた福祉サービスに応じて利用料負担を求める「障害者自立支援法」が10月から本格施行されるのを前に、障害児の家庭や施設に不安が広がっている。先に負担増が始まった成人施設では、退所などの影響が広がる。独自の救済策をとることで生まれる地域間格差に、自治体側も苦慮している。

独自策に自治体苦悩

障害者自立支援法

異なる負担不公平感も

退所・利用手控え現実に

同じ施設に通つている同じ所得層の家庭が、同じ内容の訓練を受けてなぜ違う料金を払わないといけないの」

愛知県東海市にある市立肢体不自由児通園施設「あすなる学園」に週4回、発育に遅れのある長男(2)を連れて通う女性(32)は憤る。10月から負担は月約1万円増える見込みだ。

女性が住むのは、同市に近い阿久比町。周辺市

個人負担増で懸念されるのは、利用手控えだ。東海地方のある障害児施設の担当者は、「週5日来ていたが、3日に減らしたい」などと相談を受けている。「生活訓練を受けられる機会は数多い方がいいのですが……」。1食650円かかる食費の半分ほどを施設がかぶるなり、家庭の負担増を緩和させたいところ。

た成人対象施設では、専門的訓練が現実となつてゐる。名古屋市内の女性(66名)は今月半ば、39歳の娘を障害者施設から退所させ引き取つた。歩けず、知的障害も重い。生活のすべてに介助が必要で、友人には「親子心中する気か」ととめられたがやむを得なかつた。

3月までの負担は食費を含めて月2万6千円余。それが7万2千円弱

に上がった。散髪代なども含め計8万円余が徴収されるようになり、障害年金の受給額を超えた。女性も暮らしに余裕がない。夫は他界。保証になっていた親族の事業失敗で持ち家を失い、国民年金で市営住宅に暮らす。「たまには親子で過ごしたい。でもあの負担額では、施設^{せんじゅく}迎えにいく交通費も捻出できなか
い」と嘆く。

施設側も苦しい。名古屋市内でワイン製造販売などを嘗む授産施設「ピア名古屋」は今春、通所する障害者に支払う「給料」を、最大3万円余引き上げた。個人負担額が給料を上回ったため、「収支がマイナスでは、働く意欲を失う」と判断した。

のほとんどが改正による負担増分をすべて肩代わりし、個人負担を現行並みに抑える軽減策を決め

月に15日通う場合、低所得家庭で現行1100円の負担額が9040円に上がる。所得によっては

は、周辺自治体に住む子弟の分も補助を決めた。
同市立こども発達センター内の施設に通う約71人

同市障害福祉課は「同
じ施設内で格差が出て不
公平感が生まれるのを避
けたかった」といふ。

が立たない。同学園に通う38人の障害児の家庭のうち、女性ら7世帯たちは「値上げ」された利用料を支払うことにな

月2万4千円も負担が出来たので、利通は園園の事例もある。

20人のうち17人は、周辺の三好町、東郷町の住民。だが同市は、だれに対しても、利用料は保育料（3歳児で0・2万円余）並みを上限とし、食費も保育所と同額の1食



高知・高知市
障害者たちの日 大分県庁
大分勝浦大分県知事(左)に訴え
る障害者たちの日 大分県庁

自立支援法による障害者の大負担増が十月から本格実施されるのを前に、独自の支援策をとる自治体が全国に広がり、九月地方議会で予算化が予定されています。障害者も家族、日本共産党的運動が実ったものです。

共産党も提案・要求

障害者自立支援法 本格実施前に

高知・高知市

高知市は五日、障害者自立支援法の利用者負担の激変を緩和するための措置として、市独自の利用者減免制度を今年十月から実施。補正予算案を明らかにしました。

この補正予算案を明らかにしました。市独自の利用者負担の激変を緩和するための措置として、市独自の利用者減免制度を今年十月から実施。補正予算案を明らかにしました。

制度は、一割負担の利用料上限額を今年から三年半の限定で、その三分の二ないし三分の一を減額するもの。この場合では、三万七千円の利用料が八

千一百円に抑えられま

す。予算額は今年分で約千四百万円。

授産施設で働く障害者の利用料の負担増は重大な問題です。一部に通所を持続的動きも出ていました。

市では「関係者のお話聞くなかで実態が分かった。社会参加の機会を奪つてほらな」といとの思いからだ」と話しています。日本共産党市議会は独自減免制度を要求してきました。

市では「関係者のお話聞くなかで実態が分かった。社会参加の機会を奪つてほらな」といとの思いからだ」と話しています。日本共産党市議会は独自減免制度を要求してきました。

岡山市は障害者の「地域活動支援センター」(小規模活動支援セントラル)への補助金を増額し、自己負担無料にするなどを決めました。九月議会で予算化され十月から実施されました。

岡山市は障害者の「地域活動支援センター」(小規模活動支援セントラル)への補助金を増額し、自己負担無料にするなどを決めました。九月議会で予算化され十月から実施されました。

市では「

減免制度を実施へ

岡山・岡山市

岡山市は障害者の「地域活動支援センター」(小規模活動支援セントラル)への補助金を増額し、自己負担無料にするなどを決めました。九月議会で予算化され十月から実施されました。

岡山市は障害者の「地域活動支援センター」(小規模活動支援セントラル)への補助金を増額し、自己負担無料にするなどを決めました。九月議会で予算化され十月から実施されました。

岡山市は障害者の「地域活動支援センター」(小規模活動支援セントラル)への補助金を増額し、自己負担無料にするなどを決めました。九月議会で予算化され十月から実施されました。

岡山市は障害者の「地域活動支援センター」(小規模活動支援セントラル)への補助金を増額し、自己負担無料にするなどを決めました。九月議会で予算化され十月から実施されました。

岡山市は障害者の「地域活動支援センター」(小規模活動支援セントラル)への補助金を増額し、自己負担無料にするなどを決めました。九月議会で予算化され十月から実施されました。

市では「

作業所利用無料に

志

現在ある市内三千五百カ所の小規模作業所で、年間五十五万五千円まで補助金が増額となります。(利用人數昨年実績で換算)これらの施設で「日中一時支援」などの事業でもあります。

障害者の雇用場所づくりを通じて、休日の障害者の雇用場所づくりを通じて、休日の

雇用場所づくりを通じて、休日の

各地で軽減措置

愛知・大府市

愛知県大府市の九月議会は、障害者支援の予算案が提案されました。

障害者の通所施設は、予算案が提出されました。

利用料に助成へ

二千七百四十三円とな

りますが、市の予算でカバーし、利用者の負担は据え置かれます。

いずれも十月からの実施されます。

日本共産党的山口広文市議は、六月議会で市独自の支援策を訴え、市議会も市長への緊要請を行っています。

障害児と施設に支援

二千七百四十三円とな

りますが、市の予算でカバーし、利用者の負担は据え置かれます。

いずれも十月からの実施されます。

日本共産党的山口広文市議は、六月議会で市独自の支援策を訴え、市議会も市長への緊要請を行っています。

精神障害者医療費助成制度一覧

(精神科以外の一般診療科の医療費を助成している市町村)

精神障害者の医療費は、自立支援法58条により、精神疾患にかかる通院医療費の負担が原則1割負担に軽減されているが、その負担や入通院医療費を無料または2分の1に軽減している市町村が63市町村ある。未実施の市町村は、甚目寺町のみ。

このうち、精神障害者を障害者医療費助成制度の対象に加えるなどして、精神疾患に限らず、すべての疾患を助成の対象としている市町村は表の23市町村である。

なお、自立支援医療(精神通院)対象者について、1割負担分を助成している市町村は次の通り。豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稻沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市(2分の1助成・償還払い)、弥富市(1年以上居住が条件・償還払い)、東郷町、長久手町、扶桑町(アルコール依存症及び非精神病性の者除く・償還払い)、七宝町(2分の1助成・償還払い)、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町(償還払い)、幸田町、設楽町(償還払い)、東栄町(償還払い)、豊根村(償還払い)、音羽町(償還払い)、小坂井町(償還払い)、御津町(償還払い)。この他に、医師の診断書により助成を行っている市町村もある。

(2006年9月1日現在・愛知県保険医協会作成)

市町村名	助成対象区分		受給資格					
	通院	入院	精神障害者保健 福祉手帳所持者			自立支援医療(精 神通院)対象者	1年以上居住者	医師の診断書等 で証明された者
			1級	2級	3級			
1 名古屋市	◎全額	◎全額	○					
3 岡崎市	◎全額	2分の1	○	○	○		かつ○ (手帳3級のみ)	
4 一宮市	—	2分の1	○	○			かつ○ (6か月以上)	
7 春日井市	—	2分の1	○	○				
8 豊川市	2分の1	2分の1	○	○			かつ○	
10 碧南市	◎全額	2分の1	○	○				
11 刈谷市	◎全額	2分の1	○	○				
12 豊田市	◎全額	—	○	○			かつ○	
13 安城市	◎全額	2分の1	○	○				
14 西尾市	◎全額	2分の1	○	○				
15 蒲郡市	2分の1	2分の1	○	○				
19 小牧市	—	2分の1	○	○				
25 知立市	◎全額	2分の1	○	○				
29 豊明市	◎全額	2分の1	○	○	○		かつ○ (入院のみ)	
30 日進市	◎全額	—	○	○				
32 愛西市	◎全額	◎全額	○	○	○			
33 清須市	◎全額	◎全額	○	○	○	○	○	
34 北名古屋市	◎全額	◎全額	○	○				
38 豊山町	◎全額	◎全額	○	○	○	○		○
39 春日町	◎全額	◎全額	○	○	○			
47 飛島村	◎全額	◎全額	○	○	○			
53 一色町	◎全額	—	○	○				
56 幸田町	—	2分の1	○	○			かつ○	

※「助成対象区分」の◎は、現物給付。それ以外は申請により払い戻し。

※名古屋市は、所得制限の条件がある。なお、名古屋市国保付加給付による精神疾病的医療費助成を廃止(影響人数:2万人)し、実質的な制度改悪を行った。

※岡崎市は、身体障害者手帳3級については、「厚生年金保険法施行令別表第1の13号」に定める「障害の状態」以上のもの。

※豊田市は、豊田市内の医療機関のみ現物給付。

※豊川市は、「アルコール依存症及び非精神病性の者」を除く。

※北名古屋市は、師勝町、西春町の合併により従前の対象者(手帳3級所持者、自立支援医療対象者、医師の診断書)を除外する制度改悪を行った。影響人数は313人(7割)が削減された。

※豊山町、春日町、設楽町、東栄町、豊根村では入院時食事療養費(食事代の自己負担)も同じ助成割合で適用されている。

2006年2月 日

各市町村議会議長 様

愛知県保険医協会

理事長 堀尾 仁

(名古屋市昭和区妙見町 19-2)

精神障害者の医療費助成制度の改善と、愛知県に「精神障害者の医療費助成を求める意見書」の採択を求める陳情書

【陳情趣旨】

今年4月から「障害者自立支援法」が施行される。政府は、「障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する」として、この法律を提案した。しかし、障害者とその家族に大幅な負担増を強い、障害が重く制度利用の多い人ほど負担が増える「応益負担」の導入に、障害者団体などからは、「自立支援どころか、自立を妨げ、生きる権利を奪う」と、強い反対の声が上がっている。

特に精神障害者の医療については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による精神通院医療(32条)の公費負担医療が、更生医療、育成医療と統合廃止され「自立支援医療」へと変わる。これまで5%だった患者負担が所得等より1~3割負担となり、大幅な負担増から受診の中止や延期により障害の重度化を招く事態が生じかねない。精神障害者が地域で生活していくために通院治療は必要で、その医療費を公費負担する制度は必要不可欠な制度である。

「障害者自立支援法」の施行により、貴自治体の精神障害者医療費助成制度を後退させないよう求めるとともに、精神障害者施策の改善のため、愛知県制度として精神障害者に医療費助成を実施するよう、愛知県に要望することを陳情する。

【陳情事項】

1. 市町村単独で実施している現行の精神障害者への医療費助成制度を継続・拡充すること。
2. 「障害者医療費助成制度」に、現行の精神保健福祉法32条(精神通院医療)の対象者を加え、一般疾病についても助成の対象とすること。
3. 「障害者医療費助成制度」に、現行の精神保健福祉法32条(精神通院医療)の対象者を加え、一般疾病についても助成の対象とすることを求める意見書を、地方自治法第99条の規定により、愛知県に提出すること。

以上

【陳情結果】

次の8自治体が、陳情書の採択または愛知県に意見書提出をした。

大府市、扶桑町、美和町、蟹江町、飛島村、武豊町、設楽町、御津町

その他、次の2自治体が、2005年12月議会で、同趣旨の意見書を提出した。

甚目寺町、弥富町

基本健康診査実施状況

(2005年10月1日現在)

- ※基本的にすべての市町村で、個別医療機関委託もしくは集団健診のどちらかで受診ができる。
- ※自己負担欄の▲はその他の費用と合算しており、健診・検診単体での費用は計算できない。
- ※自己負担は「市町村国保加入者のみ無料」でも「無料」としている。
- ※実施期間は、連続して6月以上受けられる場合を通年とした。

市町村名	個別医療機関委託		集団健診			
	実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
合計	49	無料:30	通年:13	52	無料:30	
1 名古屋市	○	1,000	通年	○	1,000	通年
2 豊橋市	○	1,000	5~1月	○	1,000	52
3 岡崎市	○	無料	7~9月	○	無料	86
4 一宮市	○	1,000	5~10月	×		
5 瀬戸市	○	2,000	6~7、 9~10月	×		
6 半田市	○	無料	6~7月	×		
7 春日井市	○	無料	通年	○	無料	10
8 豊川市	○	3,000	4~2月	○	1,300	84
9 津島市	○	1,800	8~11月	×		
10 碧南市	○	1,000	8~11月	○	無料	126
11 刈谷市	○	無料	7~10月	○	▲	15
12 豊田市	○	無料	6~12月	○	無料	53
13 安城市	○	1,000	5~2月	○	8,000	185
14 西尾市	×			○	無料	29
15 蒲郡市	○	2,700	通年	×		
16 犬山市	○	無料	6~10月	○	900	5
17 常滑市	×			○	1,000	34
18 江南市	○	無料	7~10月	×		
19 小牧市	○	無料	6~2月	×		
20 稲沢市	○	無料	5~7月	○	無料	12
21 新城市	○	1,000	6~10月	○	▲	1
22 東海市	○	無料	7~11月	×		
23 大府市	×			○	無料	80
24 知多市	×			○	無料	111
25 知立市	○	1,800	5カ月	○	500	19
26 尾張旭市	○	2,000	6~7、 9~10月	×		
27 高浜市	○	800	7~9月	×		
28 岩倉市	×			○	無料	27
29 豊明市	○	2,600	9~11月	○	無料	18
30 日進市	○	1,300	9~11月	○	700	34
31 田原市	○	無料	6~11月	×		
32 愛西市	○	無料	6~9月	○	無料	5
33 清須市	×			○	800	42

市町村名	個別医療機関委託			集団健診		
	実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
34 東郷町	○	1,200	8~12月	○	900	12
35 長久手町	○	無料	6~11月	○	無料	4
36 豊山町	○	有料	9月	○	1,300	23
37 師勝町	×			○	2,400	17
38 西春町	×			○	4,200	30
39 春日町	×			○	1,300	11
40 大口町	○	無料	8~10月	×		
41 扶桑町	○	無料	8~10月	×		
42 七宝町	○	無料	6~9月	○	無料	5
43 美和町	○	無料	6~9月	○	無料	6
44 甚目寺町	○	無料	6~9月	○	無料	18
45 大治町	○	無料	6~9月	○	無料	15
46 蟹江町	○	無料	6~9月	○	1,300	7
47 十四山村	○	無料	6~9月	×		
48 飛島村	○	無料	6~9月	○	▲	8
49 弥富町	○	無料	6~9月	○	1,300	13
50 阿久比町	×			○	無料	17
51 東浦町	○	無料	6~7、 9~10月	×		
52 南知多町	×			○	無料	25
53 美浜町	×			○	無料	20
54 武豊町	○	無料	6~7月	○	無料	18
55 一色町	×			○	無料	29
56 吉良町	○	▲	4~5月	○	無料	30
57 蟻豆町	○	▲	7月	○	無料	18
58 幸田町	×			○	無料	23
59 須田町	×			○	▲	30
60 三好町	○	無料	6~12月	○	無料	2
61 設楽町	×			○	1,500	9
62 東栄町	×			○	1,400	22
63 豊根村	×			○	無料	4
64 音羽町	○	無料	10~11月	○	無料	1
65 小坂井町	○	無料	6~7、 10月	○	無料	10
66 御津町	○	無料	5~10月	○	無料	14
67 一宮町	○	無料	6~10月	×		
68 富山村	×			○	無料	1

歯周疾患検診実施状況

(2005年10月1日現在)

※老健法に定める年齢(40・50・60・70歳)を対象年齢に含むのは55市町村、含まないのは瀬戸市・津島市・東海市・十四山村・南知多町・東栄町・小坂井町・御津町・一宮町の9市町村。
※歯周疾患検診自体が未実施なのは武豊町と富山村である。

市町村名	対象年齢	個別医療機関委託			集団健診		
		実施	負担	期間	実施	負担	期間
		36	無料 23	通年 16	41	無料 35	/
1 名古屋市	個:40,50,60,70	○	無料	通年	○	無料	通年
2 豊橋市	個:40,45,50,55,60,65,70	○	無料	5~3月	×		
3 岡崎市	個:40,50,60,70(県報告のみ)	×			○	無料	86
4 一宮市	個:40,50,60,70	○	無料	5~10月	×		
5 瀬戸市	個:40,50 集:20歳以上	○	1,500	6~7、 9~10月	○	500	24
6 半田市	個:40,50,60,70	○	800	9~10月	×		
7 春日井市	個:40,50 集:60,70	○	無料	通年	○	無料	4
8 豊川市	個:40,50,60,70 集:30歳以上	○	600	4~2月	○	600	12
9 津島市	個:40~70未満(過去2年受診なし)	○	1,000	8~9月	×		
10 碧南市	個:30,40,45,50,55,60,65,70,75 集:成人	○	無料	通年	○	無料	18
11 刈谷市	個:40,45,50,55,60,65,70,75	○	無料	7~10月	×		
12 豊田市	個:40,50,60,70	○	無料	4~3月	×		
13 安城市	個:40,50,60,70	○	500	7~1月	×		
14 西尾市	集:40歳以上	×			○	無料	44
15 蒲郡市	個:40,45,50,55,60,70	○	無料	6~3月	×		
16 犬山市	個:40,45,50,60,70 集:制限なし	○	無料	通年	○	無料	4
17 常滑市	集:30,35,40,45,50,60,70	×			○	無料	36
18 江南市	個:40,50,60,70	○	無料	7~10月	×		
19 小牧市	集:20歳以上	×			○	無料	7
20 稲沢市	集:40,50 集:制限なし	×			○	無料	20
21 新城市	集:20歳以上	×			○	▲	1
22 東海市	個:40,50,60	○	700	7~11月	×		
23 大府市	集:40歳以上	×			○	無料	16
24 知多市	集:40~70歳代	×			○	無料	17
25 知立市	40,50,60,70,75,80	○	無料	7カ月	○	無料	6
26 尾張旭市	個:40,45,50,55,60,65,70	○	560	6~7、 9~10月	×		
27 高浜市	個:40,45,50,55,60,65,70	○	無料	7~9月	×		
28 岩倉市	集:30歳以上	×			○	無料	27
29 豊明市	個:30,40,50,60,70 集:16歳以上	○	無料	9~11月	○	無料	11
30 日進市	個別:30,35,40,45,50,55,60,65,70,75	○	500	通年	×		
31 田原市	35,40,45,50,55,60,70	○	無料	6~8月	×		
32 愛西市	20歳以上	×			○	無料	3
33 清須市	個:40,45,50,55 集:40歳以上基本健診受診者	○	無料	3カ月	○	無料	34

市町村名	対象年齢	個別医療機関委託			集団健診		
		実施	負担	期間	実施	負担	期間
34 東郷町	集:30,40,50,60,70	×			○	100	4
35 長久手町	個:40,50,60,70	○	800	8~12月	×		
36 豊山町	集:30歳以上	×			○	無料	23
37 師勝町	集:30歳以上	×			○	無料	26
38 西春町	集団:	×			○	300	13
39 春日町	集:制限なし	×			○	無料	5
40 大口町	個:40,50,60,70	○	500	8~10月	×		
41 扶桑町	個:40,50,60,70	○	無料	通年	×		
42 七宝町	集:40歳以上	×			○	無料	5
43 美和町	集:40歳以上	×			○	無料	6
44 甚目寺町	集:40歳以上	×			○	無料	18
45 大治町	集:15歳以上	×			○	無料	15
46 蟹江町	集:40,50,60,70	×			○	無料	5
47 十四山村	個:70 集:40,50	×			○	無料	1
48 飛島村	個:40歳以上 集:30歳以上	○	無料	6~9月	○	無料	8
49 弥富町	集:30歳以上	×			○	700	8
50 阿久比町	集:基本検診受診者で希望者	×			○	無料	4
51 東浦町	40,45,50,55,60,65,70	○	無料	9~11月	×		
52 南知多町	40,50,60	×			○	無料	1
53 美浜町	制限なし	×			○	無料	4
54 武豊町		×			×		
55 一色町	16歳以上	×			○	無料	4
56 吉良町	16歳以上	×			○	無料	9
57 蕃豆町	18歳以上	×			○	無料	3
58 幸田町	集:40,50,60,70	○	無料	6~10月	○	無料	19
59 額田町	個:40,50,60,70	○	100	6~8月	×		
60 三好町	個:40,45,50,55,60,70	○	1,000	6~12月	×		
61 設楽町	個:35,40,50,60,70	○	無料	6~3月	×		
62 東栄町	40,50,60	○	▲	6~9月	×		
63 豊根村	集:18歳以上	×			○	無料	4
64 音羽町	個:40,50,60,70	○	無料	通年	×		
65 小坂井町	個:40,50	○	無料	6~12月	×		
66 御津町	個:40,50	○	無料	6~10月	×		
67 一宮町	集:40	×			○	無料	1
68 富山村		×			×		

子宮がん検診に関する要望

愛知県保険医協会

要 望 項 目

1. 子宮頸がんの検診は毎年受けられるようにしてください。
 2. 子宮頸がん検診受診率を引き上げてください。当面、欧米並みの80%を目指してください。
- そのために
- 1) 集団検診の場所と受診日を増やしてください。
 - 2) いつでも身近な医療機関で検診が受けられるよう個別検診を併設してください。
 - 3) 検診を受けるよう広報を強めてください。
 - 4) 検診費用を無料にしてください。
3. 受診者が希望すれば、対応できる医療機関で子宮体がん検診を行なえるようにしてください。費用の補助をしてください。

理 由

- 1) 子宮頸がん検診に関する研究では扁平上皮がんの浸潤がんに関しては検診間隔1年または2年が妥当と述べられています。しかし、上皮内がん、腺がんの発見のためにには検診は毎年でも不十分とする報告があります。(宮城県での調査で、検診で発見された上皮内がんの23.1%が「一年以内に異状なし」でした)がんの早期発見のために検診は毎年とすべきです。
- 2) 若年女性における検診目的には、上皮内がん以前の段階で診断し子宮温存治療を行なうことがあります。特に若年者や検診受診歴の少ない者では1年間隔の検診が望ましいと考えます。
- 3) 現在の検診受診率は10~20%台で、アメリカの89%（18~45歳女性の最近3年以内受診率）、ヨーロッパ諸国の80%と比較して非常に低い受診率です。韓国や台湾などのアジア諸国も検診受診率を80%めざして引き上げる努力をしています。2年という検診間隔は、極めて低い受診率の我が国では検診の有効性を著しく低めてしまいます。
- 4) 社団法人日本産婦人科医会の「日本産婦人科医会の子宮がん検診に関する望ましい指針（ご提案）」（平成16年9月28日）で毎年の検診、個別検診の推進、検診受診率向上などを要望しています。

以上

乳がん検診に関する要望

愛知県保険医協会

要 望 項 目

1. 乳がん検診は毎年受けられるようにしてください。
2. 検診を受けやすくし、受診率と発見率を上げるためにマンモグラフィとエコーの特性を生かして検診を進めてください。
そのため
 - 1) マンモグラフィ装置の設置を進めてください。
 - 2) マンモグラフィの読影医を増やしてください。
3. 検診受診率を引き上げてください。当面、欧米並み（40～70%）を目指してください。
そのため
 - 1) 集団検診の場所と受診日を増やしてください。
 - 2) いつでも身近な医療機関で検診が受けられるよう個別検診を併設してください。
 - 3) 検診を受けるよう広報を強めてください。
 - 4) 検診費用を無料にしてください。
4. マンモグラフィ、エコーによる検査にはできるだけ女性技師を充ててください。
5. 胸、背中を覆うケープを採用するなど（刈谷豊田総合病院の例）女性が検査を受けやすい環境作りを進めてください。

理 由

- 1) 30歳から毎年40年間マンモグラフィによる検診を受けても被曝リスクは無視できるぐらい小さく受診する利益の方が大きいです。
参考：(社)日本医学放射線学会／(社)日本放射線技術学会、マンモグラフィガイドライン委員会／乳房撮影委員会編集「マンモグラフィガイドライン第2版」
- 2) マンモグラフィによる乳がん検診では、乳腺密度によって見えにくく、見落とす可能性があります。栃木県保健衛生事業団の調査（05年11月日本乳癌検診学会で発表）では40歳代で17%、50歳代で29%の人がマンモグラフィで発見されず、エコーのみでがんが発見されています。乳腺の濃さに影響されないエコーによる検診も必要です。
- 3) 40歳から80歳女性がマンモグラフィ検診（2年間隔）を受診した場合、受診率20%、50%、70%、100%でそれぞれ死亡率が7%、18%、25%、36%減少すると予測されています（放射線医学総合研究所の飯沼武の05年日本乳癌検診学会総会での発表）

以上

2006年愛知自治体キャラバンコース表

コ-ス		責任団体	宣伝力一	日程	自治体名	訪問時間	請 願 資 料 依 頼 部 数	団 長	事務局長	運転手	現段階での参加予定・備考
第1	年金者組合	名古屋市職労	10/17 (火)	七宝町 大治町 甚目寺町	11:00~12:00 13:30~14:30 15:00~16:00	10 10 ★ 15	年金者組合 伊藤	名古屋市職労 三輪	名古屋市職労 伊藤	名古屋市職労 伊藤	保険医協会:福島 名古屋市職労:蜂谷
	年金者組合	名古屋市職労	10/18 (水)	愛西市 弥富市 蟹江町 飛島村	9:00~10:00 11:00~12:00 14:00~15:00 16:00~17:00	20 ★ 15 10	年金者組合 伊藤	名古屋市職労 蛇原	名古屋市職労 田中	名古屋市職労 伊藤	保険医協会:後藤 年金者組合:森下
	一宮社保協	名古屋市職労	10/19 (木)	二宮市 稻沢市 美和町	9:30~11:00 13:00~14:00 15:00~16:00	25 ★ 20	一宮社保協 日比	一宮社保協	名古屋市職労 山岡	名古屋市職労 伊藤	保険医協会:佛坂
											※美和町会場:役場裏「すみれの里」3階会議室 ※清須市会場:「旧清洲町役場」2階202
第2	自治労連	自治労連	10/17 (火)	清須市 春日町	10:30~11:30 ★ 5	15	自治労連 梅野	自治労連 平野	自治労連 平野	自治労連 平野	保険医協会:北田
	自治労連	自治労連	10/18 (水)	北名古屋市 小牧市	13:00~14:00 14:30~15:30	10	自治労連 伊藤眞次	自治労連 永井	自治労連 永井	自治労連 永井	保険医協会:竹村・加藤レ
	民医連	自治労連	10/19 (木)	豊山町 大口町	10:00~11:00 13:00~14:00	10	自治労連 伊藤眞次	自治労連 永井	自治労連 永井	自治労連 永井	保険医協会:澤田力・井上・小林(天山) 年金者組合:岩月
第3	自治労連	自治労連	10/20 (金)	岩倉市 江南市 扶桑町	9:30~10:30 ★ 15:00~16:00	20	年金者組合 杉村	民医連	自治労連 鈴木	自治労連 鈴木	保険医協会:林
	社保協	保険医協会	10/17 (火)	春日井市 尾張旭市 瀬戸市	10:00~11:00 13:00~14:00 15:00~16:00	25 20 20	自治労連 矢野	自治労連 村田	自治労連 村田	自治労連 村田	保険医協会:堀場(東郷・豊明)
	社保協	保険医協会	10/18 (水)	長久手町 日進市 東郷町 豊明市	9:00~10:00 11:00~12:00 13:30~14:30 15:30~16:30	10 ★ 15 ★ 15	医労連 西尾	保険医協会 澤田力	保険医協会 稻垣	保険医協会 伊藤	保険医協会:板津
	社保協	保険医協会	10/19 (木)	阿久比町 半田市 武豊町	10:00~11:00 13:00~14:00 15:00~16:00	15 15 15	民医連 久保田	民医連 久保田	民医連 久保田	保険医協会 吉田	※知多市会場:役所隣「勤労文化会館」3階・会議室5
	社保協	保険医協会	10/20 (金)	常滑市 美浜町	10:00~11:00 13:00~14:00	10 10	社保協 加藤ル	保険医協会 西村七	保険医協会 今井七	保険医協会 西村七	

2006年愛知自治体キャラバンコース表

コース	責任団体	宣伝力一	日程	自治体名	訪問時間	請 願 資 料 依 頼 部 数	団 長	事務局 長	運転手	現段階での参加予定・備考
第4	新婦人	愛労連	10/17 (火)	豊田市	9:30~11:00	★ 25	新婦人 水野	新婦人 富永	新婦人 梶原	豊田市:南館1階ロビー集合 保険医協会:小川
			三好町		13:00~14:00	★ 15				
			知立市		15:00~16:00	15				
			刈谷市		10:00~11:00	★ 10	愛労連 羽根	愛労連 吉良	愛労連 吉良	保険医協会:前田・室生(刈谷・高浜)
第5	愛労連	愛労連	10/18 (水)	刈谷市	13:00~14:00	5				
			高浜市		15:00~16:00	10				
			碧南市							
			豊橋市							
	愛労連	愛労連	10/19 (木)	岡崎市	13:00~14:00	20	愛労連 田中	愛労連 竹内	愛労連 竹内	保険医協会:村上
			安城市		15:00~16:00	★ 20				
			幡豆町							
			吉良町		11:00~12:00	5				
	一色町		10/20 (金)		14:00~15:00	5				
					16:00~17:00	5				
			幡豆町							
			吉良町							
	一色町									
	豊橋市職労		10/17 (火)	豊川市	10:30~11:30	15				
			豊橋市		13:00~14:00	25				
			田原市		15:00~16:00	15				
	自治労連	豊橋市職労	10/18 (水)	新城市	9:00~10:00	10	4団体 田中	4団体 田中	豊橋市職労	豊橋市職労
			東栄町		11:00~12:00	5				
			豊根村		14:00~15:00	5				
			設楽町		16:00~17:00	15				
	自治労連	豊橋市職労	10/19 (木)	小坂井町	9:30~10:30	10	自治労連	東三河労連	豊橋市職労	豊橋市職労
			御津町		11:00~12:00	10				
			蒲郡市		13:30~14:30	15				
別枠		社保協	保険医協会	10/24 (火)	西尾市	10:00~11:00	10	社保協 加藤ハレ	民医連 久保田	保険医協会 小川
					幸田町	13:00~14:00	15			
					津島市	16:00~17:00	15			
										※津島市会場:3階会議室

※請願欄の「★印」は、昨年請願で提出し、今年も請願で準備した自治体。

愛知自治体キャラバンとは？

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、25年の歴史をもっています。

要請項目は、その時々の重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延べ人数は、要請団側が約800人、当局と議会関係者が合計約550人にのぼります。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(下表)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

愛知自治体キャラバンの要請経過

- ・第1回は、1980年2月～3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で、健保法改悪に反対する国への意見書の提出を求めて21市を訪問、翌81年には、老人医療有料化・児童福祉手当改悪反対などの国への意見書提出を求め30市に要請しました。
- ・1982年には、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請、1983年には、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。
- ・1983年2月からの国の老人医療有料化に対して、自治体独自の福祉給付金制度を実現、1984年10月からの健保本人1割負担に対して、健保本人にも福祉医療の適用拡大など、国の悪政から住民を守る制度の実現・改善に大きな成果をあげてきました。
- ・これまでの主催団体は、社保協単独、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。
- ・事務局団体は、愛知県社会保障推進協議会、愛知県労働組合総連合、日本自治体労働組合総連合愛知県本部、新日本婦人の会愛知県本部の4団体が担当しています。
- ・2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、各市町村に配布を開始。各市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。
- ・毎年の要請・懇談・資料配付などの積み重ねにより、文書回答も94%の自治体から寄せられるようになりました。

要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五入)

要 望 事 項	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
介護保険の保険料独自減免	5%	14%	18%	45%	47%	54%
介護保険の利用料独自減免	9%	15%	25%	34%	36%	35%
☆住宅改修の受領委任払い	—	—	—	5%	6%	10%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	2%	5%	13%	14%	17%	19%
☆福祉給付金(老人一部負担金)の自動払い	0%	0%	3%	10%	31%	54%
就学前又は 6 歳未満までの医療費無料制度	6%	15%	30%	48%	75%	87%
妊婦検診の無料回数拡大	—	—	—	11%	14%	16%
☆国保・高額療養費受領委任払い	9%	10%	10%	14%	18%	26%
☆国保・出産育児一時金受領委任払い	6%	16%	61%	67%	67%	74%
<参考>文書回答	13%	34%	50%	74%	79%	94%

☆印:原則として市町村の支出増を伴わない要望事項

※各項目の実施割合は、自治体キャラバンで求めたアンケート(原則10月1日現在)の実施状況を基に作成しているが、各年の実施割合に翌年4月実施予定分を含む場合がある。

※基礎とした自治体数は、2002年までは88、2003～2004年は87、2005年は68である。

※「住宅改修の受領委任払い」と「妊婦検診の無料回数拡大」の2002年以前は要望前のため未集約

発行：愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 徳田 秋
(事務局団体) 愛知県社会保障推進協議会／愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部／新日本婦人の会愛知県本部
連絡先：名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号
愛知県社会保障推進協議会 (〒456-0006)
電話 052-889-6921 fax 052-889-6931
発行日：2006年10月12日